

日本国大小之神祇、別而八幡大菩薩毛頭不可有表裏者也、

月日

御判

龍伯江

依之龍伯弥上洛仕筈ニ御座候得共、病氣然と無御座候付、忠恒為名代上洛可仕と相極り、八月朔日居城鹿兒島致首途、日州野尻と申処へ致滞留候様子ハ、家来伊十院源次郎・同小伝次・同三郎五郎・同千次兄弟四人去々年以來再陰謀之企有之候由風聞仕候得共、先年上意を以逆罪をなため置候者之儀故、実否を見事令延引候、逆意無紛候故、八月十七日彼者共於所誅戮し、其外余党方々ニ隱居候者尋出成敗申付候ニ日数押移、九月廿六日日州細島致出船、十月四日撰州兵庫ニ着仕候、折節福島左衛門太夫安芸国拝領仕罷下り候ニ參合候、左衛門太夫此間龍伯・忠恒上洛仕候ハ、取持為可申大坂ニ相歸り候得共、余延引故罷下候由申候故、忠恒右之次第具ニ申談、太夫案内ニ而兵庫より致同道、十六日大坂着船仕候、権現様去ルニ日関東江還御被成候故、左衛門太夫山

口勤兵衛ニ相計関東江注進仕候、忠恒も家来市来次(八左)左衛門と申を相添、本田佐渡守迄上着仕候趣申上候、

十一月九日御内書致頂戴、十二月廿八日忠恒伏見之

御城ニおひて御目見仕、御馬式疋・御鷹ニ連致拝領、

翌年正月月中旬御暇被下、二月十四日帰国仕候、

一 忠恒御暇を被下罷下候刻、山口勤兵衛迄内談仕候者、

備前中納言秀家関ヶ原敗北以後薩摩逃下頁申候故、

難黙止存国之端ニ陣籠置候、命を御助被成候様二次

而を以御訴訟申上度候、如何可仕哉申候得者、本田

佐渡守ニ内談いたし重而可申越由勤兵衛申候、其後

勤兵衛与力和久甚兵衛を差下、秀家事、急度差上せ

御訴訟申候ハ、佐渡守取持へき旨申し忠恒方へ申

越候、依之家来桂太郎兵衛と申者ニ警固いたさせ、

正興寺文らくと申出家相添秀家ヲ差上せ候、慶長八

年八月六日発足ニ而候、同月廿七日伏見ニ致上着、

山口勤兵衛迄案内申達候、其節佐渡守儀ハ関東江罷

下候付、本田上野介迄勤兵衛申達、上野介達 上聞

候、秀家事、叛逆之棟梁たる間被助置者ニあらずと

いえとも、島津之家訴訟難黙止被思召候間、宥死罪

駿州久能ニ可被召置候旨上意ニ而御座候、依之忠(朱書)マ、一族島津撰津忠政を以御礼申上候、其後秀家事、八丈島へ流罪ニ而御座候由承候、

一 島津中務大夫豊久関ケ原ニ而討死仕候付、中務居城日州佐土原を被召上番手ニ被仰付、其後中務惟新を諫申候趣奉対

権現様ニ逆意無御座候段達 上聞、龍伯・忠恒親類之中ニ而佐土原番手可申付候旨、龍伯従弟島津右馬頭征久を申付遣置候処、慶長八年佐土原を右馬頭拝領仕、御直ニ被召出候、

一 同九年四月忠恒致上洛、六月 権現様御意を以陸奥守ニ被仰付候、

一 同十年三月忠恒伏見ニ罷上り、七月御暇被下帰国仕候、

一 同年龍伯病氣大切之由達 上聞、医師祐乘法印被差下療治被仰付候、

一 同十一年六月十七日忠恒於伏見御城御諱之字を被下家久と改め、太秦長光之御腰物頂戴仕候、

一 琉球国者家久十代之祖陸奥守忠国代ニ普(足利義教)広院殿より

致拝領、永享年中より薩摩ニ相從候処ニ近年致懈怠候、殊更 権現様御礼可申上之旨使札を以申付候得

共不致領掌候間、人衆を差越可致退治之旨山口駿河守直友を以致言上候処ニ蒙御免候付、慶長十四年三月上旬家久家老樺山権左衛門久高・平田平(太郎左衛門力)太左衛門増宗ニ申付、人衆三千・兵船百余艘差渡、家久茂山

門と申湊迄出馬いたし下知仕候、権左衛門・太郎左衛門先大島と申島ニ致着船、大島を手ニ付候而徳之島ニ參候得者、島之者共防申候故、数百人討殺申候ニよりて永良島無異儀相從申候、夫より琉球之地へ

押掛、四月一日海陸より国司居城首里と申城ニ取掛申候、国主尚寧降參仕候付、早船を以右之趣申越候故、使者を以致言上候、

一 権現様・台徳院様御感不斜則御感状を被下、琉球国を永く家久ニ被下候旨龍伯・惟新と同前ニ御感状頂戴仕候、自夫権左衛門・太郎左衛門尚寧を率て五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩ニ致帰宿候、

一 同十五年五月十二日家久中山王を率て鹿児島を發し、八月六日駿府ニ參着す、道中御馳走朝鮮人來朝と同

しかるへき旨宿々迄兼々被仰付候由二而、殊之外結
構二御座候、同八日家久中山王召列登城す、尚寧段
子百端・羅沙十二端・太平布式百疋・蕉布百端・銀
壱万両・長光之御太刀致献上候、若君様江御太刀一
腰・段子五拾卷・太平布百疋・蕉布五拾卷を差上、
家久茂御太刀・馬代其外品々致献上候、九月三日登
城す、御饗応あり、同七日於御數寄屋御手つから御
茶を被下、同十二日又登城仕候、同十六日致登城御
饗応之上加賀貞宗之御腰物致拝領、且又桜田之屋敷
を被下候、直二御暇給り、同廿日江戸を発し、兼而
被仰渡二よりて中山王者東海道罷下り、家久者木曾
路を通下国仕、其年上意二而中山王帰国仕いたさせ
申候、

一同拾六年正月廿一日龍伯卒す、七拾九歳、

揖斐与右衛門尉上使として薩摩へ下り、上意をのへ
て御書并御香奠白銀千枚拝領仕候、龍伯よりも定家
之色紙・来国次之刀・葉茶壺を遺物二献ス、

一同十九年大坂御陣前秀頼より高屋七郎兵衛と申者差
下し家久二味方を頼し由、九月廿三日之状（朱書）「マ」二長銘正

宗之脇指を相添到来いたし候得共同心不仕、右之書
札二返書之案文を相添板倉伊賀守勝重迄差上せ、御
出陣二おゐてハ急度馳參へきのよし伺申候、其返事
二、人衆相催御左右次第可致上洛候、仮令御出馬之
由承候共、御下知無御座候ハ、罷上る間敷由伊賀守
申越候二付、人衆を揃へ御一左右相待候、其後又秀
頼より川北勝左衛門と申者を差下、以書札是非頼入
之由申来候、家久最前之返事二申遣候通り同心不仕、
重而使札二預る間敷由申返候所、又武井理兵衛と申
者を被差下候間、則理兵衛を

（行間朱書）

一揃捕、秀頼之状相添山口駿河守直友迄差上候、

一家久家老三原諸右衛門重種二人衆相添大坂二差上候、
其後板倉伊賀守より人衆を揃へ家久早々可致上洛旨
上意之趣申越候、十二月九日之状同中甸致到来候に
よりて家久即日鹿兒島を罷立、日州細島より出船仕
候得とも、風波意二まかせず、同廿九日漸豊後之森
江まで参候所二本田上野介正純・山口駿河守直友十
二月廿一日之状到来仕、大坂無事二相濟候間、何方
迄致出船候とも早々帰国可仕之旨上意之趣申越候故、

森江より致帰国候、

一元和元之夏秀頼又叛逆之聞得御座候二付、本田上野介書状指越、人衆相催御左右次第可罷立之由申来候によりて、御左右を相待罷在候所ニ上野介・駿河守

卯月廿日之状五月初到来仕、早々可致出船之旨申越

二付、五月五日家久一万三千之人数を召列鹿兒島発(朱書「マ、」

し、領内京泊と申所より出船仕、肥前之平戸二船を

かけ候所、駿河守方より五月九日之状ニ、去七日大

坂致落城候間、人衆をハ残置、手廻計ニ而早々可罷

登之旨申越候、同十九日到來いたし、則兵船をハ平

戸より返し、家久ハ手廻計ニて罷登り、六月二日尼

崎ニ着船いたし、則伏見ニおみて権現様ニ御目見仕

り、行平之御太刀・正宗之御脇指・御馬式疋拝領仕

候、同月廿七日於二条御城舞樂被仰付候、七月朔日

御能あり、同八日於伏見御城御能被仰付候、何も家

久被召出見物被仰付、難有上意共ニ而御座候、

一同二年四月朔日

台徳院様より吉光之御腰物家久拝領仕候、同月八日

権現様御不例御大切ニ御座被成候刻、松平肥前守(前田利常)・

(伊達政宗) 松平陸奥守・細川三斎(忠興)・家久四人駿府御城奥之御座

ニ被為召御暇乞被遊、何も御腰物・御脇指拝領仕候、家久ニ(朱書「マ、」ハいや正宗之御脇指を下さる、

一同三年七月十八日

台徳院様御執奏によりて家久宰相に任し、且又吉光

之御腰物頂戴仕候、同廿一日御参内之刻家久供奉仕

候、

一同年九月朔日家久ニ松平氏を下され、御口つから薩

摩守ニ被仰付候、其時貞宗之御腰物頂戴仕候、

一同四年六月惟新病氣ニよりて医師寿徳庵玄由仰を蒙

りて罷下り候、

一同五年之夏惟新病氣ニよりて上使篠崎吉右衛門尉薩

摩ニ下りて病を訪ひ、又寿徳庵被差下候、七月廿一

日惟新卒す、八十五歳、上使花房五郎左衛門尉薩摩

に下りて御書并御香燭銀千枚被下候、

一同七年二月四日家久御暇被下候刻御脇指并銀五百貫

目拝領仕候、

一寛永三年家久御上洛之御供仕、於京都権中納言ニ任

し従三位ニ叙す、九月六日二条御城ニ行幸、(家光)大猷

院様御迎として御参内之刻、家久騎馬ニ而供奉仕候、

一同七年四月十八日家久か桜田之宅ニ

大猷院様御成被遊候、拝領物之品々別紙ニ書付指上

候、同廿一日 台徳院様渡御、拝領物同断、

一同十一年八月四日家久於京都

大猷院様御判物頂戴仕候、

一同十三年家久国にありて大切(朱書「マ、一相願候由達上聞、医

師久志本式部少輔仰によりて罷下り療治仕候、

一同十四年之冬上使新庄右近太夫鹿兒島ニ来りて

上意を述、家久か病を御尋、且御鷹之鶴を拝受仕候、

旧例在国之年ハ奉書を以拝領仕候得とも、此度ハ右

近を以下さる、

一同年之冬肥前島原ニ一揆籠城仕候ニ付、家久家臣島

津豊後久賀・同下野久元二人衆を相添島原ニ出張し、

上使之下知を受可相懸旨申付候、正月朔日城攻、二

月廿八日落城之節、何も手ニ合申候、

一同十五年二月廿三日家久卒す、六十三才、上使能勢

小十郎鹿兒島ニ下りて上意を述、御書并御香奠白銀

五百枚頂戴仕候、

貞享元年甲子十一月十六日

此書則歲月日付ニ而公方家ヘタテマツリタマフナ

リ、ミタリニ外見有間敷物也、」

常不止集三拾四之卷

天保十五年甲辰二月中

朔日 晴後曇、夜入雨風烈し、

一朝六ツ時起、泊り明ニ而川上孫八郎殿江朝出相頼、

五ツ時帰宅、四ツ時よりたんとふ屋敷江参り、先

日切崩掛之谷五人ニ而切崩す、先日と都合五畦計切

崩、柿之苗五百計いたし置、梶苗百計いたし置、茶

苗式升程蒔置、暮(朱書「マ、一歸より帰宅、切崩方(身カ)自心ニも大分

いたし候、夜四ツ過臥候事、

二日 烈風雨、間々日も出、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、夜四ツ前臥

候事、

三日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛升形江立寄、七ツ前より荒田二階堂家江参り安五郎殿瘡瘡ニ付而夜起、

四日 晴、

一夕へハ二階堂家夜起ニ而六ツ時帰り、五ツ時よりたんとお屋敷へ登り、先日より崩掛之杉差場崩方いたし、今日も自心其外四五人、大鐘時分相濟候間、夫より野原へ茶五升ばかり蒔置、暮帰宅、四ツ時分臥候事、

五日

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後谷山角太夫殿江参る、暮より今和泉屋敷へ見立ニ参る、是ハ安芸殿御実母死去ニ付而也、五ツ時繰出有之、山之口馬場入口帳付いたし帰宅候得ハ、最早四ツ時分罷成、四ツ半時分臥候事、

六日 間々至極之小雨、



一朝六ツ時起、五ツ時出勤、四ツ時太守齊興公御発駕被遊、(久徳)碓山将曹殿御家老之場ニ而御供、

一八ツ後御暇、帰宅、直ニ磯加治木別荘ニ而同席中弓、暮帰宿、四ツ時分臥ス、

七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、大鐘時分より鐘場へ出張、暮引入、中馬甚右衛門殿来儀、九ツ時被帰、九ツ半時分臥候事、

八日 晴、



一朝六ツ時起、夕詰ニ而八ツ前より出勤、泊伊勢平四郎殿七ツ過被出、直ニ帰宅、八ツ半時分より平右衛門殿御殿へ被参、同道ニ而帰る、大鐘より伊十院半之丞殿・有川勇四郎殿来儀、昼之内弓ニ而夜四ツ過被帰、同刻臥ス、

九日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇ニ而直ニたん
たたふ屋敷へ参り杉五百本差ス、暮帰宅、九ツ時臥
候事、

十日 曇、七ツ過小雨、

幕府

(島津久遠)

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、先日御家老衆島石見殿江
御兵具所掛・異国船掛被仰付候処、今日御兵具所御
下り御道具初而御見分有之、九ツ過御立、八ツ後御
暇、帰宅、直ニたんたとふ屋敷へ参り杉七百本差、
茶之美式斗蒔、棕櫚子式拾本余植付、大鐘時分より
有川勇四郎殿・加藤権兵衛殿・い十院半之丞殿・川
上孫八郎殿来儀、加氏・い十院氏・小子三人ニ而弓、
暮帰宅、

一三日跡島津和泉殿(入風)当分御城代日置御家老一篇之勤ニ而当秋

赤松主水殿(則也)へ交代被

仰付候、且又琉球掛・御勝手方掛之儀ハ島主計殿(島津久遠)、

御兵具所掛・異国船掛之儀ハ島津石見殿へ被仰付候、
当秋之交代ニ当分より掛等皆共御免ハ余リ不宜向と

一統之評儀、

十一日 曇、

一朝六ツ時起、四ツ前名越彦大夫殿へ暇乞、伊藤万次
郎殿へも参る、四ツ時出勤、八ツ後御暇、日入時分
より平田正十郎殿抱瘡夜起ニ参り候事、

一当分葛原橋太鼓橋ニ普請最中ニ候間市橋の方へ廻る、

十二日 晴、

幕府

一朝六ツ時帰、四ツ時出勤、八ツ後帰宅、直ニ梅田家
演武館へ出張、七ツ後より北郷多仲殿所江同席四五
人弓、暮帰、直ニ臥候事、夜前之夜起ニ引続弓ニ而
甚くたひれ候事、

十三日 晴、夜入大雨、雷厳し、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰懸相良典
礼殿へ悔ニ参、是ハ嫡子七才ニ而死去ニ付而也、七
ツ前帰宅、七ツ後より高橋甚五兵衛殿・鷲頭等水殿
其外四五輩来儀、当分庭之紅葉盛り最中なれば鷲頭

氏詠歌、

竜田姫いと、に見ゆる秋よりも

けつく若やく春のもみちは

高橋氏来儀遅刻の断とて、

畏る顔に色あり春紅葉

短冊の絵に桜に瓢箪のありけれハ、夫(朱書「マ、」に對しと望け

れハ言葉のしたより高橋氏、

瓢たんの酒にほろよふ桜哉 黙哉

拙者また一首、

我宿の庭に盛りのもみちより

猶色ふかきことのはの道

各々四ツ過被帰、九ツ時分隊候事、

十四日 間々小雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛梅田演武館

へ出張、七ツ後より花舜軒御墓へ参詣、前へ立寄、

内記様嫡女おのりとの昨日より庖瘡仕付無間帰宅、(朱書「マ、」

夜四ツ半隊候事、

十五日 晴、

一朝六ツ半起、五ツ半出勤、張番、八ツ後御暇より書

役田原八三次琉球差越二付、同席中より錢別二而出

張、暮過帰宅、四ツ時分隊候事、

一今日伊勢平四郎殿と拙者新古今集の春夏秋冬の詠歌

今日より当十月中二覚候得ハ、平四郎殿鶏の汁被喰

筈、其節迄不覚候得ハ拙者負之筈二而かけたし置

候、大底七百五十首有之といふ事、

十六日 晴、烈風雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より

谷山角太夫殿江暮迄参り、夜九ツ時分隊候事、

十七日 大風雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退出、夜四ツ半時

分隊候事、

十八日 雨灑、

三三

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後帰宅、七ツ前より

鎌田愛太夫殿・川上孫八郎殿同道ニ而田之浦種子鳥
家屋敷ニ而同席四五人弓、大鐘時分雨故取止、川上
孫八郎殿へ参る、暮より前へ庖瘡夜起ニ参る、

十九日 雨風、

一朝六ツ時前より帰宅、四ツ前出勤、八ツ後御暇候得
ハ前友熊殿釣リ有之段相聞得則差起、無間釣リハ泊
る、夜五ツ時分帰宅、四ツ前臥候事、

廿日 雨風、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛前へ一
刻立寄、帰宅、暮より又々夜起ニ参り候事、

廿一日 四ツ時分迄雨、後晴、

一朝六ツ時帰宅、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニたん
たとふ屋敷へ参る、竹之子四拾本余ニ串を立置候、
なへ竹盗ミを追散し、右之竹壺束取上ケ候而暮帰宅、
一八ツ後差越候得ハ小子屋敷へ町田鷺之介殿鳥取ニ被
参居候付、何鳥取ニ而候哉と相尋候へハ、アカヒゲ

相渡り居候段伝承候付、取ニ為差越と之段承候事、

○酒菓子の官位

一中汲内大臣諸白卿

一正中納言暑がん卿

一糠平少将丸盆卿

一糠平大納言拙者用究候、毎日卿

一中汲小茶碗二三卿

廿二日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇掛升形へ一刻
立寄、直ニ初市見物ニ差越、町田家家来当分屋久鳥
藏手伝勤辻元弥兵衛所へ参る、銀のしきせふち頭セツ・
しんちやふ鏝セツ但、石目打有之、小鞆小刀壺ツ、八ツ
後帰り掛下広小路下書物屋より詩工錐鑿新本二冊相
求候、七ツ後より鎗場へ出張、暮引入、九ツ時分臥
候事、

一相良典礼殿二男庖瘡ニ付而死去被致候段為知申来、
兄殿ニも当月十三日ニ同断病ニ而死去、跡男子無之

嚙々込りならん、

廿三日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より

鐘場へ出張、日入比より二階堂家安之進殿疱瘡夜起

二差越、六ツ時帰宅、

一御楼門御造替二付今日より通融留る、仰出等ハ囲御

修甫といふ事、

廿四日 雨風、

一朝六ツ時帰(起カ)、四ツ時出勤、八ツ後御暇、暮より前屋

敷へ参る、是もおのりとの・友熊殿疱瘡二付而也、

大鐘前帰、直二臥候事、

廿五日 晴、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、たんだ

とふ屋敷へ参る、竹之子串立方いたし候処、只今百

本余生出候、暮帰宅、九ツ時分臥候事、

廿六日 晴、

一朝六ツ半時分起、四ツ前屋敷へ立寄、四ツ時出勤、

八ツ後御暇、帰掛演武館へ参り、直二帰宅、七ツ鐘

場へ出張、大鐘より家来塩田十右衛門琉球下り饒別

二付引入、十右衛門其外四五輩大鐘過より被参、夜

四ツ時分被帰、無間臥候事、

廿七日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ半時分より町田家江参り、四ツ前

出勤、八ツ後御暇、直二たんだとふ屋敷へ参り泊る、

至極之草庵にて頭之あたり主物も揃兼、乍春風夜分

ハ甚凌兼たり、竹之子串今日迄百八拾八本立候事、

九ツ半時分臥候、

廿八日 晴、昼時分より曇、

一朝六ツ時起、竹之子串式百拾八本立、八ツ前帰宅、

七ツ後より泊番ニ而出勤、夕詰い十院半之丞殿へ代

合、次渡等ハ何もなきといふ事、

一泊りにて候処、庭ニ何敷大鳥の落たる羽音にてばた

づき候付、足輕式三人走出取候得ハ鳩なり、是ハ如何なる訳合にて落たるやらん、無間又壱正落候、

二日

る、暮帰宅、夫より前へ庖瘡夜起、六ツ前帰宅、

廿九日 晴、

一朝六ツ前夜起より帰宅、直ニ臥候而五ツ時起、四ツ

一朝六ツ時起、泊り明ニ而候処、本田休兵衛殿朝出ニ而五ツ時帰宅、四ツ後よりたんとお屋敷へ参り、

時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニたんとお屋敷へ参り、暮帰宅、夜四ツ過臥候也、

七ツ後帰宅、鎗場へ出張、日入時分引入、前へ友熊殿しめあけに参り、九ツ過帰宅、直ニ臥事、

三日 晴、

三三三三三三

晦日 晴、

三三三三三三

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直

一朝六ツ時起、四ツ前前へ一刻参り、夫より升形へ参り、四ツ時出勤、九ツ時御暇、帰掛平佐へ一刻参り、

ニたんとお屋敷江参り弓、外ニ基太村直八殿・福留吉太郎、暮帰宅、九ツ時分臥候事、

帰宅、(朱世)マ、お藤籬・見・源太郎百日ニ而飯喰等ニ付、戸柱伊藤家・平佐おつや様御出、七ツ後より直八様・市郎左衛門ニ而弓、四ツ時分臥候事、

柴をたきて自居のことし
夜の

四日 晴、

三三三三三三

常不止集三十五之卷

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、

天保十五年甲辰三月中

八ツ後御暇、たんとお屋敷へ参る、明日同席中弓

朔日

之筈ニ付射場そだけ、跡ニ而弓、今晚あばらやへ泊

一朝六ツ時起、今日者出勤不致、たんとお屋敷へ参

る、九ツ時分臥候事、

五日 晴、
晴晴晴晴晴

一朝六ツ時起、一里塚之辺廻り、夫より又々射場之辺
そたけ方、八ツ前より北郷多仲殿・村橋彦九郎殿・
加藤権兵衛殿・伊十院半之丞殿・有川勇四郎殿・本
田休兵衛殿・川上孫八郎殿・大野清右衛門殿・北郷
要人殿・北条織部殿、書役建書として本田岩次郎差
越候、暮帰り掛皆々有川氏へ差越、五ツ時分帰り、
無間臥候事、

六日 晴、
晴晴晴晴晴

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、日高与一左
衛門殿所へ参弓、暮帰宅、夜九ツ時分臥候事、

七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、大鐘時分よ
り右松家へ参る、昨日十郎太殿嫡女おつやとの死去
二而、是ハ疱瘡ニ付而也、不断光院迄参る、又々右
松家之様参り、四ツ時分帰宅、九ツ時過臥候事、

八日 晴、
晴晴晴晴晴

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤
四ツ後御暇、市来次十郎殿同道ニ而演武館へ出張、
無間梅田家之様参り、九ツ時帰宅、八ツ時分より相
良堅助殿来儀、同道ニ而たんとふ屋敷へ参り、伊
勢平右衛門殿・若松新太郎殿ニも被参弓、暮時分帰
宅、直ニ右松家へ夜起ニ参賦之処、お藤嫡女子今晩よ
り熱氣有之候間、八ツ時分帰宅、定而疱瘡ならんと
家内中申候事、

九日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、暮時分岩山
玄伯殿・上野良淳殿来、お藤弥疱瘡ニ相究候、今晚
ハ熱氣強夜起同前、

十日 雨風、後晴、

一朝六ツ時起、六ツ半時分梅田家大目付衆御見分ニ差
越候得ハ、雨天故延引ニ相成、四ツ過より御殿へ罷
出、お藤疱瘡ニ付暫ハ相頼、九ツ時分帰宅、七ツ時

分臥候事、今日も熱氣強し、

十七日

右同断、夜起、

十一日 晴、

一朝六ツ時起、お藤疱瘡猶熱氣強し、七ツ時分臥候事、

十八日

右同断、

十二日 晴、

お藤疱瘡二付出勤不致、

十九日

右同断、夜起、

十三日

右同断、夜起、

廿日

右同断、夜起、

十四日

右同断、

廿一日

右同断、

十五日

右同断、夜起、

廿二日

右同断、

十六日

右同断、

廿三日

右同断、

廿四日 雨、

右同断、

廿五日 雨後晴、

一朝六ツ時起、五ツ半時分より前屋敷・平佐江立寄、

直二出勤、八ツ後御暇、帰掛升形へ立寄、七ツ前歸

宅、夜七ツ過臥候事、

(二十七之卷 一五六頁文書に同じ、本文略)

廿六日 晴、

御書

一朝六ツ過起、四ツ後弓式拾建射る、七ツ後より泊番

ニ出勤、夕詰村橋彦九郎殿代合、次渡等ハ何も無之

と承候、大鐘迄彦九郎殿外ニ御道具掛竹之下善兵衛

ニ而弓、夜四ツ半時分臥ス、

廿七日 晴、

御書

一朝六ツ時起、泊明ニ而四ツ後歸宅、

諏訪兼利の詠歌

御書

〔朱書〕

飛鳥川の淵瀬常ならぬ世の習、朝に生れて夕へに死候、十と二ツわたちをめぐるとかやしらす、いつくよりか来り、いつくへかさる、おもふに外なき天地の中に生者必滅の理のミそとふときもいやしきものかれかたき、去れば前の侍従の君はいまたわか世をしろしめささりしかとも、広き御めくミハ日に向ふ高智穂の陰よりもしけく、あまねきいつくしミハ薩隅日三くにの外にしるく世のか、ミとも成り給ふへかりしかとも、寛文十二師ハせ月の末より何となくあつしくし給へハ、御薬御すハふたゆみなく、人々天にあふき地にふして心とはやくおこたり給ん事を願といへとも、日にそひ御まミたくなり行給ひ、医のはかせけんさの大とこ其道のしるしを得ず、終にあくる二月居待の月にさそハれ雲かくれ給へハ、四十あまり二とせの御齢も夢かと計たとらる、ひとよたに照しもはてすあちきなく

空かくれ行月おしそ思ふ

かくてなき御からを守居れとも叶わぬ世の習ひなれ
は、おなし末の二日ほのくらし夜のほとに大円寺の
側にゐて奉り、むなしき煙とならんを^{本のま、}奉る、

思ひきやさらてもくゆる鳥部の、

煙りを君かうへに見ぬとは

さて有へきにあらねハ、見捨奉りてかへるさの道哀
ともいわんかたなし、やふく^{〔朱書〕マ、}夜半も過らんと思ふ
ほと、さし出る月いと朧気なり、

朧にも月ハ照らせと雨とふる

涙にくれて行もやられす

春もやふくふかふ成ま、に、なへて世は花の盛り
と聞て、

思ひあれは春ものふかくたれこめし

身にはよそ成花盛り哉

御寺の庭に一本の花盛り成を見て、時を感じてハ花
にも泪をそくとはかゝる折にやとおほえて、

みし人のあとに残りて桜花

いく代泪のたねとならまし

おなし所にて鶯の声頻なれハ、別を恨ては鳥も心
うこかすといふ古事を思ひ出て、

鶯もつるの別を恨てや

君かあたりをさうて鳴らん

又其所にて花の散をみて、

散花はあらし待まもあるものを

^{〔朱書〕マ、}
何そハもろき人の世中

けにもろき人の世なるかく此御哀かけても思ひよら
さりし比あひ、伴ひ人ふたりミたりしていくミして
夕雲雀待山花などいふ題にて和歌の浦のもくつをか
き、難波津のよしあしをわかたはやなんといいひし事
も皆いたつらと成しかは、思ひつ、けて申遣しける、
よしあしをわかむといひし言の葉も

今ハ泪のたねとこそなれ

返し、
福崎林貞

夕雲雀やまも桜も此比は

泪くもりて言葉もなし

やふく^{〔朱書〕マ、}弥生になりぬ、御忌の日御寺に詣て、

二月の哀おほえてめぐりおふ

三月のけふもぬる、袖かな

御寺に詣ける道すから時鳥を聞て、

郭公しはしかたらへ思ひやる

死手やま路（朱書「マ、」の行へ問はまし

春の行衛もしらぬまに弥生も末になれハ、

亡人をしのふなかめにくれて行

春の名残も猶そかなしき

更衣の朝、

花衣ひるよしもなく春くれて

ぬきかふる袖を又やしぼらん

日数ふるまゝにけふハ卯月の八日、七々日も成ぬ日

もこそおほかるに、御誕生日にめぐりあひて経仏の

業おこなわれるも世いミしふましませし（朱書「マ、」しなる

かし、御寺にまふて、

たきもの、煙りにかへれむらさきの

雲にかくれし人の面影

弥陀の名号を冠におきて、

なき魄の道しるへせよ三の世を

隈なく照らす法のともし火

むかしより流れたえせぬ法の水の

はちすにうかへ露のしら玉

あさからぬ四十またハねかひあひ

法（朱書「マ、」のちかりに君ハもれしな

見のよそに見しハうつ、か鳥部山

おくれさきたつ終の煙を

たれか又あらしの末ぞ残るへき

世はあたしの、露の身なれハ

ふたつなき法の舟長しるへしてとく渡りなん、みた

の御国に御遺骨ハおさめ奉る事なれば、卯月半江戸

をた、せ給んとの催しあれハ、また此府に來らんも

ちかふハたよりなき事を思へは、此程和歌の師と頼

し岡元宗好か方へ申遣しける、

帰りこぬ程こそしらね和歌浦の

綱手たえにし海士の小舟は

返し、

思ひやるこゝろにたえし綱手繩

和歌（朱書「マ、」の浦こきわかつとも

また吉田貞春のかたへ遣しける、

おなし世にありとしきけハ和歌の浦に

かへらぬ浪を哀とはしれ

返し、

隔ともきくほどあらしこのうらに

また帰るへき和歌のとも鶴

卯月十八日かねて定る日なれハ筑紫のかたへ趣給ふ、

護將の大とこに大円寺・養間寺、供奉の御かために

ハ鳥津久頼(采書「マ」)を始してませし世のこたく前後を守護し

奉らる、昼の間は物いまいし給ふ事侍れは、亥のか

ねを伝へて御寺を出させ給ふ、折しも月ほのかに出

しかは、

いさたまへ西のかたへとなきからを

さそひいつるやむさしの、原

道の辺の田井に蛙いとふ啼ければ、

あらおたにすたく蛙もなき玉の

行へしらはや侘て鳴らん

行ま、に夜ハ五更になりぬ、螢の飛を見て、

なき玉の行へしらは飛螢

雲の上まで道しるへせよ

二月の今宵の此世を立せ給ひしか、今日の今宵ハ又

筑紫の方へおもむき給ふ事と絶果させ給しも此比な

んありとおもひ出しかハ、しハ鳥鳥(鳴カ)の声明なんとす

る鐘の声も猶うらめしくおもへて、

二月のあかつきの空をおもわすは

嬉しかるへき鳥かねのこゑ

明れは十九日卯の刻計り加名川のすそにしはらくや

すらひ給ふ、午の刻程に十塚につき給ひて御泊、廿

日辰の刻に十塚を立せ給ふ、鳴立沢にて、

かはかりに哀なりきやそのむかし

鳴立沢の秋のゆふくれ

申刻計に小田原に着候ひて御泊、廿一日卯(采書「マ」)の計りに

小田原立せ給ふて雨のそほふるに箱根をのほる、此

山に住けるものまかりいて、花を奉るまし、ませし

御世にハかせきやりの物をこそ奉りしか、今一枝の

手向ハまの前の仏にこそとたふとく覚て、

目のまへの仏也とやこゝろなき

さつをも花をたてまつるらむ

此山はなき人のとをる所となん去つたへしかハ、君

の行衛もなつかしうさいの河原念仏の声さなからか
の国にいたるかど覚ゆ、

箱根路や八重たつ雲のいつくにも

君か行衛を知る人そなき

其日酉の刻計りに沼津に着せ給ふて御泊さわる事有
ておなし所にと、まり給ふ、廿三日卯の下刻沼津を
立せ給ふ、明果ぬ夜の程に富士の雪計り雲の上にも
白妙なり、

四方の山はまた夜をこめて富士の根ハ

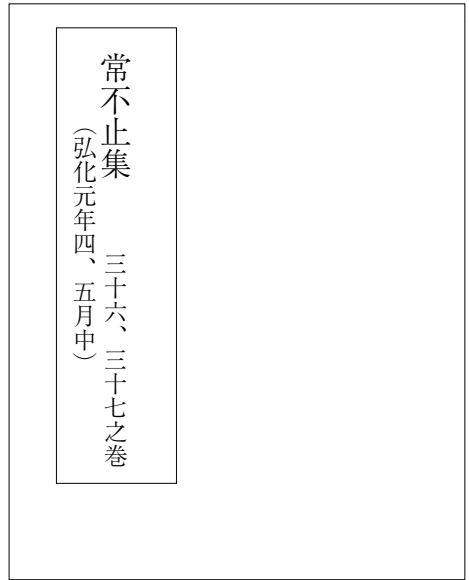
雪よりしらむあけほの、空

いつよりもふしの雲晴ければ、

白雲のうへにはれたるふしのねは

けふりや雪の隈と成らむナル

浮島か原にも来りぬ、ませし御世には年毎に此所に
（朱書「マ、」
しはし、



入、四ツ半時分二臥候事、

二日 晴、
三十三日 御遊御所御立寄

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、九ツ時より
たんととふ屋敷へ参り同席七人二而弓、暮帰宅、北
郷要人殿・伊十院半之丞殿来儀、各々五ツ時分被帰、
無間臥候事、

三日 晴、

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ過引入、四ツ前出務、
八ツ後御暇、七ツ後より小田十郎右衛門殿へ一刻参
り、夫より伊藤万次郎殿ニも立寄谷山角太夫殿江参り、暮より前屋敷へ参
り、四ツ前帰宅、四ツ半時分臥候事、

四日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、五ツ半より
村橋彦九郎殿へ一刻立寄、直ニ演武館江参り、九ツ
時より升形へ立寄、無間帰宅、演武館ハ平田家弓大
目付衆御見分ニ付而也、末川久馬殿ニ而候、五寸的

常不止集三十六之卷
三十七之卷

常不止集三十六之卷

天保十五年甲辰四月中 名越篤烈

朔日 晴、
養和素

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ前升形
へ立寄、直ニ出務、四ツ後毎朔御条書拜聞、八ツ後
御暇、直ニ弓三拾建射候、七ツ後鎗場へ出張、暮引

一建之事、七ツ過より谷山角太夫殿江参り、日入時
分より伊藤万次郎殿江参り、暮帰宅候得者、源太郎
疱瘡之様ニ而熱氣強く、医師上野良淳ニも是ハ疱瘡
ならんと被申候事、今晚ハ終夜熱氣強く、拙者ニも
念遣ニ而安眠難致候、

けふ演武館よりかへりつれくの折から鼓河のな
かれにことくの橋かけかわりし事とも、やまと
ことの葉にうねつりいたして予か行末の見合ニな
んいたしける、

稻荷河大乘院の橋柱

かへて大鼓の名にも立らし
名にもしれ五月雨時の流れよく

君か恵ミの市橋とは

鼓河なかれにかゝるつゝ、ら原

橋も大鼓を打渡しけり

橋の名のめかねをかけて戸柱や

河に恵ミの深くミゆらん

鼓河なかれの末ハミつめかね

幾千世かけてやすく渡らん

ミつめかね橋か、りしハあまたもつ

十とせあまりのミとせ也けり

つゝ、ら原それよりうへのふた橋ハ

天保十四に皆かわるなり

戸柱の橋かわりしハ天保の

十とせ五ツの卯月也けり

一鳥丸光広卿御詠歌

万の事かゝわらず、さはらず、わつらひなき身とな
り、春秋の花もみち伴ひおのかま、盃をかたむけ、
世をうしともたのしみともおもはて、静に座をしむ
る折からハ、一枝の花を生け、一種の香をたき、よ
き茶などのミ、古き文を友とし、もし心あらん人の
問ひける事もあらハ、いにしへ今までの道のかたは
しをも語りなくさまぬ事こそこよのふ長閑しや、
かゝるわさをなさぬには山林に入てこそといえと、
たとひやまの奥林のうちにすむとても名理のこゝろ
はなれすハ、いかてかやすかるへき市の中にすめる
とも、こゝろからなるへし、あなちとところを撰ひ
姿をあらたむへきにあらす、俗は俗のまゝ、僧は僧

のまゝ、柳ハミとり、花ハくれなひなり、

まよハぬも迷ふもおなしミなものと

こゝろをとへはたゝありのまゝ、

五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、昨日より源太郎瘡瘡二付、明日より暫者相頼置候、夜八ツ時分二臥候事、

六日 晴、

一朝六ツ時起、源太郎瘡瘡二付今日より出勤不致、夜九ツ時分臥候事、

一踊之内親子之家込有之、御兵具方与力・足輕二組為捕方被差遣、与力者坂口甚助・野添助之丞被差遣候由、家込者親子共討果、嫡子二者拔身を以切出候を早く討果、親二者鉄炮切火繩二而騒出、射んといたし候得ハ火不移、直二鉄炮打捨切掛候を、足輕園田何某より討果候由、三日出勤不致、委細ハ不相分候得共、あらましをこゝに記す、猶出勤之上後日委細

を可記也、

七日 晴、

一朝六ツ過起、昨日同前出勤不致、源太郎熱氣未たさめす、中村宗見へ相談も相頼候処、同方二而候得共一二味相替犀角一分相加候処、夕方より熱氣相覺安眠等有之候事、瘡瘡者生一盃二而候得共、悪瘡等尅ツも不相見、今通二而ハ先仕合二而候事、

一郷十郎殿美風三人二而題をさくりて初て発句、
涼

行水のなかれにす、む夏の月

花

ゆけとく花のかきりハあらし山

八日

一源太郎瘡瘡過分ニみゆる、今日より岩山玄伯ニも相談相頼、七ツ後三人出會、

九日

一源太郎瘡瘡、今夕方より塩梅不勝、胸下ニこわり出る、

十三日

十日

一嫡子源太郎八ツ時夭亡、

十五日

おさな子ハ何れのかたと分けん

しらん野山に道まかふなよ

十六日

武士の弓箭のわかれかへらぬを

かへり見るよりいと、かなしき

十七日

たのめ置てわかしめゆひしなてしこの

花も露ちるあらかねの土

朝六ツ時起、五ツ時よりたんとふより福昌寺門前

方内之丸岩崎といたし、四ツ時出勤、八ツ後御暇、

岩つ、し咲宿にまかりて、

下方廻り、大鐘前帰宅、四ツ前臥候事、

世中の浮事更にいわつ、し

花咲宿はおもしろけなる

十八日 雨風烈、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、下方札

十一日

廻り、大鐘時分帰宅、夜四ツ過臥候事、

一源太郎法名如幼電光禪童子、

十九日 霽、

十二日

一朝六ツ半時分起、夕詰ニ而八ツ前平佐江立寄直ニ出

勤、泊番伊勢平四郎殿江大鐘前代合、夫より城ヶ谷冷水・上之原礼廻りいたし、大鐘過帰宿、暮より田原源左衛門殿・島津内記様・門松覺兵衛との精進落として入来、四ツ半時分被帰、直二臥し候事、一当分御楼門御修甫最中ニ而見物いたし候処、石ずへ等者本之ま、ニ而上皮之分切しらげ候、

○踊郷士持松村居住松下源兵衛并悴仲藏家籠いたし、御兵具方与力・足輕被差越被召捕候次第、

安田助左衛門殿受持郡奉行ニ而被差越居候節之書状之内

踊郷士持松村居住松下源兵衛并悴仲藏、兼而剛儀者共ニ而親兄弟江刀拔掛候儀など有之、彼是所中妨相成候付、遠島奉願内談承得、三月廿七日より鉄炮・玉葉等沢山致用意家籠候付、四月朔日所組頭・横目多人数召列差越、源兵衛宅雨戸為打破候処、悴仲藏刀拔身を持丸裸ニ而立出、右人数之内井手上良助・田島伴右衛門兩人江手疵を負せ家内へ引籠、其時親源兵衛鉄炮打出模様故人数引取候、翌二日より父子

共鉄炮を持、昼者山中江隠居、夜ハ罷帰候筋相見得、いよ／＼剛儀増長いたし、所中ニ而及手丈無之所締方横目より及言上、四日晚御兵具方肝煎坂口甚助・野添助之丞、同足輕竹下宇右衛門・田中弥兵衛・園田彦之丞・山口覺助・田尻伝右衛門・福島勘助差越相捕候次第左之通、

一肝煎足輕共ハ持松村より壱里位も有之中津川村江致止宿居致評儀候者、源兵衛父子若しや致家籠候者山中人狩いたすべく候間、郷士・百姓跡より差越候様致手当置、四月六日晚右之人数源兵衛宅江差越、家内雨戸打破り踏入候処、父子不罷居候付仲藏妻寝入候を引起し、源兵衛父子行衛相糺候声を聞付、後之山より仲藏走下り、士のやしきに無体踏入、無作法至極と大音ニ呼り刀拔身を持出来る、足輕共棒ニ而相向合相戦候得共、山道殊ニ仲藏ニハ上より切掛、足輕共八下より(朱書)払支、一騎通し細道故多人数助合候儀も出来兼候を、田中弥兵衛踏入打棒先仲藏眉間ニ当り、少し弱候を竹之下宇右衛門畳掛畳掛打倒し乗掛相掛候時、親源兵衛鉄炮打候得共火不移、直二刀

を抜掛候を園田彦之丞立向切詰、誤而木二つまつき
倒候を源兵衛乗掛切付候得共、運強く幸二木二切込、
腰二少々浅手負候処、山口覚助源兵衛頭二切付候付
倒候を疊掛、終二打果候、仲藏二者繩を掛置候得共、
一時計り存命二而相果候、誠二右之者共必死之働二
而兩人共仕^(形力)誠二奇特之者共二而候、

足輕

田中弥兵衛

一右之手中指大疵用立ましく候、
一左之手ノ甲長サ二寸、深サ一寸位、
一小指用立ましく候、

右弥兵衛最初より一番先二切入相戦、一騎通し之
難場、其上短き棒を持ち手疵者負候得共仲藏頭を
打破候、

園田彦之丞

一左之腰<sup>深サ二寸
長サ一尺</sup>
一右之手大指疵
一左之手浅手

右彦之丞事、源兵衛と相戦候節、木二つまつき倒
候を源兵衛切付候得共、木二切込候付腰二浅手、

田尻伝右衛門

山口覚助

右兩人浅手、

廿日、晴、

一六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後花
舜軒御墓・後迫方礼廻り、帰り掛伊藤万次郎殿へ立
寄る、暮帰宅、九ツ過臥候事、

廿一日、晴、

一朝六ツ過起、六ツ半時分より近隣平田氏へ参り医道
の事とも承る、五ツ半時分帰り仕舞片手ニ外物見ニ
而御馬追通り見物、四ツ前評定所御再聞詰、四ツ後
帰宅、上野善兵衛殿・本田六左衛門殿評定所より同
道ニ而拙亭へ通見ニ被参、外ニも両三輩有之候、

一餅之類色々之方

一饅頭之方

一羊羹之方色々

一葛焼之方

一犬皮焼之方

一ふの焼之方

一麩餅之方

長命餅

一大白砂糖 五斤

水五合入さわくと煮立、絹にてこし、あつきに

二、

一上白餅粉 壹升

成程能ふるひ、

右能合、椿餅のこねかげんより少しかため二いたし、

厚サ一寸程にしてせいらふに入蒸申候、むし加減ハ

椿餅のこことく能蒸せ申候時、くるミ皮を去りきさミ、

右の餅の上にふり、くるミに色の付き申ほと又蒸申

候而上ケ、さまして切様ハ好次第也、

椿餅

一餅米 壹升 一黒砂糖 貳斤

右者餅米白米能洗、はたき粉にしてふるひ、黒砂糖

江盃(水脱カ)二五盃入とき、よわき火にて煎干、右の餅米之

粉を入こね蒸申候、餅の内江くるミを少計入申候、

蒸加減ハ洗米を其井籠の内に少し置、其こわめしに

成候程むし候得者右の餅も能候、取出し候時おしき

の上に白砂糖ふり、其上上ケ申候也、

椿餅

一黒砂糖 三斤水三合入 煎シこし

一餅米 壹升

右こね合、くるミ能比に入、井籠二布を敷厚サ三分

ほと入、むし申候、こね加減ハ餅之上に淡立申候時

能御座候、切り候而椿の葉にのせ申候、

椿餅の方

一餅米 壹升 一黒砂とふ 貳斤

右の餅米能洗、はたき粉にいたし能ふるひ、黒さと

ふを盃に水五盃入ときてさわく〜と煎しこし候得ハ、
右之餅米入能交候得ハ、井籠にかけ蒸し候時、くる
ミを式十計入申候、蒸加減ハあらひ候米をむし敷き
ぬの上におき、其米むせ候得ハ右の餅能御座候、井
籠より上ケ申候時分おしきの上に白砂とふ振い、(朱書「マ」)
へて上ケ申候、

竹の皮押餅之方

一 糯 百八十目 一 砂糖 百六十目

一 赤味噌 八十目 一 たまり 盃二面 八分目

一 水 盃二面 一盃半

右五色一ツにしてこねすり合、鍋に入炭のよわ火に
てねり申候、其後竹皮にひとなミに置、くるミ能程
にならへ、又一なミ置、扱竹皮につ、ミせい籠にか
け、春の日四時ほと蒸、其後かけ干に仕候、

当座水干餅之法

一 上白餅米一粒々にゑり候得ハ、能米計を能洗水にひ
やし、ひやけ候時分つぶし、水こしにすいのふにて

こし申候、すれ不申候ハ、幾度もすり申候、其後器
物に入、水たつふりと入よせ候得ハ、上水をしたミ
あさの袋二入、一夜つるし置水気をたらし、能水け
たり候時分二取出し丸め、湯をたきらかし煮申候、
うき申候時分取上ケ水漬、成ほと餅のねはりなく成
候迄ふをもミ申候様二なて候得ハ、後つや出申候、
餅米あしく候得ハ不出来御座候、随分餅米上々白二
つかせ申候か能候、

五種餅

一 餅米之粉 六合 一 大豆之粉 式合

一 白さとふ 百式拾目 一 醤油 盃二面 壹盃半

一 酒 盃二面 壹盃半

右五色能もミ合、井籠にて成程能蒸し、其後のしう
とんの粉を振、なりをこしらへ申候、

草餅

一 よもきを小筋をとり、早稲藁のあくにてやわらかに
煎し、水すミ申候時幾度もあらひ、こしらへつこの

とくにして飯を入つき申候、

草のつミ〜

一草前のことくにして、うるし米の粉を湯でむして、よもきをつきませ、なりを作り申候、

世上にて大かたつミ〜ハ蒸し不申、湯煎いたし蒸てつき候得ハ、につとりとして能出来申候、

あんのまる〜

一まへのことくうるし米の粉を湯にこね申候、中へあんを入丸作り、むし申候、

こわ餅

一唐干餅米の上白米を水すミ申程洗、水に一時半ほど冷シ、米壹升ニ小豆を中煮にして壺合入むし、其後塩を少し入うすにてつき、老尺四方、高廿五六分程の箱に入、のし、堅くして、なり色々に切申候、

もろこしのまる〜

一もろこしの粉一升にうるし米の粉壹升入、湯にてこねちいさく丸め蒸し申候、

葛餅

一くづの粉一升ニ水升入、鍋ニ入ねりかため、取出し丸切、きなこを付申候、

茶巾包

一とうほし米を餅にして、丸くちいさく手(平めカ)の中へあんを入包ミ、ちやきぬにて物を包候なりに作り、上下より焼申候、

いぬま餅

一唐干餅米能春候而一時水にひたし上ケはたき細成を絹振にかけ、一番ハ黒ミ有之、式番・三番めの粉を能加減に水にこね丸め申候、もろこしを能つき水にてとき、一日ひたし上て粉にして二三へんふるひ、右の餅米の粉を三分一入こね、白キととうもろこし(朱書「マ、一とつき分に丸め申候、黄色の餅仕候へハ、口なしを

出し餅の粉をこね申候而是も擗分ツキ二丸申候、こしきの上に粟の粉を敷て丸め餅をならへ蒸申候、葛の粉を包丁にて細にた、き候而うすく敷、はがまの口底きに干むし申候、加減能時分下を上へ組返し申候、能むせ候得共早きと存候ハ、上ケ置候て、出し申候時鍋へのせあたため出し申候二付、粉には青大豆・白砂糖付申候、

あぶら餅

一餅米壹升にうるし米壹合あわせひたし、細に能はたき粉にして砂糖一合六勺入、たれ味噌にて堅メ平くいたし、中にくるミを入胡麻の油にて上ケ申候、油は餅の見ぬほとに入、炭の火をぬるくいたし、油あわ立候程に火加減いたしあけ申候、餅者中迄しミ申候時分鍋の上に竹を五六本わたし、其上にならへあふらかわき候迄置申候、

朝比奈粽

一細餅米 一升

一椿の炭 二升 葉枝共二焼

右の炭を一番あくにて水壹升式合程入候得ハ五合程出申候、夫をまたわかしたき返し、二番あくに米を一夜漬取上ケ、こしきにて能蒸、常のこわめしより少し和らかにいたし、其後取上ケ一番あくを少宛入食と先ませ、五合入透と引申候得者、後かたまり無之様にいたし、又能むし候て取上ケ、臼にて搗申候、手水二も右のあくをいたし申候、炭は一升五合二而も不苦候、

同方

一餅米 壹升 一椿之炭 壹升

榎の葉枝ともに煎し、其汁にて椿の炭を五升あくにたれ候て一番あくを壹斗程取て置、二番あく壹斗三升にて米を一夜ひたし、しぬのなきやふに能ふかし、取上ケて、一番あく七八斗にて食のかたまらぬ様にゆるめ、一時ふたをして置、又ふかして能時分桶入すり木にて食を四ツ五ツわり二少しツキ、一番あくを手にて付てなりを作りまきにゆひて、榎の葉をこく

煎して其汁を釜へ入粽を煮申候、

宗牛餅

一うる米の粉 八合 一もちの粉 貳合

一さとふ 壺斤 一たまり 盃二一ツ

右さとふ壺斤ニ水五合入煎しさまし置、右四五色合

こね申候、堅クハ水をさしとろくに成候様ニ、く

るミ皮を去り上下に置、せいとうにて厚サ八分九分

ニ置候、

栗の粉餅

一栗をいり、上皮を去り、しふ皮をとり、細ニきざし、

あらかきとおしにてふるい、あたゝか成餅ニ付申候、

右之通にてハあしく候、栗つねの如くゆて、貳ツ

ニ割り竹のはしにてほり出し、すいのお二而こし

て付るかよし、

栗餅

一上々の餅栗の皮を去り、成程能つき(栗脱カ)壺升、餅米三合

入、二時程水にひたしむし、其後臼にて搗、小サク切、中へあぬを入、上にきなこを付申候、

紅餅

一うるし米上白を粉にして水にてかたくこねむし、其

後堅紅を色赤く成申程つきませ、壺尺四方、高サ五

部計之箱にのしかため、一夜程(置脱カ)、色々に切申候、

柿餅

一餅米の粉と串柿と当分にしてつき、蒸し申候、小児

のしふり腹に用てよし、

葛焼餅

一くす 壺升 或盃二壺ツ、

一水 壺升 同

一さとふ 壺斤 同

右三色能こね合、三ツかぬ程に丸め、鍋に少し油を

引切々打返し焼申候、

山枳餅

一 山升粉ニシテ 四匁 一餅米 壹升
 一味噌能すり 四合 一白さとふ 壹斤
 右者色々こね合、むし候て臼にてつき、薄くのし切り申候、

一大久保主水方

一 うるし米の粉 壹升 一餅米の粉 四合

一味噌 三合 一砂糖 半斤

一 山升 拾匁

右水にてこね、湯煎にして砂糖・山升後二入候得ハ

和らかなり、

右ハ主水方

山枳餅

一 餅米粉ニふるひ 壹升 一さとふ 壹斤

一 小味噌 能すりこして 八拾匁 一山升 粉にして 貳匁五分

右四色能交、水少しくわへこね、細長く丸めに間を置、井籠にてむし、わり候得ハ上も中も色付申候時

上ケ、能つき板の上とうんとんの粉置のし申候、

からいと

一 うるし上白米ゑり、一時半程水に漬、木臼にてはたき、絹ふるひにかけ湯にてこね、長サ壹寸五部程にして三角ニいたし中を少しねぢり、つぶ小豆を中煮にして取つけむし申候、

白ぶし

一 からいとのことくにいたし、とふほふし、餅米を一
 時半程水にひたし、其つぶ米をとり付むし申候、

よりみつ

一 粉のこしらへ唐糸のことくにして湯にてこね、なり
 色々に作り申候、黄ハ口なしを出し候てこね申候時
 染申候、

南蛮餅

一 上々とぬの粉 七合 一さとふ 八拾目
 一 たまり 壹ニ弐ツ 一水 四合

右四色こね合、すいのふにてこし、井籠にてむし申

候、

白玉

一上白米を一粒ツ、ゑり、粉にして絹ふるひにかけ、水二而こねむし、白にてつきやわらかにして中へ白砂糖包、なり宝珠のこたく作り申候、但シ色ハ白又ハ口なしにてこね候時ぞめ申候、

ひろやうす

一上白米うるしの粉にても小麦のにても玉子の白ミ計を以こね、つミ入にしてごまの油にて上ケ申候、汁ハ水砂糖をせぬしてかけ申候、

ういろふ餅

一上白うるし米一粒ツ、ゑり、一時半程水二漬、はたき粉にして少し水を打しめし押堅め、一時半程置候得ハかたまり申候をにきりほくし、粉壺升に氷さとお壺合入能ませ、細成とおしにてふるい候得ハ、ほし飯のこたく成しを四角成箱高サ五六分程内へふる

い入、こしきにてむし申候、なりハひしに成とも四角二成とも切申候也、

此餅ういろふ餅と有之候得共ういろふ餅にてなし、雪餅の書そこない成へし、

柿入ういろふ餅

一前のことくういろふ餅のことくいたし、箱の内へふるい入、半分程を残して上々の釣(柿脱カ)の上皮を去り、中のやわらか成所をうすくへき一通ならへ、其上粉をふるい懸蒸し申候、切やうハういろふ餅のことく也、

鯨餅

一上白米を一粒ツ、ゑり、粉にして絹振にかけ、粉壺升ニ氷さとふの粉式合入、湯二而こね、厚サ壺寸五部計ニやうかぬのこたく二箱二入、上の黒ミにハあぬ壺升ニくす式合、厚サ四寸程入ル、(分カ)のしてこしきにてむし、二時程さまし色々々に切申候、

いも巻

一上白米を一粒ツ、ゑり、粉にして絹ふるひにかけ、
粉壹升ニ水さとふ忒合湯にてこね、平くは、四寸、
長サ壹尺程にのし、山のいもを丸くほそく壹尺程に
拵、むさ(きカ)ぐるミ少、あぬを五文程芋(勺カ)の廻りに置ませ(まき)
こめカ
米むし一時間を置ク、なり色々ニ切り申候、

けんひん 犬皮焼きともいふ也、

一小麦の粉 壹升 一白さとふ 三合八勺

右くるミをきさミ五勺程、黒胡麻を炒りて五勺程入、
たまりと水と当分にしてしなりとこね、銅鍋ニくる
ミのあふらをぬり裏表より焼候而、少しさまし色々
に切申候、

(墨カ)
黒形仕様

一うるし米上白米を粉にして絹ふるひニかけ、粉壹升
ニ餅米の粉七合入ませ、粉壹升、白砂糖三合五勺入、
上々味噌たまりと水と当分にしてなへにてあつく煮
立、其汁を以堅クしてこね、少しもミ手く(平カ)のし、中
へ▽むさ(古今名物御前菓子秘伝抄より補)きるみまきこめ、こしきにてむし、平なへ

にたまりを入、に置、其中へ△入、色を付又むし、
二三度色を付むし返して二時間を置、なり色々に切
申候、

きんとん

一とふほし餅米上白一粒ツ、ゑり、粉にして絹ふるい
にかけ、湯にてこねちいさく切り平め、中へ白砂糖
を包丸め、湯煮して上に浮申候時丸盆ニ上げ、大豆
の粉にても又黒胡麻ヲ炒り粉にして成とも付ケ申候、

けいらん

一とふほし餅米を粉にして湯にこね、ちいさくとり平
め、中へ白砂糖にても黒さとふにても包、玉子の成
りに丸め湯をたて煮、上へ浮申候時取上ケ、汁ハた
れミそにて、吸口にこせふの粉か山升の粉吉、但粉
をこね候時山の芋をおろしこねてよし、

羽二重餅仕様

仙石丹波守殿伝

一上白米入念洗、一日一夜水にひたし置なり、鉢ニ而

摺り晒布の袋にて二拾篇程こし候て、一夜人足のなき所二おきいさせ候得ハ、うわ水すミ申候、其うわ水すミ候をこほし羽二重二入、高くつり候而れんくゝに堅クしほり申候、干不申其儘成程能こね合おき、能程に丸め湯煮致し、うき上り候をすくい水江入、さて水計無之様二すいのふかざるなどへならへ水けを取り申候、右之通伝受候得共常之布絹にて不苦候、一日一夜餅米を水浸候儀茂夏ハ久敷候得ハ悪敷罷成候故、米さへよくほとび候得ハ一日ほとにて能御座候、自然石磨(朱世「マ、」)にて引候得者兎角粉あしく不出来候故、摺鉢にてすり作り事秘伝二候也、

墨形の方

一 粳米うるいの粉 壹升 一 糯米モチの粉 貳合
成程細かにふるひ 是も細かに

一 白さとふ 壹斤
右三色一ツに合てよくくませ合候て、赤味噌たれにてこね申候、こね加減ハほろくいたし候加減也、こね合はゞ長サハ好次第二餅に作る也、先下だひに餅のなりをこしらへ、くるミをあらたにぬきたるを、

尤あま皮を湯にてひたし取て、其くるミと枝柿のかたくこつくと致すほとのかたさの柿をよき加減二ちいさくくるミととりあい申ほとにきりたるとをちらし、うへ江またこねたるを餅に作りてうちきせ、上下とくとへたてなく一ツに成様に手にて作り、上ハかまほこなり、下ハこしき二付申二よりて平くして、こしきすたれかけ、其上に布を敷て餅をかけ蒸し申候、

牛房餅

松田伝右衛門殿伝

一 餅の粉 五升 一 白さとふ 拾斤

一 牛房 七拾本 大小二より加減あり

右牛房皮ともに一寸程に切、湯煮して細にたゞき、水気をよくしほる也、

右三色こね合、心次第に丸して胡麻の油にてあけ申候、黒く色付時分能候、

一 かけ汁白さとふ五斤・水壺升入よくたきらかし、冷しかけ申候、

山枳餅の方

一 餅米の粉 壹升 一 砂とふ 百六拾目壹斤

一 山枳の粉 貳匁 一 赤味噌 八十目

一 摺鉢に成ほと能すり可申候、

一 たまり 盃二一ツ

右五色合、むして臼にてつき、餅米の粉にて取申候、
のして三角又ハ四角にも好次第に切る也、

いろいろふ餅の方

一 糯米粉^{モテ} 三合 一 うる米の粉 壹升

一 うぬとぬの粉 貳合 一 さとふ 壹斤

右水少入煎し、其煎し汁にて右之三色こね申候、こ
ねかげんそば切なとより各別やはらかに仕候、扱箱

二入井籠にてむし申候、黄色にいたし候は口なしを
割水二付候て少し加申候、

鯨餅

一 うる米 壹升 一 餅米 壹升

一 白さとふ 六十目

右三色もミ合堅メにこね、能程に丸く薄くして蒸餅

につき申候、黄色にハこね不申、先二口なしにて染

申候、色よくほとに候得ハ蒸つき候へてこし成申候

間、薄く染申たるかよし、

右の餅なりを作り黒ミ餅を上^{(朱書)「マ、」}に置蒸、但し黒ミの

かたハなま粉にて候間、下のかたにして蒸申候、

むせし候得てしき絹ともにあけさすり、しきぬの

はなしさまし申候、^{(朱書)「マ、」}

同黒き方

一 小豆のあぬ 百八十五匁 一 小麦の粉 拾八匁

一 餅の粉 十五匁 一 うるの粉 拾匁

一 黒さとふ 八拾匁

先粉をもミ合置、黒さとふへ少しあぬを入すり、す
いのふにてすりこしにして入れ、こね合申候、

羊かん仕様

一 小豆 壹升 一 葛の粉 三合

一 白さとふ 八拾目 一 黒さとふ 八拾目

右小豆よく煮て皮を去り、布袋にてしほり、其後右のさとふ・葛の粉能ませかためもじに包蒸なり、前方二つ、み、なりを作り蒸申候、

羊かんの方

一 小豆 壺升煮てすり水に

たてすいのふにてこし、布袋にて水をしほりこし、堅クしほり申候、

一 砂糖 百八十目 一 葛の粉 式合

一 温飩(餅カ)の粉 式合

右四色成程能てつちなりを丸め、せい籠にてむし申候、むしかけぬハわしのミニこさしこミ、ぬき見申候にみご二而不申時能し、

もろこし餅

一 とふきび一粒ツ、ゑり、上皮を去り粉にして絹ふるひにかけ、壺升(粉脱カ)、餅米の粉一升入水にてこね、蒸してちいさく切、中へあぬを包まめの粉を付申候也、

たうきひ餅

一 唐きび寒さらしにいたし、粉にして湯にてこね、能比二なりを作り湯で上ケ、あつきの粉にてもさ、け又ハくりの粉にても心次第、能々早く出来の餅也、

氷餅

一 常の餅を一夜水に入、取上ケ切り籠に笹の葉を敷ならへ氷せ申候、水をかけてハこおらせし致、ごミか、り不申様二紙にて覆をいたし置申候、

右氷餅少之時ハケ様にも成可申候、多きハケ様二者成かたく候、外二しもおもひのことくに氷せ候、たなをゆひむしろを置ならへ、其上に置餅をならべ昼ハ上にむしろを懸、夜々ハ取候へて氷せ申候、能氷たる時押くたき、日二千仕舞置候得ハ、早餅にする時葛餅のことくに練候得ハ早く餅と成、きなこ取二する也、

かきもち

一 常ツねのもちつき申候時塩少入、さとふをきねの先に付

てつき、後切てかけ干ニいたし候、

但、つねのかき餅ハ正月餅うすく切り、わらにて
あミつるし申候、はきく〔朱書「マ」と成たる時おろし器物
ニ入置也、用ル時焼せしゆ付ケ出す也、

蜜柑餅・なつめ餅

一上白米ヲ粉にして絹ふるひニかけ、口なしにて染め、
湯にてこね、中へ白砂糖を包、ミつかぬの成りに作
り申候、

但、なつめ餅ハなつめのなりに作り申候、黄と白
と二色にする也、

ふわ餅

一うるし上白米ヲ一粒ツ、ゑり、粉にして絹ふるひに
かけ、水にてこね、むし、うすにて成程能つき成を
作り申候、

雪餅

一うるし白米 壹升 一餅米 貳合

右成程細かにはたき粉にして、白さとふ心次第にも

ミ合候てほろく〔朱書「マ」と成候様にこね、細かにもミくた
き、絹ふるひにて井籠の内へふるひ入、刀目を付蒸
申候、

但、刀目ハ蒸て餅の大キサ角ニ切取可申候と存候
程の刀目の事なり、まへかたに切りめ不入候得ハ
後ニハ切れかたし、

しくれ餅

一うる米 壹升 一餅米 三合粉にして

一あつき 壹升煮てあんにして 一さとふ 壹斤但、壹斤半も

右の三色一ツにして井籠にて蒸、

さつき餅

一うる米 二斗ニ

餅米三分一入、夫を引わり粉にして水を入むして、
ひたものあめを引こくとくに引のばしく〔朱書「マ」にして切ル、
黄色にいたし候得ハくちなしのしるにて粉を染る、
右餅計ハあまりゆるくあしく候、

早餅

一寒晒餅米石うすにて挽、高の尾ふるひにて一通りふるひ、水にてかたくこね、餅の成りに作りゆて申候、少しさめ候得ハよく御座候、

竹の皮押もちの方

一糀ホシイ 百八拾目 一さとふ 百六十目

一赤味噌 八十目 一たまり 盃二而八分目

一水 一盃半

右五色一ツにしてこねすり合、鍋にして炭の火弱してねり申候、扱竹の皮一なミ置、くるミ能程にならへ又一なミ置、竹の皮に包井籠ニかけ、春の日四時ほどかけほしにして用ル、

雪餅

一うる米 壹升 一餅米 七合何も粉にして

一白さとふ

右の粉ともミ合ぬる湯にてこね、はらくとするほどのかけんにしてくたきとふしにて井籠しききぬを

敷、とうくにてふるひかけ申候、黄色ハ口なし、

赤色ハあつきの煮しる二而こね不申先二染申候、

葛焼餅の方

大橋左兵衛伝

一くつ 一升 一さとふ 一升

是ハ壹斤にて可有之、書違と存申候

右二色すいのふに入、夫を鍋の中へ入置、水壹升上よりそろく入ひたとかきませ、葛・さとふのごミを取り、能こし申候、とくともミ出しこし候へて、後に火の上にてそろくねり、よくねれ申候時くつの粉を板の上ふり、其上へかのくつねりをあげ、上よりもくつの粉をふりそろく手にておさへ、其後竹にて押延申候、厚ミハ人々の好次第、二時程さまし大方四角二成候をでんがくのふとき程に切り申候、尤、切口もくつの粉をよくすり付、扱焼鍋をとくとあたため置、右の葛餅を入、かどの少色む程に焼申候、

こはく餅の方

一 葛の粉 三合 一 砂糖 三合

一 水 八合

口なしをと き色は能ほとにして水へ合、葛の粉・砂糖堅メたる時湯をく、らせ候得て、其後水へ冷し能ほとに切り申候、湯せぬの仕様すいせぬのこくいたし申候、

大麦粽

一 大麦粽 一升 一 餅米の粉三四合

右ませやわらかにこね笹にて巻、かたくこね候得ハ巻候へてほろくいたし申候、二三日四五日過候而ハ、結申候節笹共に湯につけ候得ハ和らかに罷成候、

ふもちの方

一 うとぬのこ 壹升 一 さとふ 壹斤

一 酒 盃二三盃

右酒・さとふすり合、うとぬの粉を入能々すり合、せいろふに布をしき蒸申候、よくむせたる時切り申候、

胡麻餅

一 とふぼし餅米の粉 壹升 一 黒砂糖三斤水三合

五勺入せんし

右こね合常の団子よりゆるくいたし、又々太白の砂糖を壹斤能こね、せいろふに布をしきむし申候、加減ハ米ツブを置食のこくむせ申候時上ケ、水銀百目を手水いたし石の白にてつき、きねにつき、二三尺程ツ、のび申候時板ニ白胡麻の皮を取ふり、其上へ取、のし餅のこくとし能ほとにきり申候、上にもごまをふりかけ申候、

右の餅書物有之故書加候得共、水銀ハ大毒と承候、こしらへ用ル事不入者也、惣して喰物ハ常々人の用来る類ハよし、かわりたる物ハ不計あたりたる(朱書「マ、」無等事也、

焼餅

一 上白うる米一粒ツ、煮りて、きぬふるいにかけて湯にてこね、あぬを入、平目にこしらへ鍋にて焼申候、

柏餅

一前のごとくして柏の葉に包むし申候、但シ世上にてハすいのふにてふるひ申候故ユエあしく候得て、絹ふるいにかけてたる能、あつきもこし粉にいたし候得ハ能し、

青豆くるミの餅

一枝まめをよく煮ニてすり、すいのふにてこし、水とりの餅につきて砂糖をかけていだし也、

葛焼

一葛 一盃 一砂糖 一盃 一水 一盃
右何も等分にしてねり上て、能程に丸めほうろくにて焼申候、

- 一干菓子類色々仕様
- 一かすていらの方色々
- 一かち栗・打栗の仕様
- 一飴の方色々

一玉子素麵の方

一薯菱(蕎麦カ)切りの方

一薯蕷の方

一葛素麵の方

一すいせぬの方

一ろくとうの方

一葛きりの方

一もろこし切の方

一まぬぢうの方

一大麦切りの仕様

○あるへ(いカ)□とう

一上々水砂糖 壹升水にて洗

一水 式升入、さとふと
け申程せんし申候

絹にてこし、其後煎し詰め、さじにてすこしすくい水に冷し、直二のばしはりくと折申候時、平き銅なべにくるミの油をぬり其中へうつし、鍋ゴこしに水に冷し手二付不申候程にさまし、其後成程引のはし候得ハ白く成り申候をちいさく切、色々になりを作り曲申候也、

但、引のはし申候事、あめのことく引のはし／＼
いたし候得ハ段々白く成申候、紅の筋ハ堅紅を引
しときかへ申候、

○こぬへいとう

一 水砂糖水にて一篇洗ひ、^(砂糖脱カ)壺升、^(武カ)水壺升入煎し、絹に
てこし、其後壺升を五合ニ成候程せぬし詰め、別の
平き鍋にけしを入下火を少し置、右の砂糖を少し
ツ、さしにてかけ替し、かたまり不申候様ニかきま
わし、火したいに幾度も懸候得者大きくいちこのや
うに成申候、但五色に仕候而、青きハ青花にて染、
黄は口なし、赤きかた紅、白其儘にて致し候、

かるめいとう

一 上々水砂糖水にて一篇洗、^(砂糖脱カ)壺升ニ玉子三ツ割、白ミ
^(入脱カ)計をもミ付ケ水式升入、せんし、絹にてこし、其後
せんし詰め、さしにて懸て水にひやしてのばし、は
り／＼と折申候時鍋を火の上よりおろしても、漸く
すり木にてすり申候得ハ、淡上吹上ケ申候時上より

絹を掛いきを留申候ハ軽石のことくになり申候を、
少間を置鍋の内にて色々にきり申候、

かすていら

一 玉子 五拾或ハ三十二
一 白砂糖 六百目 或三百目 八十目
一 小麦の粉 五百目 或三百目 八十目
右こね合、銅の平鍋に入、上下二火を置こげ不申様
ニ焼申候、鍋の内ニ紙を敷、其上にこね申候粉を入
焼也、やき加減は、わらのミこをさし通しつき不申
候得ハよく候、

かすていら

井上筑後守伝

一 玉子 三拾目

一 白砂糖 六拾目

一 温鈍^(鹽脱カ)の粉 百目

右能々すり合て焼申候、

かすていら

一 玉子 十四 一 温鈍粉 百目

一 白さとふ 百貳拾目

右同斷、

かすていら

一 玉子 十 一 白さとふ 百目

一 小麦ノ粉 百目

右三色合、先玉子とさとふをとき合、小麦の粉を入

申候、加減ハとろく仕候様、かすていら鍋のふた

の上ニ炭火を指置、火初メ強く、下ニハ少ツ、火を

置申候、上焦色に付申候時上に紙を重候而置申候、

左様ニいたし候へハ焦不申候、尤、鍋ニ入候時ニ下

ニも紙を敷申候也、

いつしの法

松田伝左衛門殿伝

さ、げ焼とも切山升ともいふ也、

一 うとぬのこ 壺升 一 山椒のこ 貳匁五分

或ハ三分

一 白胡麻 いらて三合

やけぬにてさらくとおろし、ニツ割ほとこのこま

も中ニあるほとにおろす、

一 白砂糖 ちりを取八十目

右赤味噌をねり味噌にいたし、さまして夫にてかた

くねるかな、しやくしに(朱書「マ」)三盃東方や夫にてハゆるき

時も有之候、式盃半も入可申候、右ねり合若ハ切り

板にて細く切り、かすていら鍋又ハほうろくにてこ

げ不申候様ニ焼、おりくといいたし候様ニあぶりか

(朱書「マ」)
わし申候也、

玉子そふめんの方

一 白砂糖 壺斤

右水少入、玉子から共ニ入能々ひしき合、あわ立候

迄煎シ、箸ニ付ケ水の中を入候而、はしに付候時か

らを布にてこし取、能々さまし候而又右の鍋へ、少

かたまり候時分玉子の黄みはかり羽二重のきれにて

こし候て、碗の底ニ筆のぢく通候程の穴を明ケ玉子

を其わんへ入、右の砂糖煎し候中江碗をまわしなか

ら穴より玉子をおとしかけ、箸にてかきよせ上ケ申

候、一度くニ上ケ申候時分水を打申候、

ひすい

一うるし米、上白を一粒ツ、ゑり、粉にして湯にてこねて丸くして、中へ白さとふを入押平め、焼、其後胡麻の油にて上ケ申候、

あこだ

一うるし上々白米粉にして壺升

一白砂糖 三合

右湯にてこね、なり色々に作り、中へむきくるミ・ごま・白さとふを包、両のはしにやうじのことく細き竹にて穴を明ケ、其後胡麻の油にて上ケ申候、

かふらいせんへい

一小麦の粉 貳升 一餅米の粉 壺升

右さとふ入、水にてゆるくとこね、せんべい焼候時のかたへ油をぬりて焼、其上にこねたる粉を入、炭の火にて焼申候、

さとふせんへい

一小麦の粉 壺升 一白さとふ 貳合

右水にてこね、はさミかねにて前の通焼、

一小麦粉 壺升 一さとふ 壺斤

一胡麻 壺合 一山枳 壺匁

右水にて成ほどかたくこねうすくのし、うら表より焼、切りて口をも又焼申候、

ひすかふたう 氣力の薬也

一小麦の粉 貳升 一砂糖 壺斤

右二色水を入とろくと成候程ニしめ、銅鍋ニ入炭火にてそろくと煉、下ハ少こげ候程ニしめ鍋を取上、いたを籠上二物を掛ケ置よくさまし、一両日過鍋より取出し切申候、

葛そふめん

一葛を能々すり布ふるひにてふるい、ぬる湯にてよき加減二ねり、椀の底ニ筆のぢく通り申候ほとこの穴を明ケ、湯を立テ其内へわんを廻しなから穴よりねり候くずを通しかけ申候、ざるにて上ケ水ニ冷し申候、

一前二委細有之候山込り捕之者共、先日与力金子五百

疋ツ、足輕ハ青銅千疋ツ、表向之御褒美被成下

候迄ハ延々ニも罷成、手疵蒙り候者共之養生料ニ

も罷成御内々ニ而右通御兵具方諸物代分之内より

被成下、又表向ハ以後御褒美有之筈之処、与力ハ太

平布式疋ツ、足輕ハ青銅五百疋ツ、被成下候、

廿二日 風雨、

一朝六ツ時起、六ツ半時分より平田玄裕殿へ参り、是

者胸下へこわり有之、少々腹痛脾胃氣薄有之候付、

小建中湯之薬方可相応之由ニ而もらひ、今日より致

服薬候、七ツ時より泊番ニ而出勤、夕詰伊集院半之

丞殿代合、次渡等之儀每晚之通段承候事、西田与力・

坂口善左衛門召呼、九ツ前迄相嘶、無間臥候事、

廿三日

一朝六ツ時起、泊り明にて四ツ後御暇、次渡前日同断、

九ツ時分より谷山角太夫殿へ参り、八ツ後帰る、大

鐘より伊藤万次郎殿へ参り鑑稽古、暮帰宅候得ハ横

山安之丞殿来儀、四ツ半被帰、八ツ時分臥候事、

(マ) 廿三日 晴、

一朝六ツ時起、伊藤万次郎殿へ参り鑑、五ツ時帰宅、

四ツ時出勤、八ツ後御暇掛梅田家へ参り、七ツ過帰

宅、大鐘過より伊藤氏へ参り、暮帰宅、四ツ半臥、

廿四日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛前へ立寄、

直ニ帰宅、伊藤氏へ参る、暮帰宿、九ツ過臥候事、

梅田家家伝雁瘡妙薬方直伝

一糸瓜之葉 一輕石^カ之粉

一ひる之根

右各当分にして至極細末ニすりませ、極暑之時分雁

瘡ニぬり日ニ而照りかわかし、日之内ニ五六度程右

通いたし候得ハ、一日ニ而寸切と全快可致也、

右之療治いたし候所猶々ほこり、是二者令迷惑候、

一雁瘡之事を簾瘡ともはゞき瘡共いふと医書ニみえた

り、

廿五日 小雨後晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時横山

安之丞殿へ参り、七ツ半時分より伊藤氏へ参り、日

入帰宿、暮より中馬氏・藤島氏来儀、四ツ過被帰、

九ツ過臥候事、

廿六日 晴、 王照宮安国記之内拔書

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニたんた

とふ屋敷へ参弓、暮帰宿、九ツ半臥候事、

廿七日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇候へハ木尾彦

左衛門殿被参、七ツ過迄碁打ニ而、同刻被帰、暮前

より上村周内殿・児玉佐平次殿被参、四ツ過被帰、

四ツ半臥候事、

廿八日 晴、

王照宮安国記之内拔書

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時分よ

り日高与一左衛門殿へ参り弓、暮過帰宿、九ツ時臥

候事、

廿九日 晴、

一朝六ツ過、(起脱カ)四ツ時出勤、八ツ後御暇掛平佐屋敷へ参、

直ニ帰宅、七ツ過より伊藤氏へ一刻、夫より谷山角

太夫殿・小田十郎右衛門殿へ参候得共、皆共留主ニ

て又々伊藤氏へ参り、暮帰宅候得ハ横山安之丞殿被

参、四ツ半被帰、八ツ前臥候事、

晦日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、四ツ過臥候

事、庭荒はて八ツ後より暮迄草とり、

東照宮安国記之内拔書

一第一ハ家法を能守るへし、家法と云ハ公家・武家・

農・工・商各其家々の所作ニ付て作法有、是を家法

といふ、又其内にて当家の法有、是を守れと云事そ、

其法を替る時ハ縦新法に少々能事有共、古法を改る上に付て多ハ災出来る物ぞ、惣して武家ニハ武道有か能ぞ、然共代の末に成時ハ我家職を取失ひ、身の程を不知、物の本のはつれを少しみれハ、はや聖賢のことき我智恵を高慢するぞ、大内義隆杯か身の程を不知して三皇五帝も我か身も同じ事の様ニ心得、武道名利尽果て、家を亡し身を失へり、(朱世「マ、」)

常不止集三十七之卷

天保十五年甲辰五月中

朔日 晴、

一朝六ツ時起、伊藤万次郎殿へ参る、鐘終日稽古ニ付而也、五ツ前より谷山角太夫殿へ参、五ツ過帰宅、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より又々万次郎殿へ参り、暮帰宅、四ツ過臥、

二日 雨、

一朝六ツ過(起脱カ)、四ツ前出勤、四ツ後御暇、演武館之様参

る、是ハ加藤家剣術大目付衆御見分ニ付而也、人数式百人余ニ而候、初り四ツ前ニ而九ツ過相濟、是迄ハ大目付衆御見分ニ者居相・柔術腰之廻も有之来候得共、此度ハ剣術而已故早く相濟、暮より藤島孫左衛門殿・松岡喜左衛門殿来儀、四ツ時被帰、九ツ前臥候事、

三日 晴、

○石神彦七殿七拾余才ニ而之歌

目もミえす耳をもきかぬ身となりて

物いわさるの老ぞ静けき

ケ様に成りたれハ隠居せん思ひありと被談けれ

は上山寺住職(朱世「マ、」)無山和尚

隠居して見さるきかさるいわさるの

けふより後ハ老せさるへし

達磨之歌 無山

我尻のくさるもしらて生壁を

にらミつめたる馬鹿達磨哉

一拙者今日出勤に手拭をわすれて事欠たりけれ(ハ脱カ)一首の

歌を詠す、門をいってんときいつも読まんために、

わすれなよ鼻紙袋手拭と

おふき大小さし出る時

四日 晴、 六つ、に四ツ、

一朝六ツ時起、五ツ過出勤、四ツ前御暇、四ツ時白尾

金左衛門殿来儀、同刻同道洲崎山之射場へ鉄炮ニ差

越候、是ハ同席中惣出張之鉄炮ニ而、拾七人ツ、三

組分也、五寸角之争、暮帰宅候得ハ藤島氏来儀、四

ツ過被帰、九ツ時分臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ半時分出勤、源太郎先度疱瘡ニ而

死去、初昇不立、おもへ八面白からず何方へも祝儀

に不差越、九ツ時御暇、直ニ帰宅、夜四ツ時分臥候

事、

六日 晴、

一朝六ツ半起、先日より雁瘡出来居候処、甚ほこり難

儀ニ有之候間、今日より御座相頼出勤不致、

一源太郎疱瘡之時分より鐘内稽古伊藤万次郎殿方ニ而

有之候処、今日より又々此方へ相直り皆々出席之事、

一七ツ後より鐘場へ出張、暮引入、四ツ半臥候事、

七日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、今日も前日

同断ニ而出勤不致、七ツ後より鐘場へ出張、暮引入

候得ハ藤島氏来儀、四ツ時分被帰、九ツ時臥候事、

八日 朝雨、後晴、

一朝六ツ半起、前日同断ニ而出勤不致、七ツ前より鐘

場へ出張、暮引入、夜四ツ時臥候事、

九日 晴、昼八ツ前・七ツ過両度大地震、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、前日同断ニ

而出勤不致、七ツ時より鐘場へ出張、暮引入、四ツ

半時分臥候事、

一今日江戸御本丸御焼失之由、後日飛脚来り書留置、

江戸ニも大地震之由、

右ニ付拾五万両之御金納過分く、

十日 晴、

一朝六ツ時より鐘場へ出張、五ツ時引入、今日も前日
同断出勤不致、四ツ後より鐘手取方ニ而二才衆段々
来儀、七ツ後より鐘場へ出張、大鐘時分引入、暮よ
り市郎左衛門・吉左衛門抔招呼、是ハ先日より住居
替いたし候ニ付而也、

十一日 御金納一件御通達常不止集三拾
八之卷ニ有之、其外之書留置

一朝六ツ時起、未だ雁瘡不宜、出勤不致、

十二日

一前日同断、

十三日

一前日同断、(朱書「マ、一暮前より来儀、四ツ過被帰候、

十四日

一前日同断、七ツ時分より上村周内殿来儀、四ツ半時
分被帰、

十五日

一前日同断、八ツ時より相良堅介殿来儀、夜四ツ時被
帰、

十六日

御金納一件御通達常不止集三拾
八之卷ニ有之、其外之書留置

一前日同断、七ツ後より弓、植村鉄兵衛殿・河俣新六
殿来儀、九ツ過被帰、

十七日

一前日同断、夜入横山安之丞殿来儀、九ツ時被帰、

十八日

一前日同断、家来塩田利兵衛身持不埒ニ有之遠島相願、
便船有之迄之間入牢相願、御借足輕にて平川武兵衛
殿・鮫島三之介・藤崎喜兵衛参り、裏門脇長屋之内

二而召捕、繩を掛候而親類并右足輕見送り谷山へ参答、

年拾八才之由、

○京都女夫婦離別ニ成りて後悔して読ける歌
なをさりのことの葉草に風立て

露の浮身そ置ところなき

右歌京都中名高く成りて本々の通り御返しに相

成候由、

一我庭あれたると人々のいひ給ひければ、一首を讀て
壁に張置ものならし、

庭の面ハあれてもさらにおこたりの

身のなかずミをためすかめまし

○東照宮安国記之内抜書

一家康公駿府御在城之時、江戸にて將軍秀忠公大田と
云侍に御知行被下候得共、大田御折紙を御前へ投捨
罷在候故、秀忠公以之外御怒り御成敗可被仰付との
上意也、然処井上主計頭正就承之、此者儀ハ 家康
(朱書「マ」)
公御秘に被思召候者にて御座候間、一旦御尋被遊可

然奉存候と申上ければ、然らハ弥駿府へ此旨申上候
得との上意にて、則主計頭駿府へ罷越、惣して秀忠
公何様の儀にて駿河様へとさへ申上候得ハ、御憤を
御止被遊候故、主計如此申上候、扨主計頭駿府へ参
家康公へ御目見申上候得ハ、江戸無替事かと御尋被
遊候時、主計謹而申上候ハ、江戸別条無御座候、今
度某を為御登被成候ハ、先日太田に御知行五百石被
下候へハ如此申上候時、家康公以之外之御機嫌に
て、扨々松平之家繁昌目出度事哉、其慮外ハ彼かい
ふにあらず、夫ハ只將軍のいわせらるゝにて社あれ、
子細ハ、秀忠ハ天下の主たり、世ハ太平也、位ハ三
公なれば何程高上にいたされ、太田こときの者など
は今度の慮外ハ十分一の事にて、何様の罪に被行候
とも天下の者非儀と可申哉、ケ様に賜る所の知行、
彼れか切に不当かと予に可尋ため汝を是迄登せる之
事、誠に將軍の天下の政事に心を用らるゝ事不淺儀
也とて御泪を被催候、扨主計頭ニ上意、是ニハ一ツ
の物語をすへし、汝能承候得、予三州在城之時若勅
使其外晴ケ間敷事有之時之用意ニ、三尺に余る鯉を

三本泉水に入置候所に、或時は見るに中にも大成鯉一ツ見えず候故、其所にかゝりたる掃除坊主に、かこひあしく狐にとられか(候脱カ)と問へハ、此者申やう、

其鯉は鈴木久三郎拝領仕候とて御台所へ持参り、料理仕給候而人々にも振舞、信長公より被進たる御酒の試仕候へと 御意のよしにて御樽の口をたへ候と申に付、台所の者に尋ぬれハ、彼防主(坊カ)か申ことく二色ともに我さへたしなミ置候に、我か儘成やつかれ、ケ様の者を其分にて置なは、向後諸士の風儀悪敷成へし、呼付成敗すへきと思ひ呼に遣、長刀の鞘を廻し広縁に出彼を待所に、久三郎にハ傍輩共内通しけれども事もせず、某か前へ出候時間二十間程置、にくきやつめと詞をかけ長刀にかけんとせしに、久三郎己か脇差を五六間程跡へ投捨我に向ひ大の眼を屹度見開、扨々愚成御大將かな、魚鳥に人間を並る作法何国に御座候哉、夫にてハ中々天下の望ハ成申間敷と、却而我に悪口せし時実にもと思ひ当り、抜たる長刀を捨て奥に入能々彼か心中を思ひ計二、近き比走りの者一人留場にて鳥をとり、一人ハ城之堀

にて網を打、兩人を追込置しか、是をいふへきため態と鯉を料理したるなれば少しも慮外にてなし、急き跡書残しぬ、

十九日

一前日同断、

廿日

一前日同断、

廿一日 晴、夜雨、雷鳴、今日御楼門右柱立、左柱ハ先日之由

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、今日より雁瘡快出勤、八ツ後御暇、出勤掛前立寄、七ツ時鐘場へ出張、大鐘引入、直二伊藤万次郎殿へ参、夫より谷山角太夫殿へ参り、六ツ過帰宅候得ハ郷十郎殿被参居候、

廿二日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、夕詰故八ツ前出勤、七ツ過帰宅、泊番富山半蔵殿へ代合、直二鐘場へ出張、

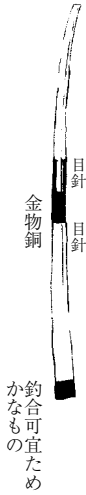
暮引入候得ハ中馬甚右衛門殿来儀、九ツ時被帰、無
間臥候事、

廿三日 晴、

一朝六ツ時起、鐘稽古二才衆可被參と門を明馬場へし
はし相待候得ハ、伊藤万次郎殿一人被參稽古不致帰
候、泊番ニ而候得共夕詰桂真十郎殿鉄炮二付、早目
出張いたし呉候様態々手紙被差遣候付、八ツ半過ニ
出勤、

一今晚泊番ニて徒然之処より手仕木刀泊番用ニ中途場
せきに不相成様中をつぎ候事を思ひ付近日拵候合、

此打所之儀もちやうぶニ



右通いたし置候得ハ旅用至て可宜、誠ニ以樂居候事、
右重ねの方にハ薄く小さいしたる銅、切先より鞘
之処迄不付置候而ハ決して釣合可悪存候、嗚呼面白哉、

楽哉、

鞘之処銅するめくへく候付、紙小よりにも鞘と
るへく候、



此方を銅ニても張り不置候而ハ強き者を打候時可
折敷、

拙者ケ様の者を作り出し置候とて、子孫必猥に人を
打へからず、依時宜可打者を能存分可打、是にて頭
などを打候得ハ可打殺、尻たひらよりすねのあたり
にて宜、拙者ケ様ニ作り候得共、一生之内二人を打
事可有哉、只為用心也、ケ様之木刀拵残り居候得ハ、
予ハ余程人を為打と子孫之内若愚成者出来なハ、思
ひ違ひて先祖を真似の習ひを恐れておかしくも記置、
必仁道を皆用ひたまひて今日を送り、必非儀の名を
不受、学文武芸に心をよせて朝夕夜一毛之先とても
いたつらになきこそ武士の本意なれ、

此卷之內別冊盛香集四冊

(表紙)

常不止集

(弘化元年六、

七、八、九月中)

常不止集

三十八之卷
三十九之卷
四十之卷
四十一之卷

常不止集三十八之卷

天保十五年甲辰六月中

名越篤烈

朔日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後御暇、七ツ時より鐘場へ出張、暮引入、四ツ
時臥候事、

二日 霽、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、
八ツ後御暇、帰掛升形へ参り直ニ帰宿、七ツ後より
鐘場へ出張、暮引入、直ニ伊勢平右衛門殿へ一刻参
り、帰宅候得者中馬甚右衛門殿来儀、四ツ時分被帰、
九ツ半臥候事、

三日 霽、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、
八ツ後御暇、直ニ帰宅候得ハ相良市之進殿参被居無
間被帰、大鐘より鐘場へ出張、暮引入候得ハ木尾彦
左衛門殿来儀、四ツ過被帰、九ツ半時分臥、

四日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、
八ツ後御暇、帰宅、八ツ半過より横山安之丞殿へ一
刻、谷山角太夫殿・伊藤万次郎殿ニも参り、大鐘帰
宅、直ニ鐘場へ出張、暮引入候得ハ渡辺彦太郎殿来
儀、四ツ時被帰、中馬甚右衛門殿ニも来儀同断、九

ツ時分寝候事、

若狹殿

兵庫殿

五日 曇天、暖気凌兼、

長門殿

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、

因幡殿

八ツ後御暇、帰掛前へ立寄、直ニ帰宅、大鐘より鎗

場へ出張、暮引入、九ツ時臥候事、

六日 朝小雨、後霽、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時より

秩父騒働之節

鎗場へ出張、暮引入候得ハ中馬甚右衛門殿来儀、九

各事、格別之家柄ニ付名代を茂相勤身分之故、平日

ツ前被帰、無間臥候事、

之政事向ニ差構儀ハ無之候而も、國中異変茂有之節

七日 晴、

者、氣を付内沙汰等被致事共持前之事ニ候、此節家

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、六ツ半時分より平田玄裕

老以下多人数進退、且又役場並規定事引払等茂有之、

殿へ参り、五ツ時分帰宅、四ツ時出勤、八ツ後御暇、

國中騒敷、江戸表迄も相聞へ色々風説いたし、剩

七ツ後より鎗場、暮引入、四ツ半時分臥候事、

公辺ニも内々相響、国家之大事候処、各一言茂沙汰

被致候儀不承、何様被心得候哉、一門家之詮も無之

八日 霽、

頼少き事ニ存候、依難差置各存慮之程茂承度此段申

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、

達候、以上、

八ツ後御暇掛戸柱町田家へ参り、八ツ半時分帰宅、

六月十五日

御名

七ツ後より鎗場へ出張、暮引入候得ハ横山安之丞殿

来儀、四ツ半時分ニ被帰、九ツ過臥候事、

天保十五年辰五月十日江戸

御城御本丸御焼失之次第

一大奥壱ノ老女姉小路殿風呂屋と梅溪との物置との間
より出火、御殿不残、御玄喚前御門并御多門少々(聞方)
焼失、

一御道具類不残焼失之由、

但、御腰物ハ相残り候よし、

一御用部屋御記録類過半焼失之由、

一御納戸御預り銀不残焼失、凡八拾万両程之由、尤、

大判小判ハ相残候よし、

一御納戸廊下之下ニ大釜有之、御金入居候処ふたさび

付明キ不申、其儘焼失之由、

一御玄喚前御櫓より御帳夥敷取出し候得共、取片付不

相濟、翌十一日迄ニ不残焼失之由、

一御本丸幅式町計、長サ六町計有之候由、御屋ね廻り

銅一重張り、其上ニ厚サ壹寸位之板張り、其上を鉛

二而包、其上銅又ハ瓦屋ねニ相成居候よし、夫故火

消人数防キ方不相成候よし、

一御殿建坪壹万七千坪計之由、

一公方様御始吹上滝見之御茶屋へ御立退、夫より山里(家慶)

通り西丸へ被為入候由、

公方様大奥へ被遊御寝候処出火、直ニ表へ被為入候

得共御召替之間も不被為在、其儘御立退、御途中御

傘も間ニあひ不申候よし、

一一位様ニも御駕籠ニ而御立退被遊候処、焼来候而よ

ふく御迦しニ相成候由、尤、女中計ニ而男ハ御目

付衆壱人御供之由、

一一位様老女花町申人ハ、老年故出火ニ驚キ步行不相

叶、ふとんニのせ持出し候処、煙ニまかれ出候事不

相叶、其儘拾四人一同焼死之由、

一公方様小小臍おいと申人ハ部屋之者ニ有之、右之

人抱いたし被居候内逃候事不相叶、庭之内石灯炉之

間ニ入り致合掌相果被居候よし、

一花町殿部屋子桂川甫堅娘も焼死之由、女中四拾六人

程焼死之よし、

但、甫堅殿娘ハ公方様御側之由、

私二先日到着候足輕直二嘶承候得ハ、女中三百人
余為死と江戸ニ（朱書）マ、而評儀之由、大奥女中ハ一人も不
残、夫より上ニハ有之候とも下ニ而ハ無之と風説
之よし、是実説ならんか、

一北はね橋通り御多門（開カ）へ上り居候火消人数七八十人程
御座候間、焼崩候火勢ニ而不残御堀へ落死候よし、
一御小姓衆立退候節出場無之故、刀ニ而切破り被出候
由人多く有之、其内両三人ハ石ニ而手負も為有之由、
一火消御三家方を初諸大名之人数迄、不残御城内ニ入
候よし、

九日 晴、大暑入、
一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ前引入、五ツ半時分
より川上東馬殿・末川久馬殿・平佐屋敷へ参り直ニ
出勤、八ツ後御暇掛垂水・宮之城・今和泉屋敷・重
富屋敷へ参り帰宅、大鐘より鎗場へ出張、暮引入候
得ハ中馬甚右衛門殿・相良市之進殿・逆瀬川玄誠殿
被参、四ツ過被帰、九ツ時分臥候事、

十日 晴、一
一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤
八ツ後御暇、帰掛戸柱へ参り伊藤家・谷山家といた
し帰宅、夜八ツ時分臥候事、

十一日 晴、
一朝六ツ前起、六ツ過より下方暑氣中見舞、四ツ前出
勤、八ツ後御暇掛上方暑氣中見舞、七ツ過帰宅、同
刻鎗場へ出張、暮引入、四ツ過臥候事、

十二日 晴、大鐘より俄ニ曇、大風雨、
一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後御暇、帰宅、七ツ過近隣伊勢氏へ参り直ニ帰
宅、鎗場へ出張候得ハ大鐘比俄ニ空かきくもり大之
風雨、仍而鎗稽古拾八人拙者小座へ被参、日入時分
空黄色、誠ニ奇妙之色也、其比暫雨止、又々降出し、
暮過より猶々大風、夜中吹通し、

十三日 烈風、大雨、

一朝五ツ時起、四ツ前大風故漸出勤、八ツ後御暇之時
分猶々風強、傘直ニ吹崩れぬれなからかへる、屋敷
内堀廻りも方々痛、大かね時分少し吹止、四ツ時分
臥候事、

十四日 朝曇、後小雨、

一朝六ツ半起、五ツ半より花舜軒へ御墓参、四ツ時出
勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニ同席八人入来、物見へ
参り掛物目利、暮帰宅候得ハ中馬甚右衛門殿来儀、
四ツ時分被帰候、無間臥候事、

十五日 両三日極暑之蒸候暑氣止、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時分よ
り谷山角太夫殿へ参り、大鐘過帰宅、四ツ時分臥候
事、

十六日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
鐘場へ出張、暮引入候得者河俣新六殿・植村鉄兵衛

殿来儀、九ツ時分被帰、無間臥候事、

十七日 霽、

一朝六ツ過起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後御暇、大鐘より鐘場といたし暮引入、四ツ半
臥候事、

十八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇掛垂水屋敷へ
物見へ参掛物目利、同席八人先日之人数也、暮帰宅
候得ハ町田勘左衛門殿来儀、四ツ過被帰、直ニ臥候
事、

十九日 晴、

一前日同断、四ツ八ツ出勤、御暇掛姪子社(姪子)へ参詣、直
ニ帰宅候得ハ河俣仲太夫殿被帰、麦飯馳走可致二付、
父上様御同道にて可参旨承候付差越、暮帰宅、四ツ
時臥候事、

二十日 曇天、間々雨、

一前日同断、四ツ八ツ出勤、帰宅、夜四ツ半時分暫ク
間大風大騒いたし候得共、無程止候故安気、九ツ時
分臥ス、

廿一日 晴、朝之内風雨、

一朝六ツ時起、今日者御座相頼出勤不致候処、町田勘
左衛門殿四ツ過來儀候而被申二ハ、先日より郷十郎
殿病気候処未快、当分療医上野良淳ニ而候得共、誰
ニか医師替候而如何可有之哉之旨被申候処、未病氣
之段も先日より不存驚、直ニ差越候処、今日者先昨
日より快段承候付、医師替之儀ハ差留置、八ツ前帰
宅、雁瘡をひる虫ニ吸せ候、ひるハ二十三疋付候事、
始終血不留、暮前より鎗場へ出張、直ニ引入、四ツ
過臥候事、

二十二日 晴、

一朝六ツ過起、九ツ前より戸柱へ參候得ハ未だ快無之
候ニ付、何れ今日より医師替不申候而ハよろしかる

ましと申候得ハ、か、様かたより今日ハ不成就日ニ

候間、明日より替候筋ニ而ハ如何可有哉との事候間、
明朝早く医師替方可致申置候而、八ツ前より夕詰ニ
而出勤、泊り番伊勢平四郎殿へ代合、大鐘前帰宅、
直ニ鎗場へ出張、暮引入、四ツ半時分臥、

二十三日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ前より郷十郎殿へ參候得ハ、夜前
者痛無之安眠茂出来候と之事候間、医師替之儀茂先
止(貴人)ニいたし候、四ツ前帰宅、泊番故八ツ後より
大中様へ參詣、七ツ後より出勤、夕詰有川勇四郎殿
へ替合、次渡等早晚之通、南林寺より帰掛升形へも
立寄、四ツ過臥候事、

押番泊田尻壯之丞・郷押番川路与右衛門にて候、

二十四日 晴後曇、

一朝六ツ時起、白尾金左衛門殿朝出被致候付五ツ過御
暇、帰掛前屋敷へ立寄、四ツ前帰宅、七ツ後今晩氏
神六月堂用之廻り灯炉作り方打立候処、漸四ツ時成

就、九ツ過臥候事、

二十五日 晴、

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、
四ツ後御暇、九ツ時分より父上様御同道ニ而たんと
とふ屋敷へ参り、暮帰宅、四ツ時分臥候事、

二十六日 晴、夕方烈風、大雨、直ニ止、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、渡辺彦太郎
殿へ参り、夫より戸柱町田家・新納八郎左衛門殿・

黒江喜円殿へ参り、暮前帰宿、四ツ半臥候事、

二十七日 晴、夕雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ時より宮之城物見へ
、同席中拾人差越掛物目利、人数分ニ而勝利、暮帰宅、
四ツ時臥候事、

二十八日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、大鐘より鐘

場へ出張、暮引入候得者横山氏来儀、四ツ過被帰候
事、

廿九日

一朝六ツ時より鎗場といたし、四ツより出務、八ツ後
退出、直ニたんととふ屋敷へ参、暮過帰宅候得者平
佐より御出張、御亭主振、四ツ時御帰、九ツ時分臥
候事、

晦日

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ八ツ出
勤、御暇掛前へ立寄、直ニ帰宿ニ而、大鐘より鎗場
といたし、暮引入候得者中馬氏来儀、四ツ過被帰、
無間臥候事、

京極兵部殿御所持之硯に御祖父高門とやらぬの
歌とて、

学へ人硯のうミの浅きより

ふかき道しる文のこゝろを

常不止集三十九之卷

天保十五年甲辰七月申

朔日 晴、夜入雨降、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ前引入、四ツ時出勤、

八ツ後御暇、帰掛前へ立寄、直ニ帰宅、暮より父上

様御方江吉川源右衛門殿・矢野喜三次殿・中山甚五

兵衛殿・津留筑右衛門被罷出、亭主振にて四ツ半各

被帰、無間臥候事、

二日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、泊り明鎌田哲二郎殿江代

合、八ツ過御暇、七ツ後より郷十郎殿へ参り、肝付

家一空様御注文之具足借有之候付著方いたし候処、

至而塩梅宜、上帶しめ不申候而茂具足を着し候様ニ

者無之、誠ニ能具足ニ而候、暮帰宅、夜九ツ過臥候

事、

三日 雨、晴、降雷鳴人つかミ殺、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、八ツ半之時

分七ツ過迄伊勢平右衛門殿・平田玄裕殿江参、帰候

而鎧面くびり方ニ而候、暮より父上様御方ニ而木尾

氏と碁打方ニ而候、四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

四日 晴、八ツ後大雨、雷鳴、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より

暮迄鎧場へ出張、夜木尾彦左衛門殿来儀、九ツ時分

被帰、無間臥候事、

達磨との些こち

むかれ世中は

月雪花に

酒と三味

せん

右讃の絵あり

無一物思ひこんたる達磨めか

壁より外をいかで見へき

篤烈



探信守道画

五日 晴、八ツ後雨、雷鳴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ時御暇、今日鎌倉実記全部拾七冊・倭小学全部四冊古金より求、七ツ時分より戸柱へ参り無間帰宅、夜四ツ半時分臥候事、

六日 晴、七ツ過小雨ばらく降、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直ニ御暇、武具取しらへ方、暮池田与之進殿へ参り直ニ帰宅、暮より町田勘左衛門殿・三原七郎右衛門殿入来、勘左衛門殿へ具足箱・皮覆并外之わくさすの塗り方・弓台もぬり方相頼、盆後相頼筈、四ツ時分臥候事、右者当務御先手奉行相勤候役場之故、武具折角と取揃置之合、

七日 晴、

一晝七ツ時起、大鐘過より出勤、是ハ虎之間御鎧御虫千二付而也、五ツ前帰宅、今日者同席中之諸子祝ニ而差越、暮帰宅、四ツ時分臥候事、

新阿蘭陀船長崎へ入津ニ付大口より申出左之通、

覚

大口

肥後国海上江蛮船漂来之由ニ而唐人遠鏡を以見賦候処、凡百七拾里計沖江壱万七千艘計茂可有御座哉ニ相見得候よし、

一 熊本より人数千五百人ツ、二備張出候由、組頭分之名前相知不申、尤、出張日限茂同斷、

一 熊本より佐敷其外へ御手当之由ニ而塩焔八駄船役所・会所へ被相渡候由、右者近国騒働旁之節者実否共ニ御届申上候様被仰渡置候、依之前行之通肥後水俣乘来など大評判之由承申候ニ付、小川内御番所定番より同所郷士前田休次郎外ニ式人為聞合、昨廿九日肥後表へ差遣申候得共、尚又今日爰許郷士年寄北原民右衛門・組頭上村庄兵衛差越申候ニ付、罷帰宅上次第形行御届可申上候間、此段被仰上可被下候、以上、

横目

大脇弥右衛門

寺原安兵衛

井畦覚兵衛

鹿島 吉次

辰六月晦日

今村筑右衛門



蓑田源左衛門殿

十三日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後直ニ帰宅、九ツ過
臥候事、

月の御馳走可申上候間、御出可被遊旨にて御出、四
ツ過御引入、九ツ前躰立木にあたり、八ツ前臥候事、

十四日 晴、

一朝六ツ時起、日入前より浄光明寺・加藤権兵衛殿・
華舜軒御墓へ参詣、暮過帰宅、夜九ツ前臥候事、

十五日 晴、八ツ時分暫雨、又晴、

五

一朝六ツ半起、五ツ前より福昌寺戸柱御墓・

中納言様(家父)・大信院様(重妻)・大慈院様御(齊直)□所へ参詣、夫よ

り花舜軒御墓へ参詣、帰掛戸柱伊藤家・妙顕寺へ参
詣、四ツ過帰宅、夜八ツ半時臥候事、七ツ後弓拾建
射候、

十六日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニたんだ
とふ屋敷へ参、射場地取そたけかたにて差越、暮過
帰宅候得者、拙者小座へ月余り能入候間、父上様へ

終南陰嶺秀
積雪浮雲瑞
林表青氤氳
增暮寒

名山影
印
印

江表鳥迹白山春
色猶然今者病
又過何日是歸年

吳山詩



十七日 晴、夕曇、

一朝六ツ半時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直
ニたんたとふ屋敷へ参り射場之辺そたけかたにて、

暮帰宅候得ハ木尾氏来儀、九ツ時分被帰、八ツ時臥
候事、

十八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、八ツ半より
前へ参り、夜四ツ時分帰宅、無間臥候事、今日加藤
東市郎殿嫡子五才ニ而夭亡、永江伊右衛門殿ニも死
去、

十九日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、八ツ半より
前へ参り又々帰宅、直ニ父上様御同道ニ而前家中・
拙家中今和泉浜屋敷へ出張、夜七ツ後帰、是ハ写
繪一見ニ付也、直ニ臥候事、
(朱書「マ、」)

廿日 晴、 五ツ過射場

一朝六ツ半起、今日者夕詰ニ而八ツ前より出勤、泊番

い十院静馬殿江大鐘過代合、直ニ帰宅、夜九ツ時分
臥候事、

廿一日 晴、

五ツ過射場

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、直ニたんた
とふ屋敷へ参り、八ツ時分より弓、父上様其外前内
記殿・田原左衛門殿・門松源左衛門殿・津留筑右
衛門殿・同姓宗左衛門殿・基太村直八殿・青木伊三
次殿、家来村田市郎左衛門・福留吉左衛門・名越善
左衛門差越候、暮帰り掛磯へ花火見ニ父上様・源左
衛門殿・善左衛門杯参り、四ツ過帰宅、無間臥候事、

廿二日 晴、

五ツ過射場

一朝六ツ半起、五ツ時評定所、四ツ前御暇、直ニたん
たとふ屋敷へ参り、大鐘過弓二十建壱人ニ而勤候、
暮帰宅候得者鶯頭等水殿被参、四ツ過被帰、九ツ過
臥候事、

廿三日

一朝六ツ時起、鑪場へ出勤^(張カ)、五ツ時引入、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、九ツ半時分臥候事、

有馬善助殿書狀之写

一筆致啓上候、漸々向寒氣候処愈以御堅固被成、御
凌珍重之御事御座候、下拙無異相勤罷居候間、乍慮
外御安意可被下候、先達而より此方より八久々打絶
御尋問も不致甚以御無音背本意候、最早出立より壹
ケ年と打過、常之江戸詰ニ候得者、下着之比ニ而候
処、今一ケ年者不相詰候而者相成兼、双鬢鏡中ニ霜
も見得初、蕭条たる旅窓ニ今年茂曆末ニ成しを感慨
不少、書字之横数寄者今に執筆者不怠候得共、御当
地ニ是と思仰キ候程之良師も無之、烏石親和之末流
ニ江戸唐様之一派有之、中々唐明諸名家之石摺迎も
不窺、只奇を競ひ怪を求て不面白、当時扇面ニ書候
而売弘メ候、伊坂一清と申書家有之候得共、何を本
トニ見居ヘ候、書共難分、親孝竜沢杯書名高キ事な
から、其書を習候事者不滿御座候、段々は迄東都之

書家之墨蹟を見候得共、右より以下ニ而候、幸京都
より浩然僧高輪へ致旅宿、当年中者罷在候筈ニ而、
大方取会席書、且ハ咄共承候処、雅僧ニ而混と董先
師信仰之趣ニ而候、書も當時者三都ニ無双歟と愚拙
二者見及申候、真文字ハ書候を不見候、草行者余程
見事ニ御座候、尚追而入御見可申候、夫々人々之見
込ニ而近体清人之字或者上古之三王ニ而無之而者見
識無キ杯申人も有之候得共、先米芾を和らげ、董華
を少シ強く筆意之勘弁ニ而、一体董之字形ニ深く心
を染候而無怠致執筆候外ニ存寄無之和尚も申候、
能々其道ニ自得之方と存申事ニ御座候、此儀ハ余人
二者不被申事ニ而貴様迄御雑談申越候間、必他ニ御
見せ被下間敷候、

一清八便ニ誠之御深志ニ而唐紙之色紙被贈下、何より
之品別而忝致拜受候、則不差置真行之詩句認候而和
尚へ入一見候処、直ニ致格護同流之諸僧へ為見可申
との事ニ而致賞美候、猶精々此已後可致出精事ニ候、
先御厚意之御礼旁時候御尋為可申仲如此御座候、乍
末御家内様へも可然被仰述可被下候、恐惶謹言、

有馬仲之丞

純熙 **系**

十月廿七日
国生林藏様

廿四日 晴、夕より冷氣相催、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後御暇、直ニ父上様御同道ニ而たんとお屋敷
へ参り、暮より門松源左衛門殿別荘へ父上様御同道
ニ而参り、四ツ半時分帰宅、直ニ臥候事、

廿五日 晴、夕より冷氣、

一朝六ツ時より鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、
八ツ後御暇、直ニたんとお屋敷へ参、暮過帰宅、
夜九ツ半臥候事、

廿六日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、四ツ出勤、八ツ後帰宅、
七ツ時より鐘場へ出張、大鐘引入、暮戸柱へ参、四
ツ時分臥候事、

廿七日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より町田勘左衛
門殿来儀、具足箱塗方被致候、四ツ時分被帰、九ツ
時分臥候事、

廿八日 曇、

一朝六ツ時起、四ツ出勤、八ツ後御暇、七ツより鐘場
へ出張、暮引入、九ツ時分臥候事、

廿九日 晴、

丑・卯・辰

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直ニ御暇、八ツ前より三
崎氏へ参り弓、六ツ帰宅、直ニ臥候事、

遠嶺初雪 従二位為村卿

里ハ今朝さむくしくて遠方の

高ねさやかにむかふ初雪

山家歳暮 権中納言光胤

世中よへたてぬ道に山ふかき

身のかくれ家も年そくれ行

五社奉納和歌書拔

立春

烏丸大納言光広卿

年も今朝あくる岩戸ののとけさは

さらに神代の春や立らん

早春

久かたの光りのとかに百千鳥

さえつる声も春ハ来にけり

海辺霞

さは姫の霞をふての黒書に

うつすや波の絵島なるらん

雉子

みかりせぬ人もそれかと朝霞

わくるかたの、雉子鳴也

深夜帰雁

帰る雁誰か玉章のかへしもて

さそふ夜深き天つ春風

花のえたに

春きてハ花も紅葉も月雪も

桜か枝につくしてそみる

住吉に詣て

きよくきよき心なりともミつかき

花の色にハ染さらめやは

法橋友益などに落花の歌よましめ給ふ時

ちらせとハ思ハぬ風(采書「マ」)の透マひ行

花ハ梢におとりしもせし

呼子鳥

さそわれてひハらかおくに見る花も

猶したわる呼子鳥哉(脱カ)

岸柳

沢庵和尚

春ミえてよとの川岸行舟の

網手(綱カ)にかゝる青柳の糸

○高知穂の山

中馬源大夫

久堅の天の八重雲た、ぬ日も

煙たなひく高知穂の山

馴あそびし人のこざりけれハ

二階堂与右衛門

折々ハこと問とへよ難波人

あし分小舟さわりありとも

一日計在雞鳴雞啼
不起日果空

一年計在陽春

陽春不耕秋小實

一什計在幼穉幼穉

不學志存也

古白樂天三溪

常不止集四十之卷

天保十五年甲辰八月中

朔日 晴、

手取頭御事

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より前へ参り弓、暮帰宅候得者左近允新七殿来儀、四ツ過被帰、無間臥候事、

二日

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より鎗場へ出張、暮引入候得者横山安之丞殿来儀、九ツ時分被帰候、暮时分池田与之進殿二も一刻来儀、八ツ時分臥候事、

三日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、夜九ツ時分臥候事、

四日 晴、

手取頭御事

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直二御暇、たんととふ屋

敷へ参、村田氏・津留氏親子三人・石黒氏兄弟・基多村氏杯二而弓、暮帰掛石黒氏へ是非ニと被相誘、無間引取、四ツ半臥候事、

五日 晴、

手取頭

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ前植村氏来儀、同道二而出勤、八ツ後御暇、無間前へ参り弓三拾立射、大鐘前取止、夜入四ツ過帰宅、無間臥候事、

六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より鎗場へ出張、暮引入、九ツ時分臥候事、

七日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ八ツ出勤、大鐘より鎗場へ出張、暮引入、九ツ時臥ス、

八日 晴、

手取頭御事

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ前引入、近隣伊勢氏・
平田氏へ参、五ツ過帰宅、四ツ時出勤、八ツ後御暇、
直二たんととふ屋敷へ参弓、暮帰宅候得者横山氏来
儀、九ツ前被帰候、直二臥候事、

九日 晴、

三番目

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ前より前二而弓、
暮帰宅候得者横山安之丞殿来儀、四ツ時被帰候、無
間臥候事、

十日

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰掛平佐へ参、直二帰
宅、夜四ツ過臥候事、

十一日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より鐘場へ出張、
暮引入、九ツ時臥候事、

一君のことを我事のことく、人のうわさを我うわさの
ことくおもふ人八人の人なり、

一人の人をあいし、むすひて親子のことくに契るをみ
るに、大かた頼かたありて同くハ世にも時にももれ
たる人のよるかたなき人に契りを深くしてたすけと
もなりなば、仕義のかたにも能かなひてよかるへし、
かくのことくの人あるましけれハ、こと葉も夢とな
りなんかし、

一慢る人に五ツの難あり、一にハ神の守護なし、二ツ
にハ人は是をにくむ、三ツにハ友なし、四ツにハ善心
をしらす、五ツにハ至理をしらす、

一人一ツの悪をもてもろくの善事をすつる事なかれ、
一の非をもて累年の功をすつる事なかれ、かならず
一悪を以て善吉を捨るはよの常のならひ也、

一或人子を給仕に遣し侍る時いましめていわく、汝君
の御心にいらぬとおもひつかふる事なかれ、君の御
意にたかふましと思ふへし、

○捨子の歌に 卜山様

捨し親のさそ捨かねて捨つらん

捨られし子の哀なくこゑ

右返し

実陰

哀なり夜半に捨子の鳴やむハ

母にそひねの夢やミるらん

〽一目にものゝ入候時、天無道といふ文字を三篇となへ、
手にて目にものゝ入候人の真向ニ向取候よふいたし
候得ハ、則取候也、

〽やけといたし候人ニむかひ、

さぶ沢の池の大蛇か身をこがすらん

と三篇となへ候得ハ痛やわらき候也、

〔朱書〕マ、一
飛井様之由

〇盆石の御讚 平佐の町人所持之石
之由

此石は薩州の産とかや、山のすかたくろふしてきた
かならずといえと、おのれに名付てしかいふぞかし、
分いらぬ道はそれとも見えやらて

山ハ幾重か茂る木深き

〇盆石ノ寸法

一高サ四寸横六寸

一二ツ嶺のあるを陰陽の嶺といふて重宝也、

〇盆石の歌

義持

盆石ハまつに二ツの浜ひさし

山より先の河そこへならん 〔朱書〕マ、一

小用つまり妙薬

一田みな少し 〔黄葉カ〕 一おんばくの根少し

一しやかふ少し 一ひかの根少し

一くつ少し

右五味摺交せほその中へこめいり、塩を以てあた、
め候事、

十二日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直ニ御暇、帰宅、直ニた
んたとふ屋敷へ参、暮帰宅、

十三日

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、直ニ御暇、帰掛加藤家・

伊藤氏江一刻ツ、立寄、七ツ過ニ帰宅、直ニ鑑場へ

出張、暮引入候得者横山安之丞入来、六ツ半時分よ

り河俣氏茂入来、各々四ツ過被帰宅、

十四日 晴、

一朝六ツ過起、加藤家へ參、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出
勤、帰宅、七ツ後より鎧場へ出張、暮引入、夜九ツ
時分隊候事、

十五日 晴、
御留守御用

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニたんたとふ
屋敷へい十院氏・有川氏・北郷氏杯參候而弓、暮過
婦、

十六日 小雨、烈風、**御留守御用**

一朝六ツ時起、九ツ前より山之射場ニ而御座人数分鉄
炮、暮より北郷多仲殿仕落之儀有之、科ニ而皆々差
越、九ツ前帰宅、

十七日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、八ツ半時分
池田与之進殿来儀、同刻町田勘左衛門殿来儀、弓台
塗方、夜四ツ時分被帰宅、

十八日 晴、
御留守御用

一朝六ツ時鎧場へ出張、五ツ前引入、四ツ時出勤、八
ツ時より新射場一番目ニ而同席中人数分鉄炮争、暮
過帰宅、四ツ時分隊候事、

十九日 晴、

一朝六ツ前起、(豚カ)同席中塚殺出張ニ而六ツ過より今和泉
浜屋敷之内池田別荘へ參、夜六ツ過帰宅、郷田仲兵
衛殿・村橋彦九郎殿・有川勇四郎殿被參、四ツ過各
被帰宅、無間隊候事、

二十日

一朝六ツ半起、夕詰ニ而九ツ時出勤、七ツ過泊番北郷
多仲殿へ代合、退出、夫より鎧場へ出張、暮引入、
九ツ時分隊候事、

二十一日 晴、
御留守御用

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
今和泉清水馬場屋敷ニ而弓、暮帰宅候得者木尾彦左

衛門殿来、四ツ過被帰、無間臥候事、

二十二日 晴、


一朝六ツ時起、評定所詰ニ而五ツ前父上様御同道ニ而出勤、四ツ前御同道ニ而御暇、登殿へ暇ニ参帰宅、八ツ前より新射場一番目ニ而同席中鉄炮、暮過帰宅、四ツ臥候事、

二十三日 晴、夕より雨、

一朝六ツ過起、鎧場へ出張、五ツ過引入、今日者出勤不致、四ツより町田勘左衛門殿来儀、具足箱・玉葉たんす等之塗方、大鐘より横山安之丞殿来儀、暮前より礮永孫四郎殿・町田郷十郎殿・伊藤万次郎殿・伊勢平右衛門殿・町田勘左衛門との・渡辺彦太郎殿一刻被参、各々九ツ時分被帰候、無間臥候事、

二十四日 晴、

一朝六ツ時より鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、八ツ後御暇、大鐘より池田与之進殿来儀、暮被帰、

八ツ後より相良市之進殿来儀、壁張り方相頼、四ツ時被帰、郷十郎殿ニも暮より、四ツ時被帰候事、

二十五日 晴、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ過引入候得者相良市之進殿来儀、壁張り方、七ツより泊番ニ而出勤、白尾金左衛門殿へ代合、暮琉球より御用封参り致開封候得者、先達而被差遣候与力三人・足輕拾五人之園田与藤次方へ之御届書ニ而、則為持遣候、其外諸人状も拾六通、則為持遣候、今日迄当年琉球船壹艘も着船無之評儀区々ニ而候処、此一左右ニ而安心候、明日極々急々被差遣候筈ニ而、人柄慥成足輕式人江戸へ被遣候而御跡仕候哉之旨致内達置候哉承候付、田中十兵衛・新保儀右衛門へ致内達候、九ツ時分臥候事四ツ後より町田勘左衛門殿来儀、武具塗り方、

右御用封ハ飛船よりにて、上り船者いまた一艘も不参候、

二十六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ後泊り明ニ而御暇、大鐘より鐘場

へ出張、暮引入候得者中馬甚右衛門殿来儀、九ツ時
被帰候、無間臥候事、

二十七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時より
鐘場へ出張、暮引入、四ツ過臥候事、

新納旅庵御奉公申上候次第

一旅庵事、新納伊勢入道一桂二男ニ而御座候処ニ、幼
少より致出家時宗ニ罷成、拾七年之年上方ニ上り遊
行上人ニ相付、拾七ヶ年の間廻国仕候、数年之修行
により上人より肥後八代莊嚴寺之住持被申付相勤罷
居候、其時之名ハ長住と申候、

一天正拾五年 太閤様御国江御下り御和談ニ而(義久)龍伯様

初而御上洛被遊候節、八代ニ御一宿被遊候ニ付長住
罷出御目見仕候、其節長住兄新納五郎右衛門入道遊
甫御供仕罷在候を被召寄御意候ハ、弓箭御和談ニ罷

成御上洛被遊事(朱書「マ、」)ニ、

廿八日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、荒田之御姉様へ参り、
暮帰宅、四ツ半臥ス、

廿九日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ加藤家へ参
り、暮帰宅候得ハ植村鉄兵衛殿・児玉佐平次殿来儀、
四ツ半被帰、間なく臥候事、

晦日

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、九ツ前臥ス、

常不止集四十一之卷

天保十五年甲辰九月中

朔日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前平佐屋敷へ立寄、直ニ出勤、八
ツ後御暇、暮より中馬甚右衛門殿入来、暮一刻横山
安之丞殿ニも来儀、九ツ時分臥候事、

二日 晴、

頭平右衛門

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時より清水馬場今和泉屋敷弓、暮帰宿候得ハ横山安之丞殿・中馬甚右衛門殿・河俣新六殿・植村鉄兵衛殿来儀、九ツ時被帰、九ツ半時分臥候事、

三日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二たんたとふ屋敷へ参、暮帰宅、四ツ時分臥候事、

四日 晴、夜中雨、

頭平右衛門

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直二御暇、帰宅、八ツ後よりたんたとふ屋敷へ参り弓、暮帰宅候得ハ加藤東市郎殿来儀、八ツ前被帰、

○一平田平右衛門殿・西田何某・池水何某と喧嘩之節ハ、頭平右衛門ニ被組付候而下より敵之脇差を抜被差殺候由、其比伊藤善兵衛殿所ニ而志岐藤左衛門殿被斬候処、其席へ加藤氏同会、夫ハ左り之手ニ而為突なるへし、是ハ達者之事をいたし候と被申候得者、如

何成儀ニ而左様ニ被申候哉と被申候付、敵之左程ニ為組時ハ敵之脇差を抜事不相成候、是ハ定而左りなるへしと被申候得ハ、是ハ尤なるへしと被感候よし嘶ニ而候事、

○一大強力成者拙者如きの非力者へうてにてもひねり付可申承候時、柔術致上達候得者ひねり付可申哉と加藤氏へ申候所、是ハ真向ニ而ハ力くらへハ不出来候、併清風先生江戸下り之中途茶屋大強力者清風先生へ申候ハ、貴公ニ者柔術御上達之段承申候、拙者手を御ひねり御見せ被下ましくやと申候付随分ひねり可申、併些御堪忍可被成儀も可有之、右之段ハ申置候とて目ニ指を差込被成候処虚に相成引取たる所をねち被付候由、ケ様之すきを見てひねり不申候而ハ真向ニハ相成ましく候、

五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前よりたんたとふ屋敷へ父上様御同道ニ而参り、上村良阿弥殿・田尻善斎殿来儀、起炭たきかた有之、今晚夜中たき通しのよしにて下男

之正右衛門為泊被置候、暮過帰宅、五ツ過臥候事、

六日 晴、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二
たんたとふ屋敷へ参り、暮帰宅、四ツ過臥候事、

七日 晴、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
前へ参り直八様と兩人にて弓八拾建射候、夜四ツ過
帰宅、四ツ半臥候事、

八日 晴、

三三三三三三三三三三

一夜七ツ半時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直
二たんたとふ屋敷へ参り弓、外石黒戸後左衛門殿兄
弟、暮帰宅、四ツ過臥候事、

九日 晴、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ時起、四ツ前花舜軒・加藤家・今和泉屋敷へ
参、四ツ時出勤、九ツ後御暇、直二梅田家へ参り、

帰り掛升形平佐へ参り、九ツ半時分帰宅、八ツ後よ

りたんたとふ屋敷へ参り弓、外二石黒氏兄弟・加藤
氏兄弟、暮帰宅、九ツ時分臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ後出勤、八ツ後より同席中打連下
橋の木馬場へ参り、暮帰宅、是ハ橋本仙藏へ錢別二
付也、四ツ過臥候事、

十一日 晴、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直二御暇、八ツ後よりた
んたとふ屋敷へ参り弓、外二内記様・安喜藤太殿・
青木伊三次殿・市郎左衛門・吉左衛門二而候、喜藤
太殿同道二而拙宅へ参、町郷十郎殿・相良市之進殿
二も各九ツ前被帰宅候事、

十二日 晴、

三三三三三三三三三三

一晝一番鶏起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、八ツ
半より前へ参り、暮帰宅、四ツ時臥候事、

十三日 曇、

一朝六ツ前起、出勤前河侯氏・島鞆殿へ参候、四ツ時
出勤、八ツ後御暇、九ツ時分臥、

十四日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ時出勤、直ニ御暇、今日者吉利仲
殿へ父上様より御餞別之筈候処、昨日より御病氣ニ
而御亭主振御出来不相成、拙者御亭主いたし候、其
外能勢武右衛門殿来儀、席画杯有之候、小子ニも是
非ニと預望竹之絵・梅之絵席画、能勢氏へ門弟ニ成
度段今日申置候、先度より馬場伊歳ニも習候得共、
左程之筆意無之不面白、今日能勢氏へ習度段申置候、
外ニ吉川源右衛門殿・中山甚五兵衛殿・田代宗右衛
門殿等被参候、各々五ツ時分被帰候、四ツ過臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後池田
与之進殿来儀、大鐘被帰、直ニ鎧場へ出張、暮引入、
四ツ半臥候事、

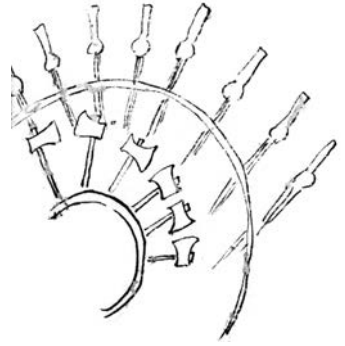
一 探幽留主番之節一人ニ而折角絵を被書候処、盗人段々

之品取候を為取置、直ニ其画像を為取られ候処、家
内之衆皆々被帰、やれ是ハ盗入たり、何々なしと申
居候得ハ、夫ハ拙者留主番ニ而致盜候者画像を取置
候、是を見候得と被差出候処、是ハ兼而参候何某ニ
而あると一目見候得ハ皆々為申由、探幽程之書手ニ
而左も可有之と浄川軒一清咄ニ而候、

〔朱書〕原本此所ニテ改紙トナレリ、落シアラシ

注進有之候上波戸場より建行丸一日致出船、高銚辺
後江船掛候処、小瀬戸より拾七八里参候由、尤、書
簡取者注進早速沖手江乗出申候、私共沖手出張、直
名村貞五郎野拙三人御役所付尾上藏之助・中尾若次
鯨船より質人卸として乗出し、伊王島前ニ而海陸廻
鯨舟江乗移、野口善太夫一同伊王より壱里計乗出候
処、向より真追手ニ而白帆壹艘参候処直様乗付候得
共、何分荒波ニ而難乗付、既ニ危候処本船より綱壹
筋投卸候ニ付取付、漸ク乗付質人として武官之者武
人役所諸書付持卸候を出島江連越、又々直様沖手ニ
引返申候、尤、質人卸之節軍船一見候処、上段艦之
方江石火矢七挺、下段表より艦迄式拾挺、合式拾七

- 挺両側ニ而四拾挺備居申候、尤、其節重役之者と相見得兩腕ニ金ニ而房鎗有之帶劍之者五六人見掛申候、一出島より引返し候処、本船ハ最早高鋒前ニ碇入居候間、直様乗船仕先階子を登候処、階子上船之入口ニ帶劍武官之者老人口葉入胸乱腰ニ付、劍付鉄炮ニ口葉仕込、すハといはゞ打放へき様子ニ而構居申候、尤、右ハ田上ニ而ヘレトシ有之節者装束ニ少茂相變不申候、鎗鉄炮ハ少茂鏽無之磨上申候、跡ニ而承候処、此者は終日終夜右之通ニ而一時交代之由ニ御座候、猶又鉄炮ハ船大将折々致見分、白キ着物ニ而拭ひ見、若少ニ而も鏽等有之大將着物穢候得ハ、其者ハ直様押込退勤為致候由、
- 一夫より内ニ入左手艫之方ニ參候処、石火矢備有、一見候処長サ一間半計、玉目三貫目位共相見得、誠ニ目を驚候次第ニ御座候、入口ノ向侍九人階子之上同様劍付鉄炮致所持居、其上手ニ太鼓式挺有之、其脇ニ音楽之者九人喇叭取持いたし候人船ニ上り候得者、鉄炮を構太鼓を打喇叭吹立申候、可然嚴重有之大ニ驚申候、何分形容は筆紙ニ尽兼申候、
- 一乗子人数三百式拾人余、尤、外ニ黒坊七八人、一此船本船より咬啣吧ニ廻り九日滯船、直ニ出帆、昨二日迄二十五日振入津、石火矢は四拾四挺備之由候得共、余り荷足重ク相成候間、此節者三拾六挺備之由ニ而乗渡候由御座候、艫表ニ石火矢窓式ツツ、有之、狭も余程高く、此間致入津候船と競候得ハ、唐船と阿蘭陀船之様ニ御座候、
- 一夫より一段下ニ下り見候処、艫之方ニ部屋式ツ有之候、右之船大将・副將之部屋ニ御座候、其次之間ハ侍頭之者集処と相見得卓子等有之、皆々椅子ニ掛り居申候、此間ハ凡^{本のま}二侍装束を付手ニ劍を抜、侍壺間置ニ凡式拾人計も兩側ニ並居申候、右卓子より少艫の方に当り大成柱様の物ニ凡金壹尺計之短筒凡七八百挺計差有之候、此処より表之方ニ參候処、大成金臼ニ而豆を搗居申候、是は大勢故粉ニいたし給候様子ニ相見得申候、



一夫より三段目ニ參候処、此処より不殘侍部屋ニ而、
 鱸壺番部屋二者石火矢玉有之、式番目者帆部屋、三
 番目ハ碇并綱部屋、四番五番六番七番目ハ不殘侍之
 間ニ而、両側ニ壺人ツ、部屋江有之、凡三拾部屋計
 有之候、其次ニ九番目ハ酒部屋ニ而、三石桶位之キ
 ツパタブス有之、ゼネーフル其処ハ兵糧と相見得、
 表と鱸ニ塩焔部屋有之、其前ニ羊角灯籠壺ツ火灯有
 之、塩焔部屋前と左右ニ凡幅式間余之鉛延板敷有之
 候、其上ニ盤ニ水盛有之候、
 一三段目ニ而塩焔搗居申候、

一船の長サ三拾八間八合、幅八間五合余有之段承申候、
 一大将壺人、副将壺人、第一等侍、是ハ両肩ニ金筋芳
(房丸)
 有之拾人、第二等四人、其以下式三拾人、

一昨日乗船用向相濟、船より卸度旨申聞候処、暫相待
 居具候様申聞候得共、御檢使其外皆々卸仕廻候間、
 通詞而已殘居候而者不宜旨申聞、是非卸度旨申聞候
 処、左様可有之候得共、国法ニ而殊ニ軍令ニ茂有之
 候間、手数相濟候迄暫く相待居具候様との儀ニ而相
 控居候処、式段目より石火矢打放申候、此節者上段
 二居、余程表之方ニ而打方有候得共誠ニ筒音烈敷、
 私共ハ筒音ニ而飛上り候位ニ有之候、真足下ニ而被
 打放候而は迎茂難堪可有之と相考居申候、扱右打方
 相濟候上九人之者下知ニ随ひへレトシ之手前をいた
 し、其九人之者喇叭を吹立、壺番目ニ金房さしもの
 拾人、其次ニ侍四人、又其次ニ式拾人、終ニ劍拔持
 居候者式人、皆々一同ニはやし立、各列正し船中廻
 り本之座ニ登り私共を相送り申候、

一侍之内壺人式拾歳罷成候者誠ニ世ニ無類美男ニ而、
 漸拾六七才位と相見得申候、此人近比昇進いたし高

官二相成候由、外二婦人壹人茂相見得申候、

一階子上船入口側二居候兵士、上段二劍付鉄炮備居候
兵士并二段目劍持備居候兵士、昼夜共右様二いたし
候由、尤、一時ツ、交代之由御座候、

長崎通詞名村貞五郎其外之者共異国船江乗付、船中

無残所委敷致見分、彼是之次第右通書記、公義江申

上候由御座候、右異国船は長崎湊内江入碇いたし居、
未帰帆之日限等不相知候、田上と申ハ長崎者共兼而

鉄炮稽古場之由、ヘルトンと申ハ炮術流儀之名之事
と承申候、

一出島と申ハ阿蘭陀屋敷之事之由、

外二通し兼(朱書「マ」)而之儀共数多有之候、

一肥後・肥前・筑前より出張人数夥敷有之、肥前之内

へ陣木屋敷軒出来候由、異国船江者番船百艘計前後
左右を相囲居候由、近々出船之模様二無之由、折角

御用心可有之候、

当三月十一日琉球江異国船壹艘漂着、卸碇候付相尋
候処、異国人ハ言語文字不通、唐人壹人乗組居、仏

朗西国之船、人数弍百三十人乗二而洋中逢難船、船

修甫并粮食為求方致到着候段申出、尤、本船へ石火
矢等乗付有之候得共、兵船之様子二而者無之候間、

船具修甫用木并粮食等相与候処、右船乗頭より、仏

朗西国之儀中国致通融候付、皇帝之命受中国隣近之

諸国可致交通候間、琉球へ茂致交易度旨申出候付、

琉球之儀産物相少、交易不相調段分而申断処、一円
不致承知、此儀不相調候ハ、通和可結好申聞候付、

是又相断候得共落着無之、猶近々彼国大総兵船可致
来着候間、交易向等速二吟味難遂候ハ、右大総兵船

着之上何分返答可致由二而、同十九日異国人壹人・

唐人壹人浜江卸置致出帆候付子細相尋候処、大総兵
船来着之節為通事残居候様乗頭より申付候段申出、

無是非寺中明除召置、柵を結番所等数軒相構、夜白
勤番堅ク取締申付置候、然処同廿八日通事唐人を以、

啖咭喇国多年琉球を望之心深ク、追々兵船差渡二而

可有之、仏朗西国より致保護候ハ、自ら暎国より被

奪候難も無之と申聞、其上天主教を強而可致伝授と
之趣を申聞候得共、琉球ハ孔孟之道を学ひ候付、天

主教と申ハ難成と之趣ニ而相断、折角叮嚀を尽し無異儀令帰帆候様取計可致旨琉球へ申越候、就而ハ此末大総兵船来着難涉申掛候儀も難計候付、為御手当二階堂右八郎を初、其外御役々一組之人数可差渡候条、支配中へ可被申渡者也、

七月廿九日

異国船掛

御船奉行

千早振神

按するに、神代卷に有ニ残賊強暴横悪之神者一と見えたり、旧事記に道速振チハヤフルに作れり、又倭姫世記に伊豆速布留イツハヤフルとあり、延佳これを稜威速振イツハヤフルなりといへり稜威ハいづくし、延喜式鎮火祭祝詞に御心一速比給皮ハ可畏ハのころ也、延喜式鎮火祭祝詞に御心一速比給皮志ハともいふ布利ハの反し比なり、日本書紀欽明天皇紀に浦ノ神イハヤシ厳忌イハヤシとありて厳忌の二字を伊知波夜志イハヤシと訓し、又仁徳天皇紀に強力武猛の人を知破耶臂苦チハヤヒトとよめり、いづれも逸速ハきころなるへし、万葉集に千盤破神ハヤフルカミ曾といひ、又千磐破人チハヤシなといふ、しかれば神徳の神速靈妙にして智ハことのはやく、人の量りしる

へきにあらず、逸速く恐るへきころよりかくハいふなるへし、いちはやのいは発語の辞なれば千早振といふ、ふるハいちはやひたるさまをいふなるへし、されは善悪にか、わらず神の枕詞とはなりぬ、前にいえる残賊強暴の字を填められてちハやふると訓したるハ、悪神なる故その神の暴悪にしてあらきに神速なるよりかくは記されたるなるへし、

真宗皇帝勸学

富家不用買良田、書中自有千種粟、安居不用架高堂、書中自有黄金屋、出門莫恨無人随、書中車馬多如簇、娶妻莫恨無良媒、書中自有女顏如玉、男兒欲遂平生志、六經勸向窓前讀、

柳屯田勸学文

父母養其子而不教、是不愛其子也、雖而不嚴、是亦不愛其子也、父母教而不学、是子不愛其身也、是故養子必教、教則必嚴、嚴則必勸、勸則必成、学則庶人之子為公卿、不学則公卿之子為庶人、

王荊公勸字文

讀書不破費、讀書万倍利、書顯官人才、書添君子智、
有則起書樓タテヨ、無即致書櫃、窓前看古書、灯下尋書義、
貧者因書富、富者因書貴、愚者得書賢、賢者因書利、
只見讀書采、不見讀書墜ヲチイル、壳金買書說、讀書買金易、
好書卒難逢ニハカニ、好書真難致、奉勸讀書人、好書在心記、

白樂天勸字文

有田不耕倉廩虛、有書不教子孫愚、倉廩虛兮歲月乏、
子孫愚兮礼義疎、若惟不耕与不教、是乃父兄之過歟、

朱文公勸字文

勿謂今日不学而有来日、勿謂今年不学而有来年、日
月逝矣歲不我延ユキヌ、嗚呼老矣是誰之愆アヤマチソヤ、

雲漢
清河
漢
真
月
出
海
東
上
下

了濟水
金波一時

右東郊秋月樓
鶴汀先生作

庚申之春書

明敏

十六日 晴、
屏風御事

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時より
い藤家へ弓、暮帰宅候得ハ中馬甚右衛門殿来儀、八
ツ後被帰、無間臥候事、

十七日 晴、

御樓門シヤチホコかわらニ而候所、此度唐金ニ替り今日あかる、
鑄方成田庄右衛門、右之鎧も魚之ひれニ書付有之候、屋ねへ可
登道付居候間、拙者ニも登り見候、誠ニ高く
おそろしく有之候、(マ)五正立之方より道付居候

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、四ツ
後臥候事、

十八日 雨、間々晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮より横山安之丞殿来
儀、九ツ前被帰、直ニ臥候事、

十九日 晴天、

二重御事

一朝六ツ時起、今日ハ夕詰ニ而八ツ前より出勤、七ツ
後泊番有川勇四郎殿へ代合、帰宅候得ハ父上様御同
席并小頭書役衆被參、弓ニ付小子ニも直ニ弓、皆々

五ツ時分被帰、直ニ臥候事、

二十日 晴、御樓門御作事御成就ニ付、今日より有馬一七日之
御祈禱初ル

一朝六ツ時起、四ツ前御墓へも参詣、四ツ時出勤、直
ニ御暇、升形梅田家へ参候而九ツ過帰宅、八ツ過よ
り桜島黒髪村へ渡海、是ハ登殿・権五郎殿へ湯治見
舞之ため也、有村迄便船ニ而、夫より陸地差越候而
泊差越候得ハ、湯治人其外見舞知人も多人数有之候、
基多村運八殿・森岡新助殿・島津勇馬殿親子・近藤
彦右衛門殿・樺山休太夫殿家内中・馬場伊歳・野村
作左衛門殿杯被参居候、

二十一日 晴、

一暁大鐘起、湯へ差越、日出宿へ参候、黒髪ハ初而差
越候付、所々終日見物ニ而候、洗ひ出しハ驚目候、
今晚も泊、四ツ前臥候事、

二十二日 晴、

一暁起、湯へ参り日出宿へ参り、八ツ過暇を乞て帰、

致出帆候而暮過歸宅候得ハ何某殿被參、家來之吉左

衛門召呼酒為吞可申とて被云候付、其通可被致旨申

候へハ被招呼なんこ被相初候処、則初けん吉左衛

門勝候得ハ、今之なんこハイまた双方刀を抜合せす

候間、其方はやまれ故を以被勝候間、其方罪酒可

吞と下戸ニ無利非道ニ被攻候得共、流石之家來吉左

衛門、何しに非義ニまげらるへきや、ざれごとなが

ら争しばし不止、何某殿も左様ならハとて又々外ニ

不致候得ハ、吉左衛門何某殿之手を御手二一と申候

得ハ不中、何某殿之方茂不中候得共、今之御手三不

中とて吉左衛門へ是非可吞旨又々争ひ被初、吉左衛

門も不負ニ何しに可吞哉、勝て可吞旨被申候得ハ、

聞得候得共右通無佐法之仕方心得不面白候付、拙者

二も一言不申候得共、ケ様之者と同席も氣之毒故つ

と立其座をさらんといたし候得ハ、右源太様御覽と

何某殿被申候所ニ、不面白と返答ニ而不止して立候、

是ハ跡以相考候得者、拙者二も二才氣ニ而肝もみし

かく候、何そありのま、故あしくハ無之候得共、あ

まり徳を失ひ手強き返答ニ而候、今參る杯の返答相

応之場也、過則あらたむるにはゞからさらんや、

二十三日 晴、

三三三

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛升形へ

參、昨日之一左右を申候而直ニ歸宅、弓、四ツ時分

臥候事、

二十四日 晴天、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇候得者池田与

之進殿被參、七ツ過被帰、大鐘戸柱へ参り暮歸宅、

四ツ過臥候事、

二十五日 晴、今日御儉約被仰出候、委細ハ先ニ可記、

一暁大鐘起、四ツ八ツ出勤、暮より横山安之丞殿來儀、

九ツ前被帰、九ツ過臥候事、

二十六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛前へ一刻立寄直ニ

歸宅、大鐘過より左近允新七殿來儀、四ツ過被帰候、

九ツ過臥ス、

二十七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、大鐘より鐘場へ出張、

暮引入、九ツ時臥候事、

二十八日 晴、

一朝六ツ過起、泊番故七ツ後出勤、夕詰市来次十郎殿

へ代合、次渡候儀無之、

白楽天三儀

一日計在鶏鳴、々々不起日果空、

一年計在陽春、々々不耕秋不実、

一代計在幼稚、々々不学老後悔、

近衛関白

仰ミるこゝろこと葉のことくなら

八千代の春まで尋きて見よ

浦月 二階堂彦太郎殿

出るよりミるめも遠く霧晴て

さやけき月に浦風そふく

月前雁

二之宮藤太左衛門殿

澄渡る空に一行ゆく雁ハ

つはさのミこそ月の陰なれ

河霧

河かせの吹をハ今朝の枝折にて

霧のひま行宇治の柴舟

冬祝

検見崎岩右衛門殿

暮て行年のミつきの数々を

雪にもはこふ御代そ道ある

尋残花

右同人

散残る花もやあると鳥すらも

我わけ迷ふ山に鳴らん

春月

二階堂与右衛門

老楽の涙にそふや春の夜の

ならひに過て霞む月影

江山春興多

春なれや平の高根ねに雪消て

入江ハ霞むまの、浦風

打過てみれハ氷の流江に

つらなるやまも雪間そひつ、

あふなひうへにあふなひをミル 三齋

ひとつ橋わたる座頭か子ををひて

一年若き人ハ、諸事に付て身をたて大なる道をもなし、

能をもつぎ学問をもせんと行末久しくあらます事共

もこゝろにかけながら、世をのとかに思ひて打おこ

たりつゝ、まつさしあたりたる目の前の事にのミま

されて月日をおくれハ、こと／＼なす事なくして身

ハ老ぬ、終に物の上手にもならず思ひしやうに身を

ももたつくゆれとも、取かへさるゝ齡ならねハ、は

かりて坂をくたるわのことくにをとろへ行されハ、

一生のうちむねとあらまほしからんとの中に何れか

まさるとよくおもひくらへて、第一の事を案し定て

其外は思ひ捨て一事をはけむへし、一日のうち一時

のうちにもあまたの事の来らん中にすこしも益のま

さらん事をいとなミて、其外をハ打捨て大事をいそ

くへきなり、

一我智をとり出し人にあらそふハ、つのあるものゝ角

をかた向、牙あるものゝ牙をかミいたすたくひ也、

人として善にほこらすものにあらそハさるを徳とす、

他にまさる事のあるハ大成失也、品のたかさにも

才芸のすくれたるにても先祖のほまれにても、人に

まされりと思ふ人ハたとひことばに出てこそいわね

とも、内心にそこはくのとカ有、つゝしミて是をわ

するへし、おこにもミへ人にもいひけたれわさハひ

をもまねくハ此慢心也、一道にもまことに長しぬる

人ハ、ミつからあきらかに其非をしる故に、心さし

道にミたすして終に物にほこることなし、

一或時士どもの候けるを召出され、はたおりの鳴を一

首つかふまつれと仰られけれハ、青柳との上の句を

出したりけれハ、候ける女房たち折にあわすとわら

ひ出したりけるを、物を聞はてすわるふやふやある

と仰られて仕れとありけれハ、

青柳のみとりの糸を繰返し

夏へて秋そはたおりハなく

と仕りけれハ、萩おりたる直垂を出て給らせてけり、

一よろつの事ハたのむへからす、おろかなる人ハふか

く物をたのむ故にうらミいかる事あり、いきおひあ

りとてたのむへからず、こわきものまつほろふ、財多しとてたのむへからず、時の間にうしなひやすし、才ありとて頼むへからず、孔子も時にあはすして過給ひ、徳ありしかと顔子ハ短命也、君の寵をも頼むへからず、ちうを受る事あり、奴したかへりとてたのむへからず、そむき走る事あり、心の心さしたのむへからず、信あることすくなし、

一何そに付て酒をす、めてしゐのませたるを興とすることいか成故とも心へす、のむ人の顔いとたへかたけに眉をひそめ、人めをは、かりてすてんとし、逃んとするをとらへ引と、めす、ろにのませつれハ、うるハしき人もめの前に大病者となりて前後をしらすたふれふす、祝ふへき日なんとハあさましかりぬへし、明日までかしらいたミ物くわす、よひふし昨日の事をおほえす、おふやけ・わたくしの大事をかきてわつらひとなる、人をしてか、るめをミする事礼義にそむけり、かくからきめにあひたらん人ねたく日おしとおもわさらんや、かくうとましき物なれとおのつから捨かたき折もあるへし、月の夜雪のあ

した花のもとにて心のとかに物語して盃出したる万の興をそふるわさ也、つれ／＼なる日思ひの外に友のいひきて取おこなひたるもこ、ろなくさむ、なれ／＼しからぬあたりのミすの中より御くた物ミきなんとよきやうなるけはひして、冬せはき所にて火にて物いりなんとしてへだてなきとぢさ、むかひのミたるいとおかし、聖教にも酒ハ無計不及乱とあるとかや、

一筆をとれば物か、ぬと思ひ、はしとれハ食くわぬとおもふ心は、かならすことにふれて来る、かりにも小善のたわふれをなすへからず、あからさまにも聖教の一句を見れば何となく前後の文も見ゆ、卒爾にして多年の非をあらたむる事もあり、かりにいま此文をひろけさらましかハ此事をしらんや、是則ふる、所の益也、こ、ろさらにをこらすとも、聖賢の書に眼をさらさはおこたる内にも善行おのつから身におよふの巧あるへし、散乱の心なからも勤て学ハ、学問なるへし、事理もとより二ならず、外勤もしそむかされハ内心必熟す、不信といふへからず、

あふきて是を尊ふへし、

春宮のむまれたまへりける時にまいりてよめる、

典侍藤原よるかの朝臣

峯たかき春日のやまに出る日ハ

くもる時なくてらすへらなり

一春のくれつかた、のとやかにえん成空に、いやしからぬ家のおくふかく木たち物ふりて庭に散りしほれたる見すぐしかたきをさし入てミれハ、南裏のかふし皆をろしてさひしけなるに、東に向ひてつま戸のよき程にあきたるミすのやふれよりミれハ、かたちきよけ成の年廿はかりにて、打とけたれと心にく、のとやかなるさまして机の上に文をひろけて見居たり、いか成人なりけんたつねきかまほし、

一康正元年の冬、藤沢の役に敵も味方も入ましり、三日をかさねていとミあらそふことになりぬ、されとも味方の武威強くして、かたきの北条憲定ぬしつゝに自腹して余兵をのかしくむなしふなり、あるハあたにあたりてかたミに死するも侍る時、藤沢のかたへの松原のむれにてた、かふ男あるに、味方ハ中村

治部少輔藤原重頼とて、京家の人の世にしつミて屋

形に扶持せられて侍りしになん、敵の男ハ栗毛なる

駒に乗て二ツ引りやうに升り竜の紋付たるさしもの

なりけり、遠目ながら鎧の毛もいかめしうそ見えし、

しハした、かふて鎧をあわせしに、目の前に敵の男

つきとめられ、やかて中村手つから首をとりて我陣

に來りてかうくとなん語りけるに、いまた壮年に

もたらん男の色しろふしてたけたかかるへきこ、ち

したり、髪のあたりた、ならすたきしめつ、あわれ

もいやまし、あたなからにくからぬおもかけなり、

中村重頼此こ、ろはへのやさしきに歌ひとつものし

て手向にとす、め侍りけれハ、

道観

か、る時さこそ命のおしからめ

かねてなき身と思ひしらすハ

重頼かへし

なき身とは誰もしれとも諸ともに

いまはたおよふことおしそ思ふ

一朝鮮陣の時分、日根野備(弘統)中守朝鮮へ使に行しか、家

貧にして支度なりかたかりければ、三好新右衛門といふ人を頼て黒田如水(孝高)より銀百枚かりける、帰朝して後新右衛門同道して如水のかたへ行て一札をいひしに、如水対面してはらくありて人をよび被申けるハ、最前御持参之鯛を三枚におろし其骨を只今吸物にして出せとありけれハ、兩人ハ不足とおもひける、さて酒おわりて三好銀を出して返しければ如水いわく、最初よりかしぬるこ、ろにてハなし、合力するこ、ろなりとて再三しゐてかへせとも受とらずしてヤミぬ、飲食の事にハもらひし鯛をミたりにもちひす、しかも客の前にていふましき事とも思ひよらず、さて朋友急用のためにハ銀百枚をおしむへしとも思はず、是等の事にも其時代の風俗儉素質直にしてしかも義を忘れず、潔白なる事しられ侍り、或人問、人間一世之内ねかひ求むへきもの何事にて候哉、答、心の安楽に究れり、又問、第一いとひ捨へきものは何ことそや、答、心の苦痛也、問、苦痛を去て楽を求る道ありや、答、学問なり、問、学問にて苦痛を除き安楽を得る道理ハいか、答、元来

吾人の心の本来安楽なるもの也、其証抛ハ孩提より五六才までの心を持ってミるへし、世俗も幼童の苦惱(惱カ)なきを仏也といへり、如此心の本来安閑にして苦惱なきものなり、苦痛ハ只人々のまよひにてミつから作る痛也、こ、ろハたとへは眼のことし、眼の本体ハたて明自由にして物をミる事分明快活也、若塵砂など目の内江入時ハたてあけ自由ならず、物をミる事もあくる事もならず、学文も此塵砂を去る時ハ安閑なる物也、

一 孔孟又生れ給ふとも論孟二書の教にかわる事なかるへし、然ハ今論孟をミる人ハ則孔孟にまのあたりおしへを受るにおなしかるへし、此思ひをなしてよくこ、ろを用へし、其上孔聖の門人顔子のきける所をハ子路きかず、是皆論語にくわしく記せり、されハ教を委く受たるにひとしく大に幸ならずや、

一 人生五拾歳一万八千日なり、

○雪のふる日母のはかにまいりて

おもひやる苔のした、にかなしきに

ふかくも雪のふりうつむ哉

立春

細川幽齋法印

日の本の光りを見せて遥なる

唐土までも春や立らん

滝花

老て後あはれそ増る滝つ浪

はやくの年の花ハ見しかと

子規稀

手を折てかそへやせまし時鳥

稀なる声と積る日数と

秋夕

其こと、さしてハ物を思はねと

泪いとなき秋のゆふ暮

田鹿

さすか又小田もる賤も鹿の音の

遠さかるをハ忍てや聞

落葉

色やた、濃も薄もはてくハ

おなし落葉に木枯の風

浦冬月

雲はろふよさのうら風さえくれて

月そ夜渡る天の橋立

閑中雪

灯を守り尽して更る夜に

窓うつ雪の音をきく哉

橋上雪

吹おくる雪のしからミかけ初て

夕風しろき谷の芝橋

関路雪

風そよく竹のした道分過て

雪にやとかる足柄の閑

深夜雨

更にけりゆき、たえたる夜の雨

くらはし川の水も音して

山旅

峯をこえ谷にくたりて宿とえハ

おなししるへと松風そ吹

旅宿

おのつからひと夜の宿となりけり

しはしといひしゆふ暮の雨

籠城のとき烏丸蘭台へさらし（う丸）の箱まいらせける

か、こと故なき後かへし送らるゝとて玉手箱ふ

た、ひかへすなと侍し御かへしに、

うら島や光りをそへて玉手箱

あけてたに見すかへす波哉

神祇

大かたハか、ミを見ても思ひしれ

空にくもらぬ神の心を

契待恋

人をわかおもふ心のまことより

いつはりしらて待ゆふへ哉

依忍稀恋

いかにせんしのふよかれの其儘に

逢事かたき中となりせは

夢中恋

さ夜衣かへすたもとに夢人を

まつとや床のちりはろふらん

寄月恋

月独空にしりてや舍けむ

忍ふる袖のなミた成とも

寄山恋

不二の根を（朱書「マ」甘斗ハくわぬとも

ふもとにやミむ我恋の山

寄橋恋

よひくゝの人目おもはぬかよひ路や

うつゝに増夢のうき橋

廿九日 晴、

一朝六ツ時起、泊り明（朱書「マ」に四ツ過帰宅、

常不止集四十一之巻終

常不止集

四十二、四十三之卷

(弘化元年自十月朔日至十二月廿三日)

常不止集四拾一之卷
四拾三之卷
四拾四之卷

常不止集四拾二之卷

天保十五年甲辰十月中

名越篤烈

朔日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、直ニ御暇、帰宅、夜九ツ

時分臥候事、

二日 朝雨、後霽、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅候得者渡辺彦太郎

殿・青木伊三次殿・平田鞆負殿杯入儀、七ツ過被帰

大鐘よりたんとお屋敷ニ参り、(朱書「マ、一帰過帰宅、夜入中

馬甚右衛門・藤島孫左衛門殿入来、九ツ前被帰、八

ツ前臥候事、

八ツ後町郷十郎殿・相良市之進殿来儀、又々暮過二

も一刻兩人被参候、

初恋

初て心頭にふつと浮ひ出る思ひの事也、

見恋

見んてもなし、見たてもなし、畢竟見たる也、

聞恋

またその人を見ずして人伝に聞ての事也、

忍恋

泪の落るを堪忍して隠す事也、名のたゝぬ事、隠

も忍事也、

待恋

我思ふ人のとふを待也、

逢恋

おもふ人におふた事也、

別恋

逢て暁わかる、まてなり、

後朝恋

わかれて後の朝の事なり、

逢不会恋

前かた逢て其後あはぬといふ事也、

旧恋

右同意なり、

絶恋

中のたえた事也、

恨恋

むかふの人をうらむるこゝろなり、

一 寄恋ハよせもの、かたはかりに読ハあしく、そのも

の、縁を以て惣体を調べて、恋の心は何様にもいひた

ひ様によむ習也、

一 歯のいたミハ歯くろふし耳草粉にして等分ニませ合、

絹切レ二つ、み痛候歯江あて置候得ハ、直やわらく

もの也、

三日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、四ツ八ツ出勤、帰宅、町

郷十郎殿同道ニ而伊敷迄父上様入来御墓参御むかひ

に参候得ハ、直ニ梅ヶ淵ニ而御出会申上候而、梅ヶ

淵上之家ニ而御つかれをやすめられ、外ニ御むかひ

前内記様・藤島孫左衛門殿・三原七郎右衛門殿・村

田市郎左衛門・福留吉左衛門参候、暮過帰宅、田原

源左衛門殿ニ茂被参、御帰宅候得ハ内記様・田原氏・

三原氏扨茂又々被参候、四ツ時分被帰、無間臥候事、

四日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛梅田家へ参、大鐘

時分帰掛升形へ一刻立寄、帰宅、直ニ鎗場へ出張、

暮引入、四ツ半臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時分池田与之進殿

来儀、無間被帰、八ツ前より荒田御姉様御出、暮よ
り横山安之丞殿・中馬甚右衛門殿来儀、四ツ過被帰、
九ツ過臥候事、

一先達而より横山安之丞殿へ梅之画二讚を頼ミ置候得
者、今晚出来持参被致候、



酒入之竹筒三井田市郎左衛門公自畫讚と頼れ

夫下のほくハ酒を入り此器ありこれハ
のまされハきの一とちる金くハのむ時ハ
海やアあるハまゝ野原地たも一沙き絶景の處
まこゝろたふともうをいさかひく盃を
うこむくれをみるものさくもの
つけくやアと言の葉ハさく置
狂哥能諾のさくひもいひ出
く一日ゆ多興り千日のくる
しこもまける是誠ハ千秋萬
歳めてとさくさる筒ふれハ
く家よさるち寶とさく
此器あるや

春秋の紅葉櫻の盛りよは

ともにきの一むさけの筒

名篤烈自畫讚



六日 霽、
寶曆三年五月二十三日

一朝六ツ過起、五ツ半出勤、四ツ過御暇、九ツよりた
んととふ屋敷へ父上様御同道ニ而参り弓、外青木伊
三次殿・内記様・市郎左衛門ニて候、暮帰宅候得者
藤島孫左衛門殿入来、四ツ過被帰、無間臥候事、

甲州四臣賛 鳩巢

山本晴行

沈静善謀貞固幹事、偉哉、若人将師之器練達軍政、
兵家是規、戦勝攻取収ニ功当時ニ臨レ危授レ命死得ニ
其宜一、

馬場信房

出将入相、信房其選神全氣、定行レ兵善レ戦、育材薦
レ賢、邦家之光忠諫不レ用与レ国存亡、臨レ死安詳可
トニ平常一、

高坂昌信

木疆猶直外晦内明、優柔能警、好レ謀而成善禦、未
ニ嘗一躡一、勤ニ勞国家ニ死而後已、軍鑑之編誰知ニ其
意一、

武田信繁

不武之志足ニ以自信一、久処ニ嫌疑ニ終始無レ變、身衛
ニ社稷ニ視レ死如帰、温々其色、侃々其姿、得レ正而
斃、夫復何疑、

七日 晴、

一朝六ツ前起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後御暇掛より梅田家へ参、大鐘過帰宅、夜四ツ
半臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰掛安田氏へ参、無間
帰宅、九ツ時分臥候事、

九日 朝時雨、後霽、終日冷氣、

一朝六ツ過起、夕詰ニ而九ツ過出勤、七ツ過川上孫八
郎殿へ代合、帰宅、直ニ加藤家へ、暮前より伊藤氏・
谷山氏へ一刻ツ、参、直ニ帰宅候得者島岡書殿・安
田喜藤太殿たんととふ屋敷弓、帰掛より被立寄候而
四ツ過被帰候、九ツ時分臥候事、

一谷山氏日野大納言資枝卿御懷紙有之候由、

雪

年をつむ光りもあらはまなふ身を

つひにハてらせ窓のしら雪

十日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅候得者父上様御方

へ有川壯之丞殿来儀、弓むら取方被致候、暮より町

田善右衛門殿・吉川源右衛門殿・山田愛蔵殿被参、

四ツ半時分被帰、無間臥候事、

十一日 晴、朝霜降、**卯卯**

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニたんたとふ

屋敷へ加藤氏兄弟・石黒氏兄弟参弓、暮過帰宅候得

者藤島氏被参居、町郷十郎殿ニも来儀、四ツ半被帰、

九ツ時分臥候事、

十二日 晴、夜半より雨灑、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より有川氏被参、

弓藤卷方ニて大鐘より安田氏も被参、各々暮被帰候

得者暮過より中馬甚右衛門殿来儀、九ツ過被帰、八

ツ前臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、御暇掛伊藤氏へ参、帰

掛妙顕寺前通掛り候得者、説法とやらにて人集り居

候間参り、屏風之陰より聞申候得ハ、先日蓮之事而

已に相見得候、大鐘時分帰宅、鐘場へ出張、暮引入、

加藤家へ参、九ツ帰候得者道すから余り月影さやか

にて、た、に見ておかぬもほいなければ祇園の橋に

出て、

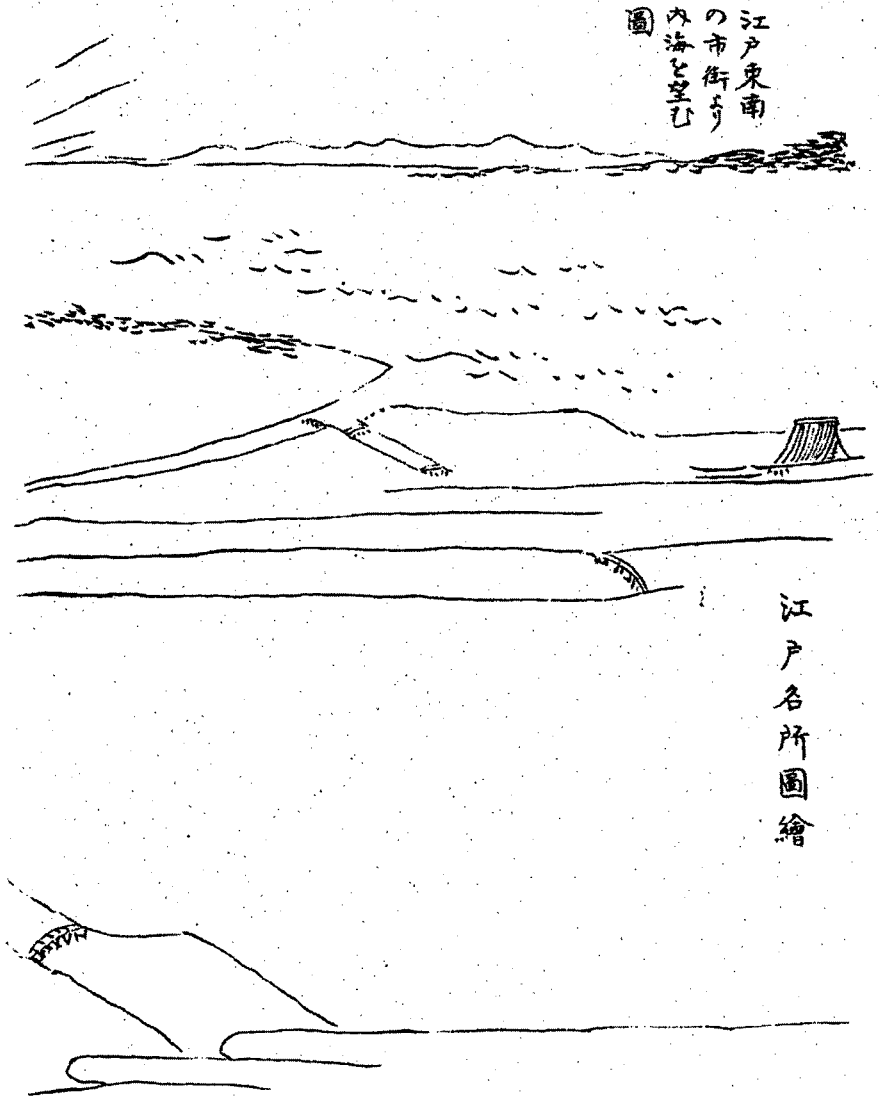
夜を深ミ松の嵐も音たえて

しつかにすめる浪の月影

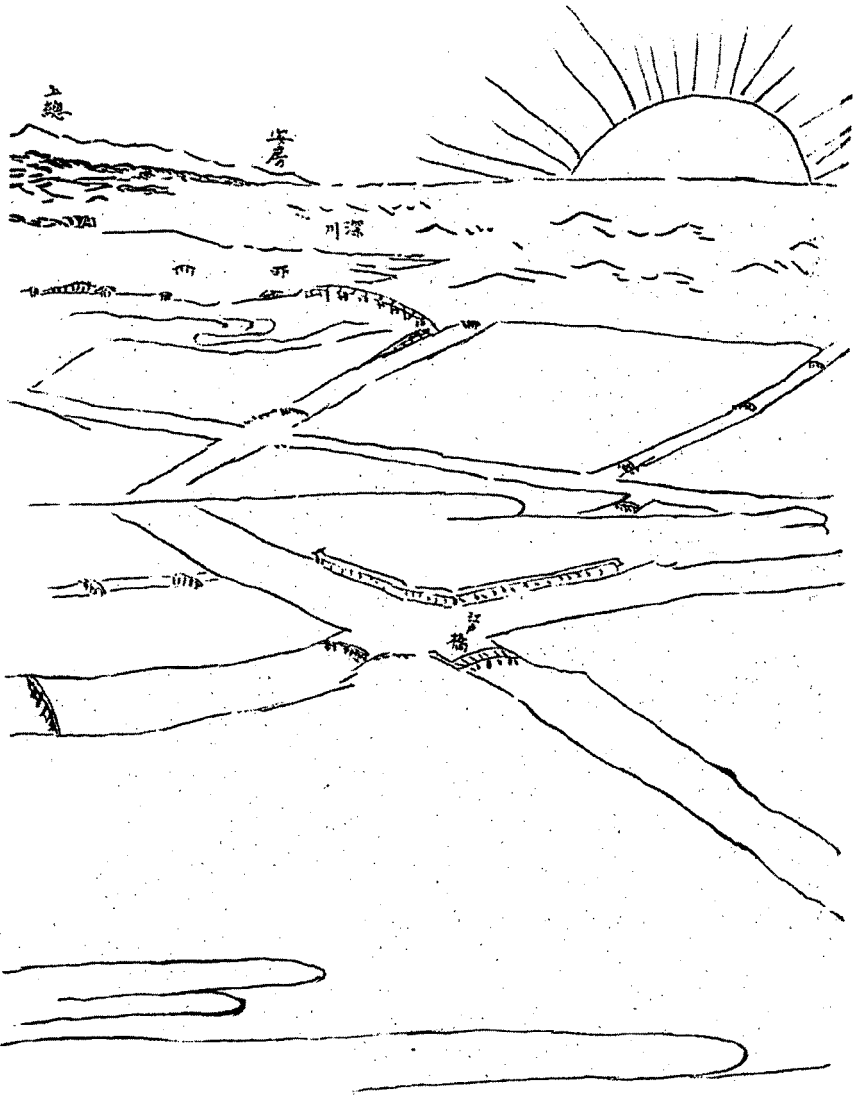
九ツ半帰宅候得ハ田原源左衛門自酒狂被罷出、八ツ

過被帰候、同刻臥候事、

江戸東南
の市街より
内海を望む
圖



江戸名所圖繪



元旦諸侯
登城の圖

前々

人数も

有之候得共

畧





八見橋

右一石橋の異名なり、此橋上より願望すれハ、

常盤橋 錢瓶橋 道三橋 呉服橋

日本橋 江戸橋 鍛冶橋

ことくくミゆ、一石橋を加て八見橋といふなり、

一日本橋のほとり船町・小田原町・安針町等の間、こ

とくく鮮魚の肆なり、遠近の浦々より海陸のけち

めもなく鮮魚をこゝに運送して、日夜に市を立て甚

賑へり、

鎌倉を生て出けんはつかつを

芭蕉

帆をかふる鯛のさわきや薫る風

其角

蒞違橋之圖

向之長屋見ゆ

此邊聖堂あり



十四日 曇、

一朝六ツ過起、泊番ニ而七ツ時出勤、夕詰北郷要人殿へ代合、暮過押番川路与右衛門召呼、五ツ時分与力川村半左衛門ニも召呼、四ツ過迄嘶候、九ツ時分臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ時起、北郷氏へ朝出相頼、五ツ時帰宅、直ニ花舜軒御寺御墓へ参詣、四ツ時帰宅、四ツ半より有川壯之丞殿来儀、弓削方、同刻伊藤万次郎殿ニも来儀、弓削稽古、暮より中馬甚右衛門殿・加藤東市郎殿・上村周内殿杯来儀、有川氏ニも被咄候処、六ツ半時分火事之様声立候間見候得ハ、島津鞆負殿居宅火事之由ニ而火花相見得候付、直ニ火大羽織ニ而差越候所、ちり焼之由ニ而皆々立帰事済候、夜嘶之人數も又々被参、九ツ過被帰候、八ツ時臥候事、

一 二 三

十六日 晴、暁天時雨あり、大鐘過より又雨ニ而弓止候、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、直ニ御暇、八ツ後より町田監物殿・同助太郎殿・内記様・上村司殿杯来儀候而弓、各々五ツ半被帰、直ニ臥候事、

十七日 晴、

一暁大鐘起、四ツ時出勤、四ツ半時分御暇、町田監物殿へ参り、九ツ過帰宅候得ハ桜島より湯治むかひ船参候付、不時ニ打立、家中中今日より湯治、暮ニ出帆して前之浜にて、

けふといひていそきし旅のさまくに

日もはや暮の船出なりける

野尻前にて五ツの鐘聞得候、夫より追手のかせに真帆引てはや古里村へ著船、四ツ過の頃父上様其外同道ニ而湯治ニ参候て、九ツ時分臥候事、

一御領国中百姓共鬢ふとて一統鬢落し方被仰渡候由ニ而、島中当分一統鬢落し方ニ而候由、

十八日 七ツ頃より烈風あり、
三 五

一朝六ツ前起、四ツ時分より湯治へ差越、八ツ前頃湯

より帰り、父上様・伊藤万次郎殿・拙者三人にて忒

拾建弓、夜入五ツ半時分臥候事、

一短冊掛持参候付短冊江草案集之、

行つる、名残はかりにしたふ哉

都になれし友ならねとも

右歌相認掛候、小竹掛花活ししら菊の花おりとり生

て、

うつろひし色ともみえず此里ハ

冬しら菊の花ぞ咲ける

十九日 烈風、間々小雨、

一朝六ツ時分起、五ツ前之頃鹿兒島へ出船有之、家来

川島喜右衛門便船ニ而為返候、一昨日余り急ニ打立、

色々取落者等有之、取遣候処烈風故真帆引掛て四ツ

過二鹿兒島へ著船之由、日入時分喜右衛門古里へ帰

候て、留主番市郎左衛門より之書状持参候間写置、

山本勘介入道末葉川中島右衛門早打之御状致披見候、

先以 御二君様奉早、何れ茂様御機嫌能一昨晚五ツ

過御著船ニ而、早速より御入湯被為遊御座候由恐悅

此御事ニ奉存上候、随而御留主番如御案内大手口者

茂倉銀太郎是ハ町田監物家来、持切ニ而昼夜脇を張り申

候、其外持口〳〵ハ堅固ニ守護仕居、御本丸詰時政

公是ハ伊作郷士月野正兵衛、并坂田庄三郎末葉酒井田庄右

衛門是ハ町田郷十郎殿家来、、当分兵糧ハ沢山、時政公抔

ハ昼夜枕ヲやすく被寝申候、少茂御念遣不被遊様ニ

御披露可被下候、扨一昨日御出船ヲ御進め申上、誠

ニ大幸此御事ニ奉存候、昨日より通船無御座候、昨

日千石馬場方御大人様釣りに御出船之処、昨夜五ツ

過丸木船くつかへり、御身すから沖之波戸江乍漸御

助命ニ而御あかり為御遊由、大不出来千万奉存候ハ

義岡蔵人殿前之浜ニ而船かへり、沖の濤へ漸被登候由、此御方様二者日和見之順慶ハ

末葉を御家臣ニ御持被遊候付、船手軍ニハ御敗軍決

而無御座候、穴かしこ〳〵、

右外略ス、

暮より伊藤家之様御出、四ツ時分被帰、無間臥候事、

思ひの程を詠する、

我宿ハ海路へたて、遠けれハ

浮世中も打わずれけり

伊藤氏之様湯治の見はらしよくしておもしろか

りければ、読て遣しける、

海山の見るめはてなく此宿ハ

岩垣たかミ住よかりける

二十日 風烈し、曇、

一朝二番鶏より父上様御同道にて湯入ニ差越候得ハ、

六ツ過迄相待候得共満塩いまた不参、空立帰候、平

原八郎左衛門殿・木村純憑殿ニも同断被立帰候、四

ツ半より湯入ニ差越、七ツ時帰宅候、暮より平原八

郎左衛門殿・純憑殿来儀、おのりとのにも同断、四

ツ過被帰候、九ツ前臥候事、

一刻限を能相記候、是ハ時計有之故此通なり、

二十一日 雨、烈風、

一朝六ツ時起、四ツ時分より上之山へ萩切りニ参候、

是ハはし削用なり、九ツ時帰宿、直ニ湯入ニ差越、

七ツ時帰宿、出掛八郎左衛門殿宿へも一刻参候、暮

よりおのりとの来儀、四ツ時被帰、直ニ皆共臥候事、

一古里村湯治宿亭主万次郎娘嫡女けさ松七才・二女け

さかめ四才物言の声猫の声に似たり、またねによふ

くゝの声一時も不止候、

二十二日 小雨、

一朝六ツ時起、五ツ前より父上様御同道にてお藤召列

おのりとの所へ参候、四ツ時分帰宿、九ツ時より湯

治へ差越、八ツ半帰候、暮よりおのりとの、五ツ過

より純憑殿来、四ツ被帰候、純憑殿嫡純康殿ニも来

儀、四ツより湯入ニ差越、九ツ前臥候事、

一伊藤万次郎殿実母おのりとの宿被致候亭主次郎右衛

門当年七拾余才ニ而、隠居ことくに夫婦住居候所、

彼所へぢひば、所へ参るとて毎日三四度ツ、小子女

お藤当分五才ニ而参候事、中々不止候、

一昨日より田中喜之助殿湯治ニ被参候、当年八拾式才

之よし、至極之元氣、

一当村善太郎ばか、やはり元氣やよふきやう抔と申候、

当年式拾三才之よし候得とも、きんたまなど出しな
けかしき事也、兄弟三人にて皆共ばか、姉弟拾式三
才之時分死候、

江戸名所図絵抜書

一 賀茂真淵翁閑居地浜町にあり宝曆十四年此地へ移り住するよし家集二見えたり、
真淵翁一に岡部の衛士、又ハあかたぬ県居とも称せり、賀茂
県主成助の末葉にして、世々洛北賀茂大神のミヤつこ宮司た
り、同師朝の時文永十一年甲戌遠州浜松庄岡部の郷
なる賀茂の新宮をいづき齋まつるへき詔を蒙り、又彼地を
賜りて其宮の神主となり、即岡部の郷に住せり、翁
ハ其後裔えい定臣せみといえるか子にて、元禄十年丁丑彼地
に生る、わか、りし時より深く国朝の学ひに心をよ
せ、享保十八年癸丑花洛にいたりかたのすくねあつまら荷田宿祢春満の教
を受け、後大に国学を以て世に鳴る荷田宿祢ハ本姓なり、世に羽倉原宮と称す、
此人ハ洛南稲荷、寛延三年庚午大江戸に來り、田安の殿
社の祠官なり、寛延三年庚午大江戸に來り、田安の殿
の召に応し古への書の道の博士はかせとして特に受ことさせ給
ひ、其頃御衣を給ひしかは、其かしこまりに和歌を
奉り、

あふひてふあやの御衣を氏人の

かつかむものと神やしりけん

其後宝曆十年庚辰仕をかへし奉りて浜町に隱栖す、

翁を県居と唱ふるは庭を田居の様に作り、しかも賀

茂氏の姓にも縁かハねあれハとてミつから家の号に呼れた

るとなり、生涯の著述凡六十余部、其門に入て教を

受、世に其名を聞ゆる者本居宣長・橋千蔭・平春海・

藤原宇万伎・楢取魚彦及び倭文女等也、

家集

宝曆十四の秋浜町といふ所へ家を移して庭を野

へまたハ畑につくりて、所もいさ、かかたへな

れは、名をあかたひといひて住そめける、九月

十三日夜に月めてんとてしたしき人々つとひて

歌よミけるついでによめる、

こほろきの鳴やあかたの我宿に

月かけ清しとふ人もかな

あかたひのちふの露原かき分て

月見にきつる都人も

くすミ氏のもとより嵐の朝（ふか）ともらひておこした

るかへりことに、夜へ吹ちらしたるやねいたにかきてやりぬ、

野わきしてあかたの宿ハあれにけり

月見にこよと誰に告まし

きさらきの末つかたいく女の君おわたるに、庭をはたにつくれるか、す、なのはな咲たりけるに、

春されハす、な花咲あかたミに

君来まさんと思ひかけきや

二十三日 雨風、

一朝六ツ時起、四ツ時純憑殿・八郎左衛門殿へ一刻ツ、差越、帰宿、八ツ前より湯入二差越、七ツ過帰宿、四ツ過臥候事、

二十四日 曇、間々小雨、

一朝六ツ時起、八ツ時より湯入二差越、七ツ時分帰宿、暮より井上播磨殿・平原八郎左衛門殿・小村純憑殿来儀、四ツ過被帰、九ツ前臥候事、

二十五日 晴、

☀

一朝六ツ時起、直二湯入二差越、(本書「マ、」)□篇入候而直二帰宿、

四ツ時府元横山仲右衛門所へ参候、弓十建射候而、暮過船より帰宿、弓射上山代左衛門・横山藤十郎・

横山仲右衛門にて候、四ツ半臥候事、

一橋口良右衛門殿当分爰許榎方檢者ニ被差越居候由ニ而被見舞候事、

一御糸荷船此村向ふに乗付候而貝吹立るを聞、鹿兒島のこと、も思ひやりて、

鹿兒島の湊ハさそなにさわ、ん

君か糸荷の船かへりきて

二十六日 晴、

一朝六ツ時起、湯入二差越、一篇入候而帰宿、四ツより射場築二而、九ツ半弓拾建射候而、八ツ時より湯入差越候得ハ、上山代左衛門・横山仲右衛門見舞ニ参候段申来候間、一篇入候而帰宿、大鐘時分弓拾建射候、日入時分より平原八郎左衛門殿ニも来儀候、暮過父上様・八郎左衛門殿扨同道ニ而湯入二差越、

一篇入、直二臥候事、

一道難法にありて中途すから詠し侍りぬ、

身をたもつ出湯あらずハかくはかり

岩坂のミの里とひハせん

一暮よりおのりとの二も御出候事、

一四ツ後平原氏被見舞候事、

二十七日 小雨、

一暁壺番鷄起、六ツ時より父上様御同伴ニ而湯入ニ差

越、五ツ半帰宅、四ツ後田中喜之助殿養子何某殿へ

嘶ニ参り、八ツ前旅宿にかへり飯ともしまり、（朱書「マ、」家内

中皆とも同伴湯入ニ差越、大鐘帰宅候事、

一井上播磨殿家内衆被見舞候事、

一平原八郎左衛門ニも同断、

一小村純憑殿ニ者明日被帰候由ニ而暇乞ニ被参候事、

一四ツ半臥候事、

二十八日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ半より家内中皆共湯入ニ差越、四

ツ時旅宿ニかへる、九ツ時分より竿釣ニ差越候得者

あらかふ・あぶらめ等都合三疋釣り、八ツ前帰宅、

飯とも仕舞、七ツ過より父上様御同伴ニ而湯入ニ差

越候得ハいまた湯よろしからず、日入迄相待候得ハ

大極上加減ニ相成、暮過帰宅、今日ハ便船より家来

谷口小次郎差帰候得ハ、右便より郷十郎殿ニも被参

候事、四ツ臥候也、

廿九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時分より湯入に差越、直ニ家内中

并伊藤か、様・郷十郎殿・平原氏同伴ニ而九ツ過よ

り有村伝次郎所江差越、夫より腹之なやしとして脇

へも参候、日入前帰る、燃岩に参掛り候得ハ、草木

ハ壺ツ茂不見得、松のミあるを、

百草の根さしもやらぬ燃岩の

くさまに千代と青む松か枝

暮前帰宅、六ツ半時分より湯入ニ差越、伊藤氏か、

のおのりとのにも暮より被参、四ツ時分被帰、夫よ

り明朝便船より下人休次郎返候付色々取仕立方ニ而

九ツ半過臥候事、

一今日參候有村之伝次郎儀ハ宍取方至極達者ニ有之由、
当分三拾才余と相見得候が、最早数疋取候由ニ而、
何疋為取といふも不覚由、何茂手捕之由候、犬も六
七疋飼居候而、夫より之嘶ニ候、宍を見掛候節、主
臆病をかまへ木之上杯へ逃乗り候得ハ、犬も不進、
終ニ者引候事も有之候由、宍ニ攻付く主人掛り候
得者、犬甚勢ひ付申候と嘶候、是ハ尤の事也、何事
も此通軍ニ而も大将たる人必死と騒廻り下知不致候
而ハ何れ合戦茂無之、また常ニ何事ニ而も人杯つか
ひ候節時分(朱書「マ、」)より同氣ニ相成不申候而ハ、物の埒者明
申ましく候、不思想も能さとりをひらき候、
一六部者廻国ニ而途中あゆミ不懈怠候間委敷事を思ひ
付候、途中を行候節成丈石を踏不申様ニ不致候得ハ、
足并草履等痛強く候由、是ハ実ニ尤之儀なり、
一右有村之伝次郎所へ探籠筆山水之画余程能出来候古
掛物持合候、是ハ新敷掛物ニ而も遣候而賈度者ニ候、

一朝六ツ時起、五ツより湯入ニ差越、四ツ半帰宿、大
鐘時分より郷十郎殿同道ニ而下へあらかふ釣りに參
り候処一疋も不釣候、暮より井上播磨殿家内中・平
原氏・おのりとの来儀、四ツ時被帰候、夫より皆共
家内中打列湯治差越、九ツ時帰宅、無間臥候事、
四ツ半弓式拾建射候事、

常不止集四十三之卷

天保十五年甲辰十一月中

一朝六ツ時起、四ツより湯入ニ差越、九ツ時分よりあ
らかふ釣、是ハ晚父上様たちの魚釣りニ御出被成度
との思召ニ而、右(朱書「マ、」)ど御用相成候間、あぶらめ壹疋
釣り出し候得ハ至極御楽との蒙命候付、是非一疋ハ
と釣りニ出候得ハ、当分くひもあしき時分柄之事情
得共、漸くと壹疋ハ釣り出し、七ツ前帰宿候処、ま
じミのたち釣りとて古里村之式丁程沖のかたへ御出
被遊候得共、惜哉壹疋も釣れ不申、空暮ニ帰宿、五
ツ前よりおのりとの来儀、四ツより父上様初家内中

晦日 晴、

一五

皆共打列湯入ニ差越、九ツ時帰宿、無間臥候事、

二日 晴、夜雨、

一朝六ツ時起、四ツより入湯、八ツ前より田中太郎左衛門殿所へ参、七ツ前帰宿、横山仲右衛門参候付、

父上様・野拙三人にて弓、日入頃雨降出し止候、暮より伊藤か、との来儀、五ツ過被帰、五ツ半臥候事、

一河俣仲太夫殿今日湯治ニ被参候、二女お清との二も、

三日 晴、夕より雨、夜烈風、

一朝六ツ前起、四ツより横山仲右衛門殿弓、無程湯ニ参り、八ツ時分帰宿候得ハ、河俣氏へ父上様先刻より御出有之候間、可参の由申来候付参候、暮より家中内中おのりとのへ参り、四ツ時分帰宿、九ツ時臥候事、

窓のすさみ抜書

一上総国市原郡姉崎といふ所の民惣兵衛といふ者、人の鉄炮を借りて鳥を打とてあやまちて隣家の妻女を

殺しつ、初よりたくミてせざりし事なればとて、死刑一等をなためられて伊豆島になかされて、田宅八官に入れり、其子万五郎三才、その妻は懐妊なりし後に女子を生てける、其僕市兵衛といふもの夫婦心をあわせねんころにいたわり養ひけり、宝永年中万五郎十五才になりけるまで主従の礼うやくしくむかしありし時のことくなりける、市兵衛家貧して養ひの遂さらん事をうれい、一人ある女を三四年以前に江戸につれきたり、人の許につかへさせけり、猶行衛のおほつかなく妻にいひけるハ、かくして二人か中に子なといてきてハ主をやしのふたつきなからん、今よりのちハ夫婦の交りをたちなんとて、ふしとを一ツにせずして十二年を経ぬ、扨惣兵衛の罪ゆるされん事を流罪の年よりはしめて月毎に江戸に來りて府に訴てやます、宝永三年はかりにや、其子かしたひわふるのミならず、その父なる翁八十に及ひしか、生涯の内た、一目見て直に死すとも事足なんと、且夕なけき申に忍ひえず候、某を流しつかわし惣兵衛を返し給らせ度とわりなく乞けるに、奉行

萩原近江守かれかたゆミなく年月乞ぬるをあわれミ、或時とわれしハ、汝十年あまり月に乞侍る、この事に打かゝりて田作のさわりとならん、いか、せるやとありしかハ、いつる時には甥に候ふ作十郎と申ものに跡のことあつけ置て江戸に出、四日ほとに帰ると申、さあらは旅宿のつこのひもそこはくならんハいか、とありしに、初のほとハ浅草なる旅屋にやとりしか、うちつゞき来り候により何事にやと問ひしゆへ、事のよしを語り候得ハ、あわれかりてその費をとらす、其上にいと真実にもてあつかひ候と申けり、近江守をはしめ諸司大に感し、かゝるものを褒賞あらハ、おのつかから徳化の一ツならんとそのよしを 上達し、惣兵衛ハ免されぬ事なれば御ゆるされありかたし、姉崎に折から主なき田一町あまりありしを（有朋堂文庫本より補）賜り、家一つをそへて△たまひぬ、今よりは願ふことなかれとありしに、市兵衛申けるは、浅からぬ御めくミにて候得共、主の罪ゆるされんことをこそ年月願ひ候に、その沙汰ハなくて、某かゝる御めくミにうるほひ候てハ、忠あるよしにて身の

ためにかまへたるとなり候事本意の外に候ま、同じくハ此田宅を万五郎にくたし給へとまたなくこひければ、いよくその志をめて聞へて、又上達ありて万五郎にハ外の田宅を下し給ひにけり、賤しき民といへとも世にまれなる忠貞なりとて、林祭酒の文作りて世にもひろりしをまのあたり見たりし、一朝鮮征伐のとき高虎朝臣と嘉明侍従と船手先登の功をあらそひ、座上にて鬪諍に及んとせしを諸將制止してことやミぬ、これより両将不通にてありけり、寛永四年のころ会津の城主下野守忠郷朝臣卒せられて、舍弟（蒲生忠知）中務大輔松山城にうつられけるとき、高虎朝臣をめて、会津は股肱の郡なれば足下を彼地に行しめんと思召のよし密におふせありしかハ、高虎朝臣、年老て遠方の守りハいふかしく存候と固辞し申されける、さらハ誰かしかるへからんとありしかハ、嘉明こそ其器にあたり候へ、然ハ四拾万石にて可然候半と申されしかハ、嘉明ハ多年不和のよしなり、今又推挙あるハ如何と上意なりしかハ、高虎、遺恨ハ私の事にこそ候へ、これは国家の大事にて候

を、私を以て大義を廢しかたくて申上候と答へられし程に、大に御感ありて嘉明に会津を給わり四拾万石になし給ひける、さて高虎のむねをもつけさせ給ひけるほとに嘉明感涙にたえず、高虎と水魚のしたしミとなりしとぞ、

一ある君臣下をあつめて猿樂ありしに、安宅の能を舞し時感歎し、臣なる哉、弁慶かことき智勇忠貞の臣ハ末世にあるへからすとありしに、臣答て申けるハ、誠二仰のことし、しかれとも天地のひろき衆の中に何ぞ弁慶なからん、但憂るは義経のなきのミ、抑臣の君における水の船を浮むかことし、水にこゝろなし、船をやる人の心によれり、しかるときハ水よく船を浮へ、また船を〔有朋堂文庫本より補〕くつかへすと古語に云へるは刻薄こくはくの論なり、水のくつかへすにハあらず、船のくつかへるなり、船をやる道を得てかちをとり櫓をうこかし、帆をかけはづしてやる時は、緩急遅速こゝろにまかせざる事なし、君たる人常に仁を以て下をあわれみ、義を以て私なく、智を以て謀を入、わか手足のことくに愛し恵む時ハ、臣たるもの腹心を思

ふかことくしたしミ従ひて、常におもふ事いとなむわさ君のためにするよりほかなし、義経の臣をつかふハ、能愛し能用ひ誠を以てつかわれし故、弁慶のミにあらず、亀井・片岡・伊勢・駿河・鈴木次信〔朱書〕マ、一・忠信の輩のことき一旦の交にして身をくるしめ、忠を尽し艱難をしのひ、妻子をかへり見さりしさま、世の中の譜代相伝の臣も及ハさる事ともなり、伯樂あつて後千里の馬あり、千里の馬ハ常にあれとも、伯樂は常になしとはかゝる心にやとぞ申ける、

一讃岐守忠勝朝臣の許に常二被立入ける旗本の士或時申されけるハ、御嫡子備後守殿二者聡明におハして、〔酒井忠朝〕万事つまひらかに法令を厳にし給ひ、かけたる事なくおわすとなり、世上にも称し申とかたられけるに、少将無興して、沙汰ありてかたりければ、家の衰る〔有朋堂文庫本には「無く語りければあしきなり若しまた有りての事ならば」とあり〕本のみ、初めにこそ、若又なくてはの事ならハあしきとなり、それを誉らるゝは足下の心まではかられぬと中々なる気しきなりければ、あしういひ出けると思ひて世の中に褒申まゝに申出しか、深き心をハわきまへ申へきやうもなし、そのことハりをしめさせ給ハり候

へとありしかハ、しからハかたるへし、足下のたくひのとき二三人仕ハるゝ士にもあれ、させるふしもなきに、これハすへからず、これハやめよとしはく、制せられハ、起居もなりかたきやうにて心屈して、主のためよからんすと思ふことも又とかめられんかと思ひてなし得ず、前を見後をかんかふるゆへ、思慮せまり氣鬱して、大かたの人ハ智をうしなひ、はてハなミの人にも劣ぬるものなり、さありても自身なしかたき事あれハ、かれらに命するに法にからめられて氣し、まりぬるゆへ取計なすへき智ハうせぬ、おのつから事調ハす、其時かれらおろかに拙きを恐るハ誤なり、庭に樹を植へて見られよ、よく培かひ水そゝき、幹にさハらすゆかむへきをハ添木してそだててこそ日々生立ぬへけれ、栽しより日々に枝をため萌芽を折てハのひへす、さるゆへにつくり木は棟梁の材にはならず、二三人の士にてたにこの類なるを、諸士あまた持たる将の下に細々しき定め多く、彼是につけて禁制かちなる時ハ、家中の士常に公府にある心地して、国にあつて休ふいとまなく、

何の間にて身をも養ひ心をのふるよしあらんや、備後守がときハ他より入来る小身の旗本とましらい、自身目前にて事すむたくひのミを聞及て左様にあるそかし、こま／＼しき法度ハしけれハ、心ならず法にたかひたる者ある時ハ、かるき法度に違ひたるとて糺明もなりかたく、其上人情のうけかわさる事末迄ハ届きかたくして、法令に違ふ事いてきたりぬ、さらハとて悉ク刑にも処しかたく、見のかしになりやらん、いつとなく法ゆるミてはてにハ大切の法式まで破れ行こと古今ためし多し、是を君子法を弄ひ小人刑を犯すとかや、かりそめにも法をいたすは至て大事の義なれば、土地国風をよく考、諸役の者共と丁寧に論談して人情の守り得ぬへきをはかり、後々までの弊なき所をしりとくと法令する事なり、一旦は道理のやうに聞へても思ひの外さゝわる事あり、此理をしらざる将は号令破れ、士民ミたれ、国家衰微しぬるものなりとこたへられしとぞ、

一大膳亮幸利広間のかたへに火燵を設けしめられおかれけり、立入る幕下の士ある時物語のついでに、御

家にハ作法厳正なると承しに、広間のかたへに火燵あり、定て深き御心こそあらめ、外の家にても茶・た葉粉などハきわまりたること、いへとも、火燵をかまふといふ事ハ聞も及ハさるゆへ珍敷覚候、おしへ給へといひしに答て、されハ人ハかけとひなたとなけれハ過しかたきものなるに、事なき時分におさへからむれハ一大事のときに用に立さるものなり、そのうへ番所く人に人をおくハ不時の変あるときの警固にてあるなり、されハ支体すこやかに心屈せざるこそ大切なり、寒氣の時にしひてこ、へおる時は、手足こ、へて持たるものをもとり落すやうになるなり、それもつてかまへ申なり、広間のミならず、次廻りのものとも屏風をしつらひ其かけにて火燵をかまへ、或ハ書籍又ハ古き物かたり、その外弓・木刀・木馬・碁・双六の盤を置き、番するもの、氣屈せず、宿にて淋しきも出番して心をなくさめんとおもふことくにかまへ申すなり、惣して常に蔽に過ぬれハこれにいたミて智慮を發すへき器量をくちき、大に主持の損あることあり、われハ文盲にて何事もわきま

へす、されと水至て清き時は魚すます、人至て察する時はともからなしといふことを聞しゆへ、これを常に用ひ申なりとありしとぞ、故の笹山の祖君の許に客ありて菓子をつミて出しけるに、客かへられけるを送て、常はうらの方よりかへられけるかいか、ありけん、もとの道より入なんとありけるに、若者共打より彼菓子をくひちらしてありけるか、大に驚きすへきやうなくして其儘うつくまりしかハ、打わらつて、菓子ハ心にまかされよ、鉢は秘蔵にあるぞ、わられ候なといひつ、入られけり、又或時客をまふけてこ、りもてなさんと約し置れければ、明のあしたといふ夕客十人分を皿に盛り煮凍りといふものにしてをきけるを、近習若者ともことく盗ミ喰てけり、朝になりてこれを見ればくひちらしたる皿のミありけり、事を司るもの呆てすへきやうなれば、其よしを申ければ、若き者とももの左様のわさして興するハ常の事なるに、ミな汝のゆたんなり、よしく外の物を出すへし、客にハともかくもいひなんとて打わらひてあられけり、

一或士馬上にて供人少々列て浅草俵町を本願寺のかたへ来りしに、士壱人来て遺恨あるよしにて刀を抜打に馬上の士を切つ、されともなかはかゝりければ、下り立てわたりあはんとすれとも、重手なれば働さえず、供の者は皆々逃うせぬ、奴僕一人脇差を抜て是を切る事度々なれとも、刀鏑て切れさりしかハ事もせず、然るに乗放したる馬主の間に入てあと足を以て敵を蹴ること急なり、後よりハ僕切かゝりやます、終に敵よわりて倒れ候時、僕のりかゝり敵の脇差を抜て刺殺けり、馬上の士は家につれかへりぬればやかて事されしとかや、奴僕か働らき誠に奇特の事なれば、主君より賞して士になされけり、さて畜類といえとも常に憐むこゝろあればかゝる事もありけり、

一足利持氏は上杉安房守憲実かかたらひたて謀反をなすとして、義教將軍の令にて上杉清方・一色宮内少輔鎌倉に攻下り持氏生害ありければ、嫡子御曹司の館におしよせ散々に攻しほとに、御内の臣残りなく討れぬ、時に寄手より一人の士力人にすくれ、打物も

達者なりければ、大庭に入て七八人切ふせぬ、御曹司も自害ありける、其折日比愛せられたる手飼の猿側に泣なからありしか、つと立て庭に走り出、彼の勇士か肩に飛あかり両眼をくちりさりぬ、さしもの勇士なれとも其儘倒しを御内の士討取たり、猿すら主の大事をしりて当前の敵をとりにてけり、況や人たるもの常に思慮深くあらハ感せざるものあるへからす、

一監物忠善の嫡子右衛門大夫忠春十一才の時具足初めあらんとて、老功の士を召て命せられける、こと調て後忠春牀机に居られ彼臣盃を奉る、能々似合たり、文武の名将になり給ひて先祖の御名をも輝かしたまふへしと賀し終り、さて後にまわり、さはいへとも心根ぞ知れかたしと大音にいひつ、一礼して退きけり、人々驚きあへりけるに、忠善大二感悦ありて彼士を呼出し引出もの多く給ひ、忠春よくこの一言を（有明堂文庫本より補）忘れずして、事ある時に思おもひ出しなば、誠に將の名を失ハしと教訓ありしとぞ、君臣ともにむつまじかりしとぞ、予か幼少の時人のかたりし、

一人の心は死後ならてハ知りかたしといひあへる時に、渡辺広左衛門がいひしハ、士の心ハ死ても猶しれかたし、たとへは木村長門守重成おさなきころ、大坂城中にて粗忽の茶道ありて重成の烏帽子を扇子にて打けり、重成打わらひ、士の法にしては汝は討捨にすへきものなれとも、汝を殺せはわれもまた死す、

我ハ一大事あらんときの用にたゝんと思ふなれば、なんちこときにかふへき命もたす、さるゆへに見捨置そといひしを、臆病の士なりとて上下そしりしか、慶長の軍に智謀随一の将とよはれ、無二の合戦して大敵を追ひなびけ、盟の使たる時のさま海内にかくれなし、元和の戦にまれなる一戦して名を世に残しぬ、誠ニ彼の一言露もたかわす、されは重成かの一言之後ほとなく病死したらましかハ、後まで恥辱の名はのかれかたし、忠臣はおのか名をかへり見さる事むかし今もかわらすといへとも、かゝる明臣ハ又まれなり、さる故に良士のこゝろハ死後にもはかりかたきと申そといひし、

一薩摩の邸火災の後本のこゝとく造りしに、島津帯刀と

いへる家老奉行として家ことの外近く窓をあくへしとありしか、其費用そこはくなれば、国に一度申させなハいか、あらんと各言ければ、帯刀聞て、抑若者共の国にしてハ広くゆるやかに住るゝに、はるゝの海山を経て一年余りこもり居ハ心鬱して堪ざらん事忍せかたき所なり、せめて窓よりさしのそきゆきこふ人を見て心をなくさまんに、窓なくてハ何に依てか紛てくらすへき、此費多しとて若咎めらるゝ、事あらハ、吾一年の禄を出しつくのひて彼等か心をふる為にせんは心ゆく事なりとて、家ことの上下に窓をあけさせしと、諸士を憐むのこゝろさし深かりけるを国こそりて感じけると田浦検校のかたりし、

一後藤庄三郎か下に後藤甚三郎とてありけり、おさなくて父はうせ、母はかりにてありけるか、年二十計なりしか極て質直にして又物のわかり明なりければ、庄三郎も是をもてはやし、余の者にもかれを目当にせよといひける、母ハたけゝしかりけれども、殊に孝心ふかく心をつくして仕へけり、妻をむかへて一年計にや、むつまじくかたらひけれども母の心に

かなわさりしかハ、媒の許にゆきて、この妻何のにかしミもなく候得共、ゑさらぬことのある故かへし申なり、いまた年もゆかさる者にていと不便にこそ、何のさハリもなく候程に貴殿とりあつかひ再縁させて給ひ候得と、母のけしきハ露程もいはさりけり、されとかねてかくれなかりしかは妻の親も納得して呼かへしてけり、しはしあつて媒の許に金を持きたりて、此金を妻の親の許に届させて、是を以て早々再縁させてたまひ候得といふに、ふしきなる事とへともいわす、さりとハ其心もしらてハ親の家もうけましと言けれハ、某かねて夫婦むつましくありし上我母齡ふけたれば、是より先九行式部殿被_レ号候、もしや母か百年の後にハ此比のならハしのやらにあれば呼返す事もやとうしろたのミしなんか、さある心にてハ某か不孝になりぬるなり、且ハ母のこゝろにも若やとうたかひあるまじきものにもあらず、さらハ新に他より娶ても又母の名を立んこと心くるしくありけれハ、某も彼か嬪にてあると聞てハ何とやらん心にかゝるやうにあれハこそ、はてハ親に向て夢はかりもおろそかなる心出

来なハ、重き大事にもありかたきを以て申すにこそと言けり、いたらぬくまなき心つかひ孝心ふかきあまりにこそ、又父のわか、りし時より後見したる男、老たる余りにわれは顔にて家の掟のさわりとなりしを、親の後見したる男をかんげんせんもかれか面目もあらん心をいたわり、著なれたる小袖をこれ著よとてあたへ、袖の中に事のよしを細々と認入れ置けり、彼の男感歎かきりなく、心をあらためてつゝしミつかへけるとこそ、孝心あるものかならず慈仁あり、誠に孝ハ百行のもと、そ、

一金座の後藤か隠居の妻仁愛深くして、夫の寵愛の妾を憐みて兄弟のことく睦敷、衣服調度まで同様に製し、朝夕の友とし年月を歴しか、其妻疾して常ならざる事ありしに、ある祈禱者の許へ加持を頼むよしにてしけく通しけるか、如何成者か其文をとりちらしたり、其詞に、日比の御祈のしるしいちしるし、此ころ疾もやふかくなりけに見へ待る、猶たゆミなく御丹精頼入よしを書たり、終に夫の聞付て大に怒り、年比妻のうらなく懇にあるを我も恥入心地な

るに、かほと之恩を受なからか、る筋なき事をなすは重き咎限なし、殺してもと思えとも、世にきこえんかいか、なれは暇を遣す也、早々出て往へしと気色たちていひけるを、妻女殊之外驚きて、女のつたなき心とてさやうの事もあるならひに候、としひさしくつかへたる者の落ふれなんこといたましく候間、浅草なる町屋敷を末の子にあたへ、其母になしおかれ候へかしとくりかへし／＼頼ミければ、其如くに沙汰しけるとぞ、嫉妬なきをだに称するに、仇を恩にてむくひける事ハめつらしき事にこそ、

一紀伊の国の足輕片田舎に住る者の許に出世の為京に上る座頭来て、日の暮か、り宿ある所まで行かたし、ひそかに宿をかしたまわれとわりなく頼ける程に、一夜とめてけり、明て後暇乞して立出しか、跡にあるしの妻座頭の寝たりし跡に行て見れば、こかね二三百両はかり袋に入てさし置けり、その儘夫に見せ、これを落したらんハ出世の望絶果せまりて命を失ふ事にあらん、少しもはやく返しあたへられよかしといひければ、夫ハ聞もあへす足を空にして走り行し

か、二三里も過て谷川のさかしきほとりに法師の観念して居るありければ、扱こそと思ひ声をはかりに呼かけて漸に行付、御坊は何として左様の体にてやと問ひければ、官金を路次にて落し、此上ハ生涯の業絶ぬれはなからへてもかひなくそんし、身をなけんとそんし切念誦いたし候也といひけるに、されはこそかくあらんと思ひし也、御立ありし跡にて妻の見付出し候ま、少しもはやく届け申度息を限りにはしり付たりとて取出しあたへければ、兎角の答も得せず、涙にむせひ、存もよらぬ御情、生々世々えこそ忘れ申ましと礼拝して行わかれける、終に音信もなかりける、数年ののち紀州の役人高野に使用して巡見しけるに、長ケ六七尺の石碑に彼の足輕の名を彫付て、かの座頭勾当檢校になりて其足輕の祈禱の為に建るよしを書たり、不思議の事に思ひて人々にかたりしか、いつとなく上へも聞へて彼者を呼出し尋られしに、しか／＼のよしを申けれハ、至て正直なる者也とて土に取立られしとぞ、

一上杉山人深谷一郎 右衛門質直好義の類ひならんかし、常に悲

き者を悪む事甚しく、一人の老臣の位を高ふりて諫をいれざるを深くそしりてその宅へも往かざりし程に、彼老臣も又此ぬしのさかなく人を誹謗するを悪ミてやまず、邸中にも此事を云ふらしける、程へてのち彼老臣何事にかあらん、君の悪ミを得て職禄を削て田舎に蟄居せよとありければ、急に邸中を出て閑地にまかるに極りければ、日比門を掃し輩も市人の夕に帰るか如くよしあしのうわさして余所に過ゆくはかり也、山人ハ老臣のその不便をはかり十五六人の朝飯を調して旅立をなくさめ、馬のはなむけねんころにもてなしける、老臣ハ感涙袖をひたし、かゝる人とハしらて今日迄疎かにしつる事の口惜さよと後悔しけるとそ、かくて山人不仁を悪むの甚たしきより、君の心に背きて滄浪の客となり、程へて後助成にせんとて、ひめ置ける道雅をひささけるに、ある国君の買んとせられけるか、価を問れしかハ、こかね八ひら賜らんといひたりけれハ、その如く遣し給ひぬ、或人其君の許に参し序に此書を見て、かはかりの代なる書にハ侍らす、せめて十ひらもあた

へられてこそと申ければ、頓て此君より二ひらのこかねを又おくりし時山人聞て、初より望たらししかハさもこそあらめ、八金と申せしま、その如く給わりしに、今ハ此金を給わる共えこそうけましとて、かたく辞して返せしとそ、

一 観瀾^{三宅九}の始て江戸に来る時知人もなかりしかは、

日本橋の辺の裏屋に宿を求て住居せる、時しも十二月晦日の夜に隣の家に商人の来り、貸し置たる金をかへされよとてさまくにはたりけれど、その主困窮して償ふへき様もなく、争て止さりしを壁こしに聞付て直に行ていふ、此度此処に移り来りし旅人にて候、先よりこの争論を聞に堪かたく、折ふし道にてつかひ残したる金少しはかりあり、是を送り可申候間償ハれ候得とて渡しければ、主客ともに驚きて是を感じてやまず、此事を語り伝へて、世に名をしられける、人にしられんの料とてかくなせるにもあらさらめとも、不忍の心にてかくの如くありしより世に名を顕しけるとかや、

一 彦根にて木俣氏令を請て儉約を衆に示し、衣服には

つむきと極め、絹類を著たらんにハ晴の場にも刺
とるへきと定めたりける、良有て重陽にやありけん、
礼儀ある日本侯氏編子の服を著て登城しければ、其
事を司る士ともさ、やきて、是ハ忘て著せられけん、
木侯殿の服を剥れハせし、然りとて其儘にしなは諸
人の見る処もあれはとて、ひそかに御ぬき候半やと
云ければ、大に驚きたるよしにて、扱も其事をふつ
と忘れてかくのごとし、されは法を破るハ大切の事
也、爰にて剥るやとて則脱て渡しける、是より後は
一 国聊も法を破らざりしとぞ、術数ながらとときによ
りてかくもあるへきや、

一 因幡守^{山名}氏豊就の家に老儒ありけり、君少にして孤
となり婦女の中にて生立、常に酒食に耽り放逸のミ
多かりしか、彼翁さまく教訓せしかともあへて用
る心なく、縦欲日々に長しければ、翁その家を立退
ける、一通を残していふ、先君おふせおかれしむね
に任せ、年月愚意を申せとも御許容なし、されは某
先君の御遺戒にたかひ、且素餐のそしり辞しかたく
立退候由を書り、翁の退きたりしを豊就聞て、書お

ける物ハなきやとありし時其書を出したりしかハ、
是を取て一間に入、終日読て愁にたえず、則人をし
て、多年君か諫を用す誤たる事詞なし、向後ハこと
く改て君か意に随ふへし、早々立帰て今一度教
申候得と、詞をいやしくして罪を謝せられければ、
翁ももたしかたく帰りきたり、元の如く仕へける、
是よりして今迄の非義ことく改て、別の人にな
られけると人語りしも、三十年はかりにやなりぬら
んと覚ゆ、

一 丸龜の君年若くして蕩遊を好ミ、無頼の客を集て行
事猥りなる事世にいひふらしける、国にありける老
臣佐々何某是を聞て不時に東都に來り、先母公の御
方へ參して思ふ旨を達し、外祖厩橋少将、此家の大
事ハ常に指南あるに依て所存を述へ、さて申けるハ、
某申たる所主君承引なき時ハ外祖君の御旨に候と申
へき旨を達し置、主君へ其趣を申ければ承引ありて
後、年比立入し貴人をはしめ幕下の諸貴人、或ハ隨
ひ付し坊主などいふ類迄君より饗応と称して招き集
め、君ハ病氣とて出会す、飲饌美を尽してもてなし、

晩に及て佐々何某出て、多年主君と御入魂ニ被成下
臣等迄も辱く存する也、然る上ハ定て主君のため能
様にと被思召なるへし、実に主君の為能様にと思召
なハ、向後主君と御出会下されましく、此事臣等は
かりの所存にもあらず、厩橋少将へ通し置候、御不
審の事候はゞ、彼方へ御尋あるへしといひければ、
各詞なくして退散ありける、扱近習の其事を専らに
せし者ともハ、咎もなく国元へ遣して外様になしけ
ると厩橋の臣の語りし、

一秋の比雷の落たりし時、営中宿直の人行厨をはこふ
とてさし荷ゆく下部にあたりて其所へ倒れしか、半
かゝりて死もやらず、身ハ打碎けたる如くにて手足
もなへて、あつかふへきやふもなきを板にのせて漸
くと持帰り、人の教へたるにまかせ鮒をすりつふし
て惣身にぬる事三日三夜に及へり、初一日より後い
つとなく湿ひいて、三日後はやうくしるしあるや
ふにて、五七日ぬりければ常のことくになりぬと人
の語りけれハ、かたへのもの夫に付ていふ、ある者
筈を食する事余りに多くして胸より下板の如くにな

りてくるしミぬるに、さまざま薬をあたえぬれど験
なかりし時、加賀国より来りたる扇子売ありしか是
を見て、妙方の候、用て御覧候へとて宿にかへり薬
を調して持来り、煎して二服はかり喉に入れハ少
し和らき、良ありてくつろきぬ、そこにて是ハ如何
成妙薬にやと問けれハ、甘草にて候、加賀にて骨竹
を製するに甘草を水に浸しぬれハ、しなやかに和ら
き心の儘につかはれ候故、存寄りたるに候と答へけ
る、

一水野隼人正忠恒享保十年営中にて喪心し、大江師就
毛利主(元隣) 水正 した後より切掛られしかハ、目付役長田氏見つ
けて後より組留られし時に、師就十五才なりしか長
田氏に云けるハ、隼人正ハ一面の友にてもなきに、
かゝる事せられしは失心そと存候而、鞘こしに抜て
刀をうけ侍り、失心と見え候間後の取計ひあるへき
事にこそと明白に詞を懸られしとぞ、少年にてかゝ
りしハ英雄とみえしと人の語りし、
急変に臨んで驚くハ平人の習らひ、勇士迎も不意の
変に逢ふてハ胸中驚かざるにはあらねとも、平人の

ことく肩へ響きち、ミ、胸中さわき立事ハなきとぞ、
勝れて剛勇なるハ生質なり、大体ハ常の心持による
事にて、殊に士たる人ハ心得へき事なり、高木右馬
之介居眠して居たる所に雷の落たるを聞て驚きたる
体也ければ、側に仕へける十五六の男子これを見て
ひそかに笑ひける、その時高木火鉢に炭火を起させ
て火箸をさし込て焼ける気色手にも握るへき様子見
得しかば、児童色を變して泪をうかへける時に右馬
之介云、汝先に予か雷を驚きたるを笑ひしは尤也、
しかれとも思ひよらざる事ニハ驚く筈也、覚悟して
は何事にも驚かざるを専とすとて、自身の股にか
の火箸を二ツまで押あて、見せ、汝不意に驚くを咎
（宋書「マ、」
めて、覚悟して成事に夫程驚くハ誠の勇にあらすと
て叱りけるとぞ、思ふに北宮勳か流風にこそ、

一 甲斐守輝綱のもとに武功の誉ある士を客として置れ
ける、常に慇懃を尽されけるか、ある夜話の序に、
事急変ある時にうろたへるもの多し、兼て心の持や
うあるやと問われしかハ、士答ていふ、何もなけれ
と夜中杯急成事ありて起出るにハ、陰囊を引たるか

よく候、囊のち、ミて居るものなら身ふるひ出て埒
明さるものにて候と答へけり、些生得放蕩にて、夏
の日赤裸にて昼寝し居たるに、隣にて人を切殺して
懸出て門をさして走り行に、此音を聞其儘起出て下
帯の上に大小さしなから行、裏門の近所にて一刀に
切倒し、宿へ帰り又打臥て高駟して寝たりける、奥
にもや、聞へけれど、其士をハ召されず、明日出仕
せるに昨日者手早にけりつけられたりと計にて退た
る後人をして問われけるハ、仰らる、も如何なれと、
昼寝にはたかにて居られしハ人の不審する所也、云
分ありやとありしかハ、暑さによりて裸にて寝たり
と計にて何の答もせさりけり、輝綱ハ我儘にとて
ほ、笑ておわしける、功名の士を尊ふ事古の名將の
常なり、此人は名を得し人ならぬ、
（有朋堂文庫本より補）
誠に今の君た
る人よく然らんや、

一 芝に木屋吉左衛門とて商家ありしか、学問兵書など
に熟して人におしへて弟子も多かりし、予か若か、
りし時親しくしては、かたり合たり、或時それ
か許にておもふとち二三人酒のミたわむれし折、息

子の座にありしか俗話に、西行播磨湯へ修行の時人
磨の神靈夢に見得て、我身まかりし時の辞世に、

石見湯高津の山の木の間より

浮世の月を見はてつるかな

とよめりしか、いまだ妙境にいたらさる故、三途に
迷ひて流転しぬとありしかは、浮世も月もとありた
らハ迷途を転しぬといわれける、そこにて得脱せら
れしと申伝ふ也と戯言しければ、父の聞て、汝戯言
も事による也、ケ様の兎輩か歴々の上の事を語る
ものぞ、且輪廻をしらぬものか鳥かくれ行舟おしそ
おもふといふ歌の出来るものかといひし、戯言なか
らさもおもわれし、

一中橋に膏葉次郎兵衛といふものありし、如何成故に
て名乗そとあれハ、神君の城東のわたりを御通りあ
りし時、次郎兵衛路上を掃除して居しか、御駕の来
るを見て驚きつ、平伏するとて、石につまつき転ひ
て額を損しけるを御覧して、御駕の内より膏葉を給
わりけり、夫よりして此名を所にて称し来りけると
そ、其頃の世ハ質実にして君民親しかりし事、思ひ

見るにかくも移りかわれるものぞ、

一左近将監乘邑朝臣の執政たりし時、邸中より火出
暫時もへたりける、諸君よりの使者門にミち、式台
に居へきやうもなし、邸中の出火なれば執奏の者立
出て会釈もせず、諸方の使者各々徘徊して時を移し
けるに、何かし君の使多田三左衛門といふもの跡よ
り来りて、誰の使者誰と名を記して柱木に張付て退
き帰りけり、夫より見習てさの如くして帰るもの、
多かりきとある人の語りし、

一幕下の士の年若きか、父ハ幼少の時うせて母の養育
にて生立し、二十才にも及ひける比、もの事しまり
かたきを母の憂ひて、おのつから心にも不叶やうに
ありけり、久敷立入て万事の相談抔しける浪人の在
しか、或時此母の語しは、息子の方に我儘にして我
等か申事を用ひ申さず、殊二夜なく出てありき、
夜半暁に帰る事ハ毎夜なり、さの如くにてハ如何な
りとて度々叱りぬれとも聞かれず、余りのにくさに
此ころハかれか難儀するやうにして見候得共、猶も
心の儘になしゆき侍る、強て意見してたへと在けれ

ハ答ていふ、諫言は益なきもの也、其儘おかれて御覽あれかし、母いふ、夫にてハ彼か行衛如何あるへきとくり返し歎きければ、さらハ御方江諫言申たりとも御聞ハあるまし、いはんや若き人の何として聞入たまはん、扨諫言ハ如何様に被成候哉と問ければ、ケ様に夜ありきして宿の事も不知やう成は不埒成事もと度々叱り候得共、此頃ハこまらずへしとて、後二者戸なとして明さる故、門外に一夜をあかしぬる事も侍りとありければ、左様の事にてハ弥々あら立て聞入なきものなり、今よりハ人をも起しをき、湯なとわかし酒杯にてもこしらへて馳走これあり、夜々如斯くして見給んやといひければ、あのこづくの不埒ものに左様の事ハなるへき事かはとありければ、御覽候へ、御身すでに諫言を御聞候わす、これにて御合点あるへく候といひけれハ、しからハ左様にいたし見申へきとて、その夜より取繕ひ待受てあられ酒肴杯調してもてなし、如斯する事五六日も過ぬれハ、此子考て浪人に向て、我ら夜あるき致しがたく候、何としてかや、俄に母の夜々待受馳走いた

され候て世話に逢候也、是にてハ出がたしと語りしほとに、されハ母の御身の夜あるきを殊の外にあんし給る心得あるへき事にこそとシミ／＼と語りしかハ、夫より夜ありきせさりしとぞ、一寛永十年向井将監忠勝に命せられて相州三浦にて安宅丸造作あり、同十二年出来、六月江戸の海上にて御乗初あり、諸大名皆品川の海際へ罷出よとの仰也、備前の光政朝臣母公の帷子をかりて著し、上に陣羽織を著せられけり、居室を出る時門内にて牀机にかゝり、暫くありて扇子を開れしに陳扇子也、目立たる装束かなと供人も思ふはかり也、さて品川に至り諸大名皆麻上下なるに、かゝる体也しかハ如何成事にやと問る、方もあれハ、存る子細ありてと答へられし、既に御舟澳を通りしに異成出立なれば誰そと御尋ありしか、又光政なるへしと仰ありて小舟にて召させられ、則安宅丸へ乗移られしかハ、出立ハいかにと御尋ありしに、御祝の御規式ハ御舟中の儀なり、臣等陸へ出るハ警固の為と存寄て如此と申されしかは、御感ありて其羽織を進上候へとて召上ら

れ、御羽織を被下、御杯を給り祝儀そと仰あり、光政起て自然居士の話をうたふて舞れければ、御歎甚敷、陸よりも見え渡りて比類なき次第也、かくて陸へかへりて後、諸大名賀儀として登城あるへしとて浜側を退散あるに、供の者ハ遠方に払おきしかハ、一時に押懸て混乱大形ならず、主君を見失ひ騒動す、光政朝臣ハ彼陣扇子を開ければ供の者則見知りて随従す、光政朝臣諸君に向ひ、各随従混乱の間、某が従者を爰に残し置、某が方へ参り著候様に申伝させ候半ま、先御立寄御待合ありて登城然るへしと有ければ、皆これに同しられ、品川より諸大名皆歩行にて同行珍敷事なりき、斯て鍛冶橋の邸に同道あり、書院江請し陪従を待合らる、中に常飯を進すへしと也、されは急成事ニ而用意覚束なく思われしに、伊木長門かくあらんと思ひて支度し置けれハ、二汁五菜の膳部六七拾人を響応するも滞らざりけるとそ、〔朱書〕「マ、」さてありて各登

営ありけるとかや、

一鳥居孫右衛門ハ数度の軍功ある上、長篠のとき見危〔強カ〕

而致命ごとく解揚と符合する忠節の士なり、高名今に伝へぬ、其子に父の跡をあたへられし時、

君より〔有明堂文庫本より補〕即ち父の俗名を称し候へとありしかども、

固辞して他の名を、名のりければ、何ゆへにそと人の問けるに、こたへて云、父の功〔有明堂文庫本より補〕にはおよびかた

し、されども武運あらば父に増したる功〔てがら〕もあるまじ

きものならず、さる時何ほどの功ありても、後世

にハマきれて父の功になりなんもはかりかたし、もし

しさのことくならハ、親なから功を奪れんも口惜き

故名のらすといひける、これまた英雄と見えたり、

一元禄年中殺生の禁甚たしかりける時、芝辺にて犬を

切しものしれざりしかは、疑ハしきものハマつ捕て

推問ありしかと、そのかたりいまた明らかならざる

時に、薩摩の邸外に手紙に血つきたるありとて指出

す、その名薩摩の臣なりしかハ町奉行に召出し候て

問はれしに、その士のいふ、窓の中にて髭を剃候と

て面を余程切て候、手元に紙なくして折からありあ

ふ反古にて血を押拭、窓にさし置しを風の吹ちらし

て窓の外へ落失候ゆへ、其儘にておきし、則疵を見

せつれとも、名の記したる紙に血のつきたれハ、ま
つ吟味の内揚屋へ行て居れよとありしかは、士いふ、
某名の記したる紙に血の付たるか落散り候ハ運命に
候、則御仕置被仰付給るへし、揚屋へハ得参るまし
といふ、奉行是を聞て、もつともハあれとも、罪
もなきに死刑に処すへきやうもなし、三度ハ吟味す
る法なれハ、かくいふたり、揚屋ハ旗本の面々も
度々入置、事すミたる後少も恥辱なる事ハなし、大
法なれハ入置はかりなるそとあり、士の云ふ、さも
あるへく候得共、公義は広き事故人々得心申候なり、
吾国ハ辺鄙にて心もせハく候得者、一度さや、うの事
にあひてハ朋友ミな交りを断申事に候得者、おのつ
から主人へも召仕かたく候、左候ハ、国をはなれ他
へ出る事ハ得せず候間、何卒死刑に処せられ候得者
大幸に候、若事済出牢するに於てハ自殺より外なく
候、此上の御情に今日重科におこなはせられ給得と
くれぐれもいひしかは、奉行も大家の作法さもとて
感歎して、然者吟味の中留主居へ御預申さるとて帰
されつ、一兩度尋の上事済たりしとぞ、

一 小野典膳劍術達道之人（宋書「マ、」、毎日あて木千本ツ、打た
れしとなり、

一 石川丈山ハ、八郎右衛門直元とて元和の戦に御旗本
より拔懸して武功勝れたりしかは、上下感しあへり
けれ共、軍令を破りたる罪重くして浪々し、洛東に
籠居せられける、

渡らしな蝉の小河の清けれハ

老の浪そふ影もはつかし

と詠して再び入洛せられさりしとなり、今に残りた
る詩仙堂楼閣などあり、幽閑の住居なり、誠に文武
の士なりけり、後までも勇壮なりけるにや、ある時
商人の往て何事にか過言したりとて切殺されしかは、
商家こそりて所司代へ訴へけるに、重宗朝臣聞て、
丈山に向て過言したらハさこそあるへけれ、誠に自
殺といふものよとて微笑ありし程に、何の沙汰もな
かりしとぞ、

一 佐倉侍従正盛朝臣の士に為井権之丞とて乗馬の達人
ありけり、（家光大猷君の野辺の御成をしらさりしかハ、
浅草門外にて御先払などの来れる時、のりか、りて

けるにかけ出して、頓て御側近くと覺けれハ、轡にて下口を一さんに切てけれハ、四足を折てひさまつきし程に、側に下り居て下座しけるを上覽ありて朝臣へ仰けるハ、汝か士兼て馬の上手と聞しか、実にも其通に見ゆると御感ありしかは、帰後則禄を加て賞美せられしとぞ、此手綱ハ伝授ありても大概にてハ乗叶ハさる手のよし、我藩中の士その門弟なりし、国分与十郎語りしとぞ、

一薩摩の士のかたりしハ、光久朝臣の時に秘蔵の乗馬二十年に及びたりしかハ、今年ハ国許へハ引れまし、邸中に残し置へしとありし程に、今日明日ハ立れなるといふ比、口付の者馬を飼ふとて今年ハ残るへきなりと人にいふことくいひける、馬ハ頭をうなたれてかゆを食ハす、あまりに哀れけに見えければ人々驚きあへり、折節朝臣側近く来り、これを見て、馬の煩ふにや、いかにかくハありと問はれしに、右の由を申けれハ、かねて秘蔵の事なれば大に感しつゝ、いたわりてこそ残さんといひし、此上はなとか引さらんとて馬の頭を撫て自身も感涙して、かならずつ

れゆかんとありければ、人の聞入るがごとくにて本のことく勢ひ出ける程に、頓て引具して国に赴て後、名馬なれば種を残す為とて牧へ放ちおかれしかは、頓て駒を生しぬ、彼国狼多く出て駒をとる故、常に駒を中に寝させて親馬共多く集り外を丸く囲ひ居るが、や、もすれハ駒をとらるゝに、彼の馬は狼の出ると見るとその廻りを走りつゝ、けて、折ふしハ狼を蹴殺しぬる事多かりける、一年を経て勝れたる逸物なれハ今も乗られなんやとて馬場に試るに、少も前にかわらすありけるゆへ、いよく大切にしていしゆれしとぞ、あやしきやうなれと質直の士の語りしゆへ記し置ぬ、且ハ馬人近きものなれハ稀にさもありなんか、陸士衡か故郷へ書を伝へし犬もあるなれば其類ひにや、

一御書院番の士同土駿河の詰中何事にかありけん、忿怒して既に討果さんとせしか、大切の務に珍事あらん事殊さらの不忠なり、暫時打延て帰府の後鬱忿を散さんといひ合つゝ、事ゆへなく在勤して、秋後帰著の上御吟味も例のことく済ければ、両人しめし合

委細書置して指違へて死せられけり、遺書の趣 上
達し、勤番を大切に守りて今まで延せし事神妙なり
とありて、先例なき事なれとも両方共名跡無相違給
ハリけりと幼少の時人の語りしを思ひ出たるなれば、
前後相違あるへきもしらねとめつらしき事故しるし
ぬ、

一松平安房守信孝御書院番頭となられしハ、此組にて
何やらん大過有りて番頭荒川土佐守（出羽守カ、定略）役義召上られし
跡役なりけるか、仰つけられし時安房守申されけれ
ハ、役義ハ勿論過分の事ニ候得共、此組今度大過あ
りしゆへに以来当組より役拔等仰つけられましき御
沙汰に候ハ、何分にも勤役の御請仕かたく、此旨
趣仰聞られ下され候へと執政へ乞ければ、なか
く左様のさわりハあるましきとありし時、左候
ハ、辱御請申上へく候とてその職に任せられけり、
さる程に間もなく此組より役拔ありし故その比一等
にこれを称しけるとぞ、是もまた予か十歳の時間し
なり、

一神田のほとりに町人の女の世とりにて躰養子してく

らしけるか、養子死して替りの養子してありける、
此女常に母に對して不孝なりしかハ、養子も行末い
か、と思ひわつろふ内に密夫ある事を知りにけれ共、
おのかなり（朱書「マ、」はり怠らす居内に、ある夜女房いひける
ハ、母のたけくしくして近隣までも疾ミ侍りぬ、

御身何となくして誘引出して人しれず殺して給ハレ
と頼ミけれハ、夫も兼て心得る事ありけれハ一応辞
退して終にうけあひけり、さてありて一日母をさそ
ひて浅草参りすると称して出つ、日くれて帰りし
かは妻のいふ、母ハいかにそと問ふに、彼これと謀
をめぐらし端芝の川にて人目を忍てさし殺し、水底
へよく沈めぬと（朱書「マ、」かたる、脇さしを取て拔見れハ、の
り付てありしかハ、能そ本意を遂て給ハリぬとよる
こひて、扨明日奉行所へ出て、夫なるもの我母を殺
し候といひし程に、召出て検断の上脇差さしを改めら
るゝにのり殊の外つきてあり、夫始よりの次第かく
く候、殊にあやしく存候故、母を浅草なる何某
といふものにあつけ置、脇さしにハ魚のわたを塗付
申候と申けれハ、母をハ召出して尋ねらるるに、夫

の申通りいよく明白なりければ、女ハ重刑に所せられしとぞ、延享元年の事なり、巷説元より明らかならされど聞しまゝにしるしおきぬ、

一元禄の比富永伴意とて外科ありしが、老医にて世にもてはやしぬ、此人細川采女正（利昌）より月俸を贈られしかは、しけく出入しけるか、家士の方に夜会ありて夕方より集り居たりしに、医師一人他行して遅く来り、座に著ぬる所へ家中より病人あるよしにて呼に来りけるに、方々療治に行て唯今帰りぬ、いまた食事もせず候間、後刻参るへし、まつ余のかたへ御頼み候へと返答しけるを伴意聞て、其使またせよとて其儘膝本へすりより、凡大名の医師を抱へ置く、ハ不時の病用のため第一なり、御身高禄をとり何の為と思へるや、家中急病を聞なからゆるくと夜会せんこと君をかすむる也、今ゆかれすハわれら相手になり不忠の臣を誅し申さんとつめよりていひければ、誤り候迎則ゆきてけるとぞ、

一銀座の中村内蔵助とて正徳の比の世に鳴わたり、富有にふけり上見ぬ驚なといへる類なりける、冬の日

庭前の池薄氷なるを詠居て酒飯かわしつゝ居たるか、中村いふ、この氷れる池へ裸身にて入れなんや、いまにても入たるものあらハ三百金あたふへしと云はてぬに、末座の男つひ立て衣をぬき捨飛入、横に伏して顔計出し、しはしか程居て上りける程に、殊の外に興しける、則金をあたへけるといひふらしけるか、驕長して正徳四年甲午の夏のころ追放せられしを京にて聞し也、

一伊豆守信綱朝臣川越を領せられしころ深井藤太夫といふ長臣あり、江戸にて妻を得て帰りしか、其弟なるもの浪人にてありしかば、ともに呼寄て置けり、かくて藤太夫また出府せし時、留主の事此弟にしめし置て出ける、此弟年二十三才なりしかと、殊の外におとなしく藤太夫秘蔵しける、ある朝此弟未明に起て、揚枝をくわへ紙子の夜服に単帯して、脇差計にて下部を起し、刀と帯とを渡し置、われ呼ん時此二品を持って早く来るへしと言付て門外へ出てける、これハ此弟二階に寝けるか、隣家に二百石領して物頭の土住けるか、前夜若党をあらけなく叱ける声聞

へける、何とやらん討果ぬへきやうに思ハれければ、
心懸て暁前より目を覚し聞居たるに、打合する音し
ぬる故、隣家にて見逸すへきやうもなしと思ひて、
隣の門前に行て小便するとて立居けるに、程なく彼
若党主人を討たると見えて、血刀を提て門の扉を推
し開き出ければ、立居けるを見て驚きければ、脇へ
ゆひをさし、少も早く立退けと小声にいひし程に、
その方へ行所を遣り過して抜打に討ければ、二ツに
なりて倒れけり、斯て初にいひつけしことく奴僕を
呼、帯を結び刀をさして直二役人の方へゆきつ、具
に告ければ、信綱朝臣これを聞て賞歎浅からず、彼
家嗣なかりしかハ、家督となして後に家を継しめら
れけり、

子申付へしとて客を招き終日夜まで遊び、三日続て
そのことくせられしかハ、異変ハあるましとて沙汰
するものもなくして止ミけり、かくてつれ退たるもの
行衛しければ金五拾両遣し、まつともかくも凌ぎ
居よ、追てまた安くくらすやうにして遣すへしと言
やられけり、か、りし故世の風説なくてやミぬ、近
比事あしく取なして恥をひろげぬるもありし、これ
によつて近年貴人の娘または妻女など不義の出奔
時々ありて、珍らしからぬやうになりぬ、

一 小野浅之丞とて半之丞の甥なりしか、十七八歳はか
りの比隣家より猫の来りて飼鳥を取る事度々なりし
かは、にくきものかな、射殺しなと思ひ居けるお
り、向の築山のかげに猫のたむれ遊ぶを見付て、
あはやそれと神頭の矢をつかひ出で、ひそかにね
らひよりて是を射る、あやまたす中りて其儘たおれ
ぬ、立よりて見れハ日頃のものにはあらず、外のなり、
あなあさまし、にくしと思へはこそ射つれ、これに
は罪もなきものをと後悔すれともかひなし、日くれ
しま、一ト間なる処にありしか、ひるまの猫の事心

にかゝり、さるにてもよしなき事して思ひかけぬあやまちしつ、心よく遊ひ居しを射たる聊爾さよとくれくと思ひながら夜少しふくるころふしとに入けれど、とくも寝られさりければ、衾をかつきてつくくと思ひつゝ、けて居しほとに、ほのかに猫のなく声すれば、ふしきやひるまのなき声にも似たる哉とおもひ、枕をあけて聞にひた鳴になく、はてハ床のしたに声のするやうなれば、ふしきさよとあやしく心を付て聞ハ、ふくるにつけてしきりになく、いか、してかゝるそと障子の外に出て聞ハ、縁の下になく、おり立て追ぬればやミぬ、さてはさかしやと思ひつゝ、立入てうち伏は又枕の下に声す、夜一夜えもいねす、明けれハやミぬ、さしも怪しかりつるかなと思へど、人に語るへくもあらねハ心ひとつにこめをけと、昼のほとハ声もなし、若生かへりたるにやと何となく築山のほとりを尋ね見、床のしたの塵はらへとて人を入れてさかしミれと、くもの網はかりにて外に物なし、かくして夜になりて臥しければ、前のことくひた鳴になきしかは、目もあはすして明

しぬ、昼程になれ共おきやらて衾引かつきありけるを、人々心もとながりて問つらねしほと、やうく日たけておき出たれと、今日者猫の声昼になりても止す、亭に出ても親の前にもありても我居る床の下に声たえず、暮かゝる頃よりハ我腹の中にて鳴なり、いよくうるさし、とやせんかくやと思へは猶打しきり鳴、是よりおのつから病人となりて物食事もえせさりしかは、日々かたちもおとろへ行、人心地もなく一間にとちこもり、腹をおさへてうつくまりてのミありける、こゝに伯父の何某聞ゆる勇士にて智謀ありしか来ていひけるハ、汝不慮の病をうけて其儘ならハ命おはらん事程あらし、然とも少年なりとて士たるもの獣のたくひに犯されて病死せんハ世の聞く処先祖の名をも汚さん事も口惜からすや、とても永かるましき身を持ていさきよく死して名わすれざる事を世にしらせは、少しハ恥をもす、きなん、自らはかり見よかしとありしかは、浅之丞うちうなつき、仰まてもなく初より口惜くいかにもなりなんと存すれと、親達のなけき給ハんは心くるしくて今

まてハ生のひ候也、此上ハ思ひきわめ候といひけれ
 ハ、いしくも心得たるものかな、親達にもかくとつ
 けしらせて明日の夜来て介錯しなん、思ひ残す事な
 きやうよくした、め置れよと約して帰りぬ、其夜に
 なりしかは宵過る頃伯父きたり、湯あみさせ衣服を
 改させ父母に見えて暇乞ハせける、親の心はかりし
 るべし、子一ツはかりなりしかは、いさ時もいたり
 ぬ、唯今思ひきわめよといひしかは、心得候ぬ、御
 はからひにて恥辱をす、きなんこといミしく悦しく
 こそ、此上跡の見くるしからぬよふに頼ミ奉ると式
 礼して、白く清けなる肌をぬき刀をとりておしたて
 んとするときに、伯父のいふやう、今しはらく待て
 よ、汝いま死するハ猫の腹に入て声するかためにわ
 つらハされて、恥しさにの事にあらずや、今わの時
 にそれともきかずして終らんハ詮なし、今一度ま
 さしく聞定て其声にしたかひて刀をおしたてよとあ
 りければ、刀をかなから聞に声せず、いか、ニやら
 ん、宵まで声ありつるか今ハ聞へすといふ、それハ
 死に臨んで心おくれて聞えぬなり、心をしつめてよ

く聞とうちしきり問とも聞え申さすといふ、さらは
 今しハし待て、其わかちもなく急きなんは誠に犬
 死そかし、夜更るとも聞定ての事よとて、一夜つき
 居てしはくといひしかとも終に声のせぬといふに、
 さらは止れとうちわらひてやミぬ、是よりして後た
 えて心にかゝる事もなかりけり、賢こかりける事哉
 と時の人申せしとて、大津の医師のかたりき、
 一 関白輔実公の嫡子九条大納言（師考）元禄の比十二三の折な
 りけり、殿下より秘藏おはしませとてまいらせられ
 たる青磁の香炉を常の座に置れしに、側に仕る小童
 過ちてわりてけり、父なるもの大に恐れさわきて、
 これハ殿の御秘藏なりしを、君を御寵愛のあまりに
 参らせられたりし物なるを、殿の聞し召れはいかな
 る罪にかあたりなん、小童をハおしこめ置と申ける
 を若君聞給ひて、あひかまへてさる事なかるへし、
 なすへき様ありと仰られける、又の日殿下入給ひて
 獅子はいつくにか侍る、前に申如く珍敷ものなれば、
 棚にすへられてこそとて参らせしなり、いたされよ
 とありければ、若君、されはきのふの暮ほとに棚よ

りおろし申とて取落して二ツ三ツになり申せしなり、かねて秘蔵し候得と仰ことありし物にしを、又なき過ちハ面目なく、御尋のなくハ申さしと存つれとも、せひなく申上るとありしに、君ハさるあやまちし給ハし、近習の者の仕りたるならめと仰けれとも、いくたひもまろかあやまちたるにて候と仰られければ、事なくやミけり、児の親は命をさ、けて此御志にむくひ奉る様にもやあらんとそいひけり、後に殿下もこれを聞給ひて、恥かわしき若君なりとの給ひしとぞ、またあるとき殿下に入給ひてともに夜のもうけありしに、かれいひいと強くあたり給ひなん、あつかり申者の愚なりとてことにけしきあしかりければ、若君、かねて仰ことありていかにもやわからかに調して出し候を、此ほとよりすくよかに候得者、強きもよろしきむね申おきぬ、御咎もあらば申さんと申おきしをわすれたるにて候と答られけり、凡て仁愛ふかくして人を憐ミ給ひけること思ひやるへしと御乳母のいひしとぞ、執事のかたりし、

一 清正侍加藤肥後守の事也老功の家老三人を召て、何かしは小

童なからゆるしかたき非義あり候得者、ひそかに誅すへしと命せらる、三老打よりていひけるハ、これらの事ハ例のことく誰かしなとに命せられて事たりなん、われらに仰付らるゝ程のことにはあらし、さハいへ仰をなさすはかなふましとて小童を誅してけり、かくて程経て秋の月さやかなる夜、舞をまはせて藤原仲光か満仲朝臣の幼子を誅せよとありし時、己か子を殺して君の子をかくし置て(有朋堂文庫本より補)後に満仲の勸かん氣を申しなほしたる所をまなびけるを聞きて、甚だはなは感じ△哀れなりける事かな、むかし人はかくのこくなりけり、すへて主君の命ハ聞へき様のありなんものをこそと独言し歎息せられけるを三老伝へ聞て慚愧して、扱ハ日外の命令ハ深き御心のありけるものをはかりしらすりける口おしさよと後悔しけるとぞ、

一 備前の国の民兄弟田あらそひて年をへてやまず、後にハ方人多くなりゆき代官のむねにも従ハす、光政朝臣是を聞、おろそかならぬことなり、泉八左衛門頼而是を断せよと命せらる、かれハ聖学に深く心あ

る人なりけるゆへとぞ、何某其職にあらずしてか、
 る事あつかり聞申候はんやうなく候とたひく辞し
 けれど、おもふ旨ありてゆるされさりければ、さ
 らハ某か宅にて聴き申さんとて兄弟召寄、方人の申
 事ハとかくに聞かして、ことく立さらせて人
 をいたしいわせけるは、今日ハ俄に公用出来せり、
 時うつるへし、うちとけて待居よとて兄弟をせはき
 一間に入置、終日いてあはず、食物ねんころに調し
 てあたへ、酒をしひて酔しめ、寒天なれば湯あみせ
 よとて風呂を設けてひとつに入り、暮に及び又人
 をいたして、こなたの事いまた終らず、更ぬとも今
 宵中に聞へしとて、二人か中に火鉢を一ツ置いて夜半
 にいたるまで出あわず、兄弟のもの日頃ハ物をも言
 ハすしてありしか、一間なる所に終日面をあはせて
 居たりしかハ、流石兄弟のよしミなれば、寒気に近
 く寄りらんといひしよりいつとなく居さりよりて火に
 あたり居るより、竹馬の鞭のふりわけかミなりしし
 たしミを思ひいたすま、覚すして親の世の事など
 ふと語り出ける程に、いつとなく恋しく慕ハしく覚

えければ、兄かいふやう、つくく思ふに此度之田
 地あらそひハ、もとたれかしかしひけるゆへに事つ
 のりて訴に及びぬ、今よりハ争をやめて二人して作
 りなんやといふに、弟ハ、元よりさあらは何の心か
 あらんとひける、さらハ此由を申て見んとて、か
 くのことく存よりたるむねを言入れれば、八右衛門
 其儘出て、二人か申所ことわりなり、めてたき事此
 上あらしとて、親の遺体骨肉のさりかたきことわり
 を彼らのしるやうにこまくと説きかせしほとに、
 兄弟涙にむせひ打しほれて帰りしか、後稀なるはか
 りのむつまじき兄弟となりけるとぞ、かならず訟な
 からしめんやとハかゝる心にぞ、
 大坂にすめる夫婦の女一人ありしか、家貧しくて月
 日をわたるよすが乏しかりければ、妻にいふやう、
 かくて徒に過行き、共に溝壑に埋んもいひかひなき
 事ならずや、さらは此女をつれて親の許に帰り、い
 かならん縁を求めて再嫁して栄へよ、われハ京都に
 出て人の奴となりて身命をつなぎなんとて、釜甑の
 たくひを売ていさ、かの価を得、是を幼少の女のミ

つきとしてあたへてわかれぬ、夫より京にて商家の奴となりよく勤めけるほとに、二年あまり有て其家のあるし由緒を聞てあわれかりて、いとなむへきほとなたつきをあたえければ、故郷に帰りもとの業をなして月日を経けるうち後妻をむかへてけり、一年はかり過て妻ハ親の許にゆきける折ふし、もとの妻の女をつれて来ていふやう、ミつから暇給ハリし後に嫁して三年になりぬ、姑のはらあしうてくるしき事おふさうちに此女をにくむ事甚し、かくてハ末とけかたし、心ひとつに歎きくらすはかりなり、今ハ御身もありしよりハよろしく見えける、こゝにて養て給ハれといふ、夫聞て、はしめよりにくミて別れしにもあらねは、是より尋ねても此女を育てたくあれと、京のあるしの情にて今やうく朝夕の煙を立れば、猶も竈に蛙なき、あすハ煙たえてふたゝひ家を失ハんかもしはしもやすらひかたく、あふなく過行なれはこの子をやしのおこと心にまかせず、今一年はかりもすこしてかすと又なくいひけれ共聞す、さらは上に訴て是をたゝさんとて訟けるに、夫

をも召よせて問はれしか、いづれも一理つゝあれハ何方に片付かたく、裁判いまたわかたさりし所に、一町の長、願ハくは此子を一町寄合てそたてたき旨申ければ、その義をゆるされしかは、長は組中に談合して錢七貫文をあつめて、さて彼が父に申けるハ、奉行所にてかの心底を察して忍ひかたく此女を申請けたり、さる故に組中立合て是を養んはかりことをなせり、其方も父の事なれはこの内に加はりてともに糧物をいたさんや、これを里子につかわして暫く夫を養んといひしかば、父も喜びてうけぬ、かゝる所に今の妻こゝに來り申けるは、さきに先婦の來て、女をかへさんとありし時ハ、親のもとに參りて二三日して帰りし故此事をしらさるなり、わか夫の辞して養はれざるハ貧しき身にして、いたしたる妻の子を我らにあつけてやしなわせんハ、われらか思はん事を深く憚りてうけかはさるとおもはれ候、たとひ道に棄たる子を見てもあはれとおもふは人の心なり、ことさら夫の子ハわか子にて候ものを、何とて隔る心のあるへく候半や、われにこれを給ハリともかく

も生立申度候、今朝里より帰り候而直にこのよしを申度候得共、世のならひま、母なれば、いかなる心もありてやとうたかわれ候半と存じて今までためらひ候へ共、たへすして参りたり、聞届て給ハれとて、かきくとき涙を流して申けるにぞ、皆人感して、この上は心に任すへし、この錢ハ養のためあつめたれは送らんとひければ、妻のいふ、さありてハ此支度の出来たるを見て此子を請たるならんとうたかれん事も面目なく、一飯をわけて今にもはこくミ候はん逆、固辞してうけさりける程に、また奉行所に申ければ大に感せられて、今の時忠孝の者をかくさす申せることかならず厚く褒美あれとも、さる人まれなり、此婦かまめやかのかの心いかて賞せざらんとて、銀子そこはくをあたへられしかは、次々の司も贈り物あり、隣里よりもおくり物せし程に、忽ち富をなしけるとぞ、誠にさあらぬかもしらねと聞しまゝに記しぬ、

島津帯刀とて故中将光久朝臣の庶子を老臣へ給ハリ、其家をつきて後にハ老臣なりしが、正徳の頃五十余

りなりけり、文武に達し世上にもまれなる老功なりける、我そのころハ折々会せしに、われら若き時使者をうけたまはりて方々の家形に行しとありしほとに、重き身にて其ごとくハいか、してにやと問しかは、先君の命に、老臣たるものは若きより其家にてあがまへらる、故、われを尊きものと思ふて心ミつから驕る、且国にのミありて世のありさまをしらせは、心せはく片屈にて下情にも通しかたく、政事のせはくしくなるものなり、若き程に軽き体にて方々に使ひせよとて、我のミならず同しほどの者共二十歳はかりの比は何れも三四年か程二三人して行、使者をも一人して、上中下によらず日々参りしとかたりぬ、されハ此人万にゆきわたり四方に使して君命を辱しむましき器なりき、政事もすくれて名譽ありしとぞ、六十に足らずして卒せしを国人おしめりといふ、

一大坂の商家に国分弥左衛門といふ者母と弟とありしか、弟なるもの奸にして兄の家をとらんと思ひしかは、母を欺て兄の非をあけて追失ん事を奉行所に訟

へさせけり、さて弥左衛門召寄られ〔有明堂文庫本より補〕母が申す所お

もひしれりや、申す事あらば明あきらむべしと有りしかば、

弥左衛門申す様、△母か申所皆理にて候、某とても

不孝せんとハ願ひ申さす候得共、性の拙くしておの

つから背き申せし事重畳して如此申立候上にて、申

披くへき事はかつてなく候、此上ははやく母か願ひ

ミてさせ、某をいかなる罪にも所せられ候得とまた

なく申けるに、母涕泣袖に余り、女心のはかなくて、

かく申は己かためよきそと申につき、弟にめて、訟

申候、兄か常に背かざる事ハ近隣の存る所二候、自

らあさはかに〔有明堂文庫本より補〕申したる罪をば御許おゆるしありて、本の如もと

く兄をたておかせ給ひ候へかすと、かき△口説申け

れば、弥左衛門か母に背かす罪をおひたる条尤ある

へきなから、神妙なりとて称美あり、弟か罪かるか

らざるに論きわまりて追放せられけり、

四日 晴、桜島嶽ニ雪初而積る、

一朝六ツ時起、五ツ時分河俣氏旅宿へ参る、四ツ過湯

二参、一へん入候而帰宿、無間家内中外二伊藤氏

か、様・平原氏・河俣氏湯之村長右衛門所へ遊びニ
参り、船二而返し候付、五ツ時帰宿、四ツ過湯へ参
り、一へん入候而帰宿、九ツ半臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ半より湯治ニ差越、八ツ過より燃

岩へ郷十郎殿同伴ニ而小松殿ニ差越、八ツ半時分帰

宿候得者横山之萩原主左衛門孫一人召列参候、七ツ

過帰候、仲太夫殿・井上殿か、との・平原氏父子三

人明日被帰候由ニ而被参候、湯之村より清左衛門・

長右衛門ニも参り、暮帰候、四ツ前鹿兒島より喜右

衛門帰り候処、湯之村より又々長右衛門船二而送参

候、

一けふ燃岩にて、

そのむかし燃し岩ほに根さすより

小まつなからに千代ハこもれる

一きのふ湯の村へまかりければ、役といえる賤の男か

所へ父上様など打列まかりけるに、中風てふわつら

ひにことしまていつとせにおよひて、身の立居もな

らすして父上様へ逢ひあけ申けるハ、ヲマリハ達者(イカ)

ニアル。ヲレハ。コノザamani。ナリタ。主右衛門様

とダイクハンノ。マねヲ。シヤツタ。コトモ。アリ

タ。キフウハ。コ、ニ。宿ヲ。シヤレハ。コカモン

ノ。ライカコンデ。キヤルメ。キフウ。キヤルト。シ

レテヲレハ。ミカンニテモ。ヲ、ク。チキリ。ヲク

モノヲ。モヲ。ワカレデ。アルカラ。マア一日ハ。ヲ

レガトコロニ。キヤレト甚以人なつかしくもあり、

昔や思ひ出けん、いと無限歎息して、口もあわすふ

るひわな、きて唯々かなしミ、目もあてられんさま

なれば、

としをへて身のま、ならぬいたつきに

なげきの数や猶つもるらむ

六日 間々小雨、

一朝六ツ起、九ツ前河侯氏へ立寄、父上様・郷十郎殿・

仲太夫殿同道ニ而湯ニ差越、八ツ過帰宿、七ツ過頃

父上様御同道ニ而湯ニ差越、日入前帰掛仲太夫殿江

参候得者、鹿兒島より船著たるとて走出候得者、青

木伊三次殿・村田市郎左衛門家内中同船ニ而見舞ニ

被参候而賑々敷相成候、四ツ前臥候事、

七日 曇、

一朝六ツ前起、父上様御同道ニ而入湯ニ差越、日出前

帰著、五ツ時分伊三次殿・市郎左衛門家内共参る、

四ツ時分市郎左衛門・河侯氏へ参り、夫より射場築

方、九ツ時分井上氏へ参り、直ニ湯入ニ差越、七ツ

時分帰宿候得ハ無間井上播摩殿来儀、晩ハ可参之段

承候付、父上様を初家内中打列差越、四ツ時分帰宿、

無間臥候事、

一平原八郎左衛門殿昨日被帰けるか、かへり船より梅

の一枝にそへて送られける歌、

帰り来て思ひかけなき神無月

しくれに咲し庭の梅か枝

かへしこの、ろにて、

おくるその梅の色香を君と見て

旅の浮身の友とくらさん
一小子娘お藤、椎の実を煎りて喰ひけるか、我等にも

些くわせ申へきのよしをいひければ、よく煎りわれたるのはかり二十はかりを撰ひて拙者へ送りぬ、當年五歳なれば是も孝心のはしと思ひて留め置ぬ、

八日 雨風、夕雨止、

五

一 朝六ツ時起、四ツ時分より市郎左衛門・島名氏・伊藤氏へ、父上様御同道ニ而参り、九ツ時分帰宿、八ツ過より父上様御同道ニ而河侯氏へ参り、井上氏へも夜前之一礼ニ参候、夫より直ニ湯治といたし、七ツ半帰宿、夫より父上様・青木氏・村田・拙者四人にて弓、井上播磨殿父子三人・新納源助殿見物ニ被参候、暮帰宿候得者青木氏・村田家中三味といたし踊込候而大騒ニ而候、九ツ半時分臥候事、

九日 晴、

三

一 朝六ツ時より父上様御同道ニ而湯ニ参り、日出帰宿、九ツ前より父上様・青木氏・小子・市郎左衛門ニ而弓、井上氏・新納氏・河侯氏ニも見物ニ被参候、七ツより湯ニ参り、暮前帰宿、四ツ前臥候事、

十日 晴、

一 朝六ツ前起、父上様・郷十郎殿同道ニ而湯ニ参り、六ツ半時分帰宿、今日者皆共古郷へ帰之賦ニ而、四ツ時出帆、湯之村・横山へ一刻ツ、船寄せ候、七ツ前鹿府薩摩屋角船著候、帰掛宮里氏・前へ父上様御同道ニ而立寄候、暮より田原氏・門松氏・逆瀬川玄誠・前お村様御出、各々四ツ過被帰、無間臥候事、

十一日 雨風、冷気強、

一 朝六ツ過起、終日色々取集方、父上様御方障子張り方杯ニ而候、暮より河侯新六殿・中馬甚右衛門殿来儀、各四ツ過被帰候、無間臥候事、
桜島よりハ格別寒気相増候、

十二日 曇、

一 朝六ツ時起、四ツ前出勤、帰掛升形へ参り、直ニ帰宅、又々市見物、大鐘過帰宿、平田氏へ参り風邪之（朱書「マ、」薬を貰りせめ付のミ、直ニ臥候得者横山氏来儀、頭痛甚敷候得共朝ニ道を聞て夕へニ死ともかなりとい

ふ事も承居候得者、何れ起あからず候て不叶と存、
直二起上りわた入五枚二羽織・二重足袋といたし候
得者、夜著著候よりも却而暖二候得者、風邪も余程
うすろき頭痛も止候而仕合之事二候、四ツ過被帰、
直二臥候事、

一川上甚左衛門殿歌

述懐

かへりみるこ、ろしなくハことの葉の

ことなるかたに道やまよはん

一益山金兵衛殿歌

海士の住磯屋のほたる心あれや

賤か汐くむ道を照して

右両首、今日承候付留置、

十三日 雨天、

一今日いまた風邪はなれず、七ツ前迄臥、七ツ時平田

玄裕殿来儀、直二被帰候、同刻より泊り番にて出勤、

わた入三枚・狐の皮着用、二重足袋といたし候、夕

詰西氏へ代り合、四ツ前臥、

一江戸にて十三四歳と相見得候小兒にどろほふ三四人

付候而人甚失礼いたし候付、何様之時儀二及び候も

難叶候付、事あらハ助太刀にても打可申と或家中跡

より付参候所、小路へ入候得ハ、右どろほふ跡先之

者式人を小兒打果居候由、則走寄是々ハ御見事、先

刻より小子ニも跡より見申候所、難被差御失礼共い

（朱書ニマ、一）

たし申候、事あらハ御助太刀にてもと相考、跡より

付参り申候と申候得者、誠ニ御深切之程別而難有、

さらハ番所ニ御届可申候間、則証拠ニ御立可被下と

申候付、打列番所へ届申出候得者、公義より何も御

かまひ無之、行々可用立者ニ候間、重立候役儀可申

付と其主人へ被仰渡候由、右小兒唯堪忍之体ニ而行

過小路ニ而打果候付、如何様可打果時宜無之哉之旨

承候得者、小兒返答ニ而、兼而親より申聞置候ハ、

御通り筋にてハ必人杯果し申間敷と堅ク申付置候付、

小路に入為打果段申候由、誠ニ感心する嘶なり、半

田嘉藤次殿嘶之由、田原氏より承候、

十四日 曇、

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ過帰宿、今日者父上様
御客にて上野司殿・島津親負殿来儀、四ツ前被帰候、
八ツ後花舜軒御墓参いたし候、

十五日 曇、

一朝六ツ半起、朝玄裕殿・鬼丸源八・吉留平右衛門殿
来儀、四ツ時出勤、八ツ後御暇、八ツ後中馬氏来儀、
同道ニ而市見物ニ参、暮帰宅、九ツ過臥候事、

十六日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛北郷氏・川上氏同
道ニ而市見物、夫より中馬氏より絵之目利被相透本
(朱世「マ、一
立寺へ参、拾貳幅致目利候処十五点取候、暮前帰宅、
本立寺へ参掛近藤氏も一刻立寄、暮より中馬氏来儀、
五ツ時分より前へ参、九ツ前帰宿候事、

今日同席之内より月番へ書状参候所、余り奇妙
成手紙ニ而物笑ひニ相成候付、後代心得ニ茂と

(朱世「マ、一
忍ひて写置候、家格者、

御揃御每勤奉存候、然者此忝包桂様御出勤茂御座候

得者御遣奉頼候序申上候、長々御厄害成風邪者最早

宜御座候得共、此間一寸宇宿孫殿被参、其折荒まし

御頼申上置、就而者いよゝ不当等ニ而むいか計痛

につ、まり歩行大禁物、座中ちんばとして杖其外朱

碗ハ不被携、強服之為体一切十四六之身振不参、片

一方すわりニ而難儀千万、一番難儀ハ三尺のすまり

中々不能認事、今程ニ口抔見得申候次第無御座、頓

と迷惑せしめ、折田様二者無御座候得共、不入申分

多作病とハ御断申上候、藪医之証文致失念、追書茂

可仕候得共、右之形行乍慮外被仰上可被下候、敬白

ゝ、

伊勢平四郎様 何の何某

相良典礼様

評云、

一届物を正にして月番方へ頼之事を序ニ可云儀、道理

二不当候、

一むいか計痛不時儀、

一杖ハ猶入そふな物、ちんばなれハ步行不自由ニ而、

一杖其外朱碗ハ不被携とハ体開きニ成りてならん、格式家柄之身分とやら、

一強服之為体左様ニ立服不致ともよさそふなもの、

一十四六之身振不参とハ、二才之時分之様ニはやく全快不成とやら、姿ハ十四六之時分左程あるましく被

察候、

右跡以承候、十四石六斗申事之よし、存外（朱書「マ、」、

一片一方すわりハ立ひさの事歟、

一三尺のすまりハ雪陰（隠力）なるへし、

一不能認とハ不被解候、

一今程ニ口杯見得申塩梅無御座とハ、不当ニ口あかす候半、

一迷惑とハ誰かする事やら、

一折田様二者無御座候得共とハ折田某とて甚以不勤之かたあり、夫ニ当りたる事ならん、

一作病とハ御断申上候、手強き言葉、

一藪医の証文致失念たくミテ失念ならん、書状ニ茂失念いたしとハ不時儀、

下手之長文不入者哉是々、

一右之人養父之忌中ニ後之山ニ青鳩ほと／＼口水だら／＼塩焔被下度との手紙茂有之由、

一前之ひらニ射場切可申候付出勤不仕候以上と申候手紙茂有之、是ハ不仕廻ニ而星を欠可申候付御頼申といふ事、

右者人こといふ様候得共、子々孫々ケ様之手紙等

書不申様見せしめとして記置候、おかしくおもしろく続きよくして書たるハよきもの、か様ニ不通ハ見るに氣之毒成者也、

十七日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、月番典礼殿差支之儀有之、被相頼一日寄月番相勤候、七ツ後伊藤氏鏝内稽古ニ参候、暮帰宅候得者横山氏来儀、九ツ時分被帰候、無間臥候事、

十八日 晴天、朝大霜降、

一朝六ツ前起、居相台切方、九ツ過より夕詰ニ而出勤、

泊番孫八郎殿へ代り合候、八ツ後より同席中村黒人殿・土岐矢一郎殿・伊勢平四郎殿・白尾金左衛門殿・鎌田愛太夫殿、書役毛利直一郎殿・指宿孫六郎殿市通見物として被參候、拙者夕詰七ツ時代り合、急キ歸り亭主振、暮前より小子小座へ参り、九ツ前被歸候、手作小竹之掛花生、中村氏老年ニ而殊ニケ様之物兼而好故贈候、則明日より可掛被樂候、九ツ過臥候事、誠之下戸集会ニ而、此人數ニ酒吞候者白尾氏而已ニ而候、

十九日 晴天、

一朝六ツ過起、六ツ半時分より市見物、五ツ過歸宅、四ツ時出勤、八ツ御暇、七ツ前より市見物、夫より伊藤氏へ参り、暮歸宅、夜入植村氏・河俣氏來儀、四ツ半被歸候、四ツ過臥候事、

廿日 晴天、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、夫より直ニ下方所々見舞、大鐘時分歸宅、四ツ時分臥ス、

廿一日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、一刻前へ立寄、帰宿、又々市見物、日入歸宅、四ツ半臥候事、

廿二日 曇、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ前より市見物、大鐘歸宅、中馬氏・相良氏來儀、四ツ過被歸候、九ツ過臥候事、

廿三日 霽、

五月廿三日 三十一日

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、たんとお屋敷へ参り、八ツより弓、暮歸宅候得者横山氏入來、九ツ時分被歸候、九ツ半臥候事、たんとお外ニ加藤兄弟・石黒氏兄弟ニ而候、

廿四日 晴、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿五日 雨天、今日より右松家竜之巻誂伝承、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿六日 晴天、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿七日 晴天、

一朝六ツ時起、五ツより評定所へ出勤、四ツ前御暇掛

平佐へ立寄、今日より松翁殿私領へ被差越候二付也、

来三月方被帰候賦之由候、直二帰宅、七ツ後より郷

十郎殿同道二而右松家へ参り、日入帰宅、暮より植

村氏来儀、河侯氏へ申遣来儀、各々四ツ半被帰候、

九ツ時分臥候事、

廿八日

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、今日者月番寄相勤候、当

月者相良典礼殿月番二而候所、今日新城再童殿弟権

八殿為養子被参候付而也、八ツ後より小子ニも相良

氏へ参り、四ツ時分帰宅、和吉と申候者参り、昼ハ

軽業、夜入手つまの一興有之候、新城よりハ再童殿、

要人殿夫婦来儀、外伊集院伊膳殿・島津矢一郎殿、

権八殿弟相良家二男家相良勇右衛門殿、相良何某殿、

相良市之進殿被参居候、

廿九日 曇、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、四ツ過御暇、

常不止集四拾四之卷

天保十五年甲辰師走中

朔日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅候得者

梅田勘十郎殿・河侯仲太夫殿来儀、無間被帰候、七

ツ前より郷十郎殿同道二而右松家参り、大鐘時分帰

宅、郷十郎殿へ参り、夜九ツ前帰宿、昼二王堂之伊

藤氏へも一刻立寄、八ツ時臥候事、

先月市ニ相求候品

一居相刀、長式尺八寸位、無銘、

一山之絵、掛物一幅小横物、遠沢七十余才在銘、

一四季之竹之絵四枚、元春筆、

但、春者岩二竹、夏者河二竹、秋者時雨二竹、冬者雪二竹、

二日 小雨、晴、吉野原二初て雪、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後帰宅、七ツ時より右松家へ参り、暮前帰宅、暮過より藤島氏来儀、四ツ過被帰、七ツ過臥候事、

朝之内足輕新保彦次郎参り、山川津口・田布施之間付役願承候、

三日 晴、

一朝六ツ過起、八ツ後東郷藤左衛門殿来儀、段々肥後・長崎等之嘶承候筈、船二而被差越居、三日跡被帰候故也、七ツ半時分被帰候、暮より町田郷十郎殿・辻元弥兵衛参候、父上様御方へ井上五郎左衛門母子来儀二付而郷十郎殿同伴罷出候、四ツ半被帰、九ツ時分臥候事、

相良市郎兵衛殿嘶聞書高橋甚五兵衛殿事

一此御方様極御難渋二而、御賦拾三ヶ月出不申候、御時節御側向女中方二茂其通二而候所極困窮二成立、度々御賦出候様女中共催促有之候得共、実以無之故不相調候所二、

齐興公御前様賢章院様より高橋甚五兵衛を被召候而御意

候ハ、此内より久々女中共賦不相渡、甚以令困窮候由承候、左様候而ハ甚以込入候半、早く相渡候様二との御意奉承知候付、甚五兵衛、左様二而私共二も此事而已甚心配之事二者御座候得共、実以相渡候御賦無御座候而、表方之者さへも同しく相渡不申位之事二而、御沙汰二者御座候得共、表方之者共へ相渡不申内者何共御請難申上御返答申上候得者、御立服二而、表方二者脇々繰替等も随分と出来申筈、奥向女中之儀者左様之手立も一円不相成、頓と困窮眼前二候、御前様御宿許之儀ハ誠二以御小国隠州松平相模守様之御事候得共、御賦等ケ様二滞申儀者一節無之と甚以御匍候而、其方抔別而いごきといふ様成御塩梅故、左様ならハ申上可申候、先刻より相控居候得共、

御宿許之御事御意奉承知候得者、御前様御けしやふ

料之儀も年々相渡可申御約束ニ而候所、昨年よりい
またに参り不申、此御方様御取替ニ而相済申候と被
申上候得者、別而之御迷惑ニ而誠ニ御面目を被為失、
御落涙ニ而、則御宿許家老を御直ニ被為召、早々御
けしやう料等参候由、

女中之儀ハ御米さへ相渡候得宜、〔朱書〕表方ハ諸方へ御

供杯ニ而衣服等も不調して不叶候、且又ケ様之儀
を女中共申出候而も御取上ハ如何様も為被申上由、

四日 晴、

一朝六ツ過、〔起脱カ〕四ツ八ツ出勤、七ツ時より郷十郎殿同道

ニ而右松家へ参り、日入時分帰宅、暮より渡辺氏来
儀、四ツ時分被帰、九ツ半臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時より右松家へ参
り、大鐘過帰宅、直ニ伊集院半之丞殿へ参り、四ツ
時分帰、四ツ半臥候事、

六日

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ浄光明寺脇
寺ニ而掛物目利、人数二十人余り、人数多く惣体ハ
掛物不済候、三十幅計之内ニ小子二十六七点あたり
候、第一高点兎玉竜雲差次之大山等石ニ而候、是ハ
三十七八点ツ、ニ而候、暮帰宅、四ツ過臥候事、

赤松家江戸より石神彦七殿病氣之尋ニ被預ての
返事

日比煩らひしいたつきの身もやすく、生の松原十か
へりの花咲をも見まほしとこよのふ嬉しく日にそひ、
秋ふかくなるま、竹の駒乗りて遊ひし友とちふたり
ミたりいさなひ、あこかれいてこ、かしこ遣遥し、
門田の稲葉雲なすを見て、めつらかなる豊年ならめ
となかめ侍りしを、かたへより頭にハ雪をいた、き、
額にハ老の浪をた、ミ、腰ハふたへなる老翁の、こ
としハかしくも
公よりの仰こと侍りて、おのかさま／＼家業怠らす
勉侍りし故にや、いつくもなそへなく同じさまにて

めつらかなる豊としなるよし、いとうれしけにかたり侍るにそ、道しある御代は、天地もめくませ給ひて万物熟し豊としなるもの、よし古き文にもあなるよしなるか、下官も古へ稀なるとしにまた七とせをかさね侍れと、この秋のよふ万物熟し世も静にて太平なる御代はなからましと思へハ、実に天地のめくませ給ふ物ならめと、ひとよかりねの茅の屋をいてみれハ、蟹の住なる門田まで一よ／＼にふしたかく、稲葉の茂りて色付わたり、民の竈も煙たち賑ふさまなるをたゝにやハと、年あれはの拾苞の腰折かたのふしなきをうたふも老のほたしにて、人のミるめも恥かしの杜の恥かしなから日を経む、春に萌出る笑草のたねにもならハ、老か身の幸ならぬと思ふか内二、夜もほの／＼とあかしの浦の朝霧に、船おさはやといなはの雲の追風に、蟹の磯屋のミるめハこゝにもらしかて立かへりぬるも太平の御代のかしこき恵ならむかし、

年あれは忍ひこそすれ民の戸の

賑ふ御代の秋のむかしを

年あれは門田のいなは雲なすも

きのふか植し早苗なるらん

年あれは稲葉の雲も打なひき

露もミたるゝ小田の秋かせ

年あれは朝またきよりおりたちて

いなは刈しく袖そ露けき

年あれは日毎に賤か刈手にも

のこる稲葉のなひく秋風

年あれは賤か門田にいな庭

かりしく秋を嚙な待らし

年あれは田面の稲葉刈敷て

千束つむなり賤か飯庵

年あれは稲葉をもけにますら男か

負つれかよふ小田の細道

年あれは賤か門田におりたちて

いなは刈ほす声そ賑ふ

年あれは猶しも君を仰くらし

道ある御代の恵ならめと

七日 晴、七ツ時分小雨降、また晴、

三二

一朝六ツ時起、四ツ後加藤家へ参り、九ツ時分帰宅、
弓式拾建射候、七ツ時より泊番ニ出勤、夕詰有川勇
四郎殿へ代合、四ツ半時分臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ起、四ツ後泊り明ニ而御暇、七ツ前より郷十
郎殿同道ニ而右松家へ参り、日入前帰宅候得者暮よ
り白坂壮之丞殿・亀沢民之丞殿来儀、四ツ過、（被掃脱九）四ツ
半時分臥候事、

九日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ前より出勤、是ハ加藤氏朝出被相
頼候故也、八ツ後御暇、帰宅、七ツ時より郷十郎殿
同道ニ而右松家へ参り、帰り掛谷山氏・小田氏・加
藤氏へ参候得者皆共留主、前へ立寄、暮帰宅候得者
池田氏被参、吉太郎劍術いたし候付出張、五ツ前よ
り五ツ過迄吉左衛門江参り嘶しいたし、四ツ半臥候
事、

十日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時より郷十
郎殿同道ニ而右松家へ参り、大鐘時分より加藤家へ
参り、暮帰宅候得者渡辺氏・田原氏来儀、九ツ過被
帰候、無間臥候事、

十一日 晴天、

一朝六ツ半前起、今日者父上様御同席小頭四ツ後より
碁石御客来ニ付、小子八ツ迄之間亭主振被仰付、今
日者出勤不致、

父上様二者当日者御引番ニ付八ツ時より御帰宅、御
客方夜入四ツ過被帰候、無間臥候事、

一昨日渋谷左膳殿嫡子何某殿被死候事、拙者二年輩同
位、

一鐘柄木式本梅田家より貰候事、
一半切式折次方いたし候事、

十二日 晴、

三三

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、田原氏・村

田二而弓、八ツより田原氏と暮迄碁打、暮より東次郎左衛門殿・島津権五郎殿来儀、外ニ父上様御方初二而参上、式人有之候、四ツ過各々被帰、無間臥候事、

十三日 烈風雨、大寒入、

一朝六ツ過起、四ツ後内記殿へ参候、夕詰ニ而八ツ前出勤、大鐘時北郷要人殿へ代合、夫より直ニ鶴江崎池田別荘ニ差越候、書役田原八三次琉球より遣候豚開キ、外ニ同席九人・書役七八人位ニ而候、帰りニ篠原二三二よりは非参候様ニ承り、伊集院半之丞殿・

北条織部殿ニも被差越候、四ツ前帰宿候事、

十四日 曇、晴、天候

一朝六ツ過起、五ツ過より御墓参、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニ伊集院氏へ差越弓、夜四ツ前帰宅候事、

十五日 晴、

天候

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ前御暇、拙宅ニ而弓、有川勇四郎殿・北郷要人殿・伊集院半之丞殿・上野藤馬殿・北郷多仲殿来儀、四ツ過各々被帰候事、

十六日 曇、雨、天候

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニたんとふ屋敷へ参弓、拙宅家内中・田原氏・門松氏・青木氏、戸柱より貞寿院様・市郎左衛門抔としわすれとて出張にて候事、弓式拾建射候、暮帰宅、宇宿孫六郎殿・(朱書「マ、」)殿同道ニ而来儀、四ツ半被帰候事、

十七日 曇、

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、帰掛前へ立寄、直ニ帰宅候得者相良堅助殿来儀、夜入四ツ過被帰、九ツ時臥候事、

十八日 晴、

一朝六ツ時起、直ニ加藤家へ参り、五ツ時帰、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時より伊藤氏へ参り鎗術稽古、

暮より谷山角太夫殿江、四ツ半帰り候事、

十九日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ暮迄絵書、暮より植村氏・小俣氏来儀、四ツ過被帰候、無間臥候事、

廿日 曇天、

一朝六ツ時起、今日者終日相頼出勤不致、屋内そたけかたにて候、暮より前へ参碁打、九ツ過帰宅候事、

廿一日 雨天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、暮より藤島氏・中馬氏来儀、四ツ過被帰候事、

廿二日 晴天、

一朝六ツ時起、五ツ前御吟味詰ニ而評定所へ出勤、四ツ時御暇掛升形江立寄、無間帰宅、大鐘時分より伊藤氏鑑内稽古ニ出張、暮帰宅、九ツ時臥候事、

廿三日 曇、
五時申三時三時二時

一朝六ツ時起、家来共と劍術稽古いたし、四ツ八ツハ出勤、帰宅、直ニ田之浦種子別荘におひて同席中五
六人弓、暮帰宅、四ツ過臥候事、

鹿児島県史料編さん関係者

資料調査員	堀田未希
編集	中野尚子
資料調査員	梶ヶ山梨沙
学芸専門員	崎山健文
調査史料室長	内倉昭文
副館長	松山美朗
館長	高山大作
鹿児島県歴史資料センター黎明館	堂満幸子
委員	宮下満郎
	三木靖
	原口泉
	九州大学名誉教授
	鹿児島大学名誉教授
	五味克夫
	国立歴史民俗博物館前館長
	宮地正人
史料編さん問	東京大学史料編纂所所長
	久留島典子

鹿児島県史料

名越時敏史料四

平成26年3月21日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 測上印刷株式会社